

一般社団法人 大阪ビルメンテナンス協会
Osaka Building Maintenance Association

COMMUNICATIONS

こみゆにけくしよんず

2022
初春号

VOL 99

特集

消毒最前線

病院等業務における感染予防対策

特集

大阪・関西万博

大阪・関西万博についての最新情報、今後の予定展望等

ニュース

ビルメンヒューマンフェア&クリーンEXPO 2021

第17回全国ビルクリーニング技能競技会
関西勢がトップに

**高い洗浄性能に加え、
作業性をとことん追求!**



Cleaner Yushiron **SHAMPOOING HYBRID**

POLEASE (LNU-2)
Cleaner

ユシロ

あのハイブリッドクリーナーに
シャンプー専用タイプが
遂に登場!!

**ユシロン
シャンプー
ハイブリッド**



 YUSHIRO CHEMICAL INDUSTRY CO., LTD.

CONTENTS

〈ご挨拶〉

ごあいさつ

2022年度 OBM 新年度のスタートにむけて

大阪ビルメンテナンス協会 会長 佐々木 洋信 2

2022年 知事年頭所感 大阪府知事 吉村 洋文 4

2022年 市長年頭所感 大阪市長 松井 一郎 6

〈特 集〉

2025年大阪・関西万博への参加について

大阪・関西万博についての最新情報、今後の予定展望等 8

消毒最前線 新型コロナウイルス感染予防の取り組み 株式会社 加藤均総合事務所 15

IoT 18

株式会社 テラモトの新サービス「TERAS」とは

山崎産業株式会社 [CONDOR IoT SOLUTION]

〈ニュース〉

ビルメンヒューマンフェア & クリーン EXPO2021 24

〈OBM委員会・部会活動報告

経営委員会 32

総務友好委員会 35

労務委員会 37

公益・契約委員会 41

青年委員会 59

万博推進委員会 60

警備防災部会 62

設備保全部会 78

賛助会世話人会 80

〈KKC通信〉KKC事業のごあんない 82

〈賛助会コーナー〉 84

編集後記 93

エッセイ募集のお知らせ 94

新たなる情勢・環境へ向けて

一般社団法人 大阪ビルメンテナンス協会
会長 佐々木 洋信



明けましておめでとうございます。令和4年、虎年の新春を健やかに迎えられましたこと、心よりお慶び申し上げます。この2年間、未曾有の新型コロナウイルス感染症の影響により、大阪ビルメンテナンス協会の運営、活動が十分に行き届いていないことに、誠に遺憾に思う次第であります。

「with コロナ」の環境下、大阪協会といたしましては、引き続き、知識と技能の向上によるビルメンテナンス業の質的向上を図り、もって建築物における健康で安全な環境条件の維持発展に邁進して行く所存でございますので、以前と変わらぬご理解、ご協力をお願い申し上げます。

昨年11月頃から新型コロナウイルス感染者が減少し、また、緊急事態宣言も解除となり、少し人出が増え始め、街も活気を取り戻しつつあります。しかし、新しい変異株「オミクロン株」が出現し、「デルタ株」より強力な感染力を持ち、これまで以上に注意しなければならないと言われていています。第6波にならないように、いち早く対策を講じて頂きたいと思えます。

大阪協会は2022年賀詞交歓会を開催いたします。新型コロナウイルス感染症対策のため、例年と異なり留意事項が多くなっており、ご来場の皆様には大変お手数をおかけしますが、ご協力をお願い申し上げます。今年はホテルニューオータニ大阪で開催を決めて、早くからホテル側とコロナ対策や宴会内容を相談し、安全、安心な賀詞交歓会を考えておりますので、ご参加のほどよろしく願いいたします。

社会情勢に目を向けますと昨年10月に衆議院選挙が行われ、岸田政権が誕生しました。コロナ禍においての政策は大変難しいと思えますが、コロナ収束、経済復活をお願いしたく思います。また、東京オリンピック・パラリンピックも大きな混乱もなく、無事に終了したことに安心いたしました。やはり、人の心に勇気と感動もたらす東京オリンピック・パラリンピックを開催したことは良かったと思えました。

全国協会は東京オリンピック・パラリンピックの選手村、清掃維持管理業務を滞りなく終えられたことに、関係各位から感謝の言葉をいただきました。従事された協会会員企業の皆様、クリーンクルーの皆様、全国協会関係者の皆様に心より「ご苦労様と感謝」を申し上げます。

関西に目を向ければ、2025年4月13日から10月13日までの184日間、大阪湾の人工島「夢洲」での「大阪・関西万国博覧会」開催が3年後に迫って来ました。

大阪協会は2年前より万博推進委員会を立上げ、協会一体で取組むことを決議致しました。昨年は万博業務を作成するワーキンググループを協会役員、正会員、賛助会員等、37名で構成して「大阪・関西万博業務提案書」作成にスタートしました。

万博会場の資料明細は公開されていない中、大阪協会が想定した業務内容で作り上げて、「提案書」を博覧会協会に提出し、「大阪・関西万博の管理業務受注」に繋げていきたいと思っております。会員皆様にはこの万博推進ワーキンググループにご参加希望がありましたら、何時でも協会事務局にご連絡頂ければ参加可能ですので、会員皆様のご協力をお願い申し上げます。

大阪協会の本年度の事業、委員会などの活動につきましては昨年度と同様に思うような活動が出来ませんでしたが、各委員会、部会はコロナ宣言解除後、少しずつ対面、集合して開始しており、Zoom会議などで検討した内容を確認し、纏め上げていただいております。

例えば、経営委員会に於きましては大阪府との「災害協定・避難所衛生マニュアル」が完成し、製本に入る予定です。このマニュアルに基づいて、ビルクリーニング部会が作業指導を行う計画になっています。加えて、大阪府にもマニュアルを提出していきます。

また、ビルクリーニング部会では昨年11月に開催された、「ビルメンヒューマンフェア & クリーンEXPO2021」に37名の参加者と共に、「全国ビルクリーニング技能競技会」近畿地区代表選手の応援に来場して頂きました。大阪協会の「テルウェル西日本・長田様」と「JR西日本メンテック・佐野様」が優勝・準優勝を獲得いたしましたことをあらためてお祝いを申し上げますとともにご報告させていただきます。

他の委員会、部会も計画案通りに事業活動を進めておりますので、改めてご報告いたします。

我々の前には解決し難い問題が多々あります。「最低賃金改定」、「人手不足」など以前からの問題が引続き残っております。また、新型コロナウイルス感染も収束が見えないまま、普段の生活へ戻して行かなければなりません。このような状況に対して、大阪協会は新しい情報、正しい情報を早く、適切に会員皆様に提供出来るように努めてまいります。また、「最低賃金」につきましては全国協会へ陳情を申し上げていきます。

最後に、大阪協会は会員皆様に「お役に立つ協会」として邁進してまいりますので、ご指導ご鞭撻のほど宜しくお願い申し上げます。

会員皆様のご多幸をお祈り申し上げます、年頭のご挨拶とさせていただきます。

令和4(2022)年 大阪府知事年頭所感



大阪府知事
吉村 洋文

新年を迎え、謹んで年頭のご挨拶を申し上げます。

佐々木会長をはじめ一般社団法人大阪ビルメンテナンス協会の皆様には、日ごろより、大阪府の建築物衛生行政の推進に格別のご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルスの感染者が府内で初めて確認されてから間もなく2年となります。当初は未知のウイルスへの対応に苦慮しましたが、府民のいのちと暮らしを守ることを最優先に、府民・事業者の皆さまの多大なご協力をいただきながら、全力で感染防止対策に取り組んできました。昨年も感染急拡大による厳しい時期がありましたが、ワクチン接種の促進等により感染は落ち着いた状況にあります。

ただ、新たな変異株であるオミクロン株が確認されており、感染拡大のリスクは常にあります。引き続き、緊張感を持ってコロナ対策にしっかりと取り組むとともに、府民の皆様には、基本的な感染防止対策の徹底にご理解・ご協力をお願いします。2022年は大阪・関西万博をインパクトに、大阪経済を回復させ、再び成長軌道に乗せていく一年としていきます。

府民のいのちと暮らしを守るため、コロナ対策に万全を期します。

早期に抗体カクテル治療が受けられる体制を整備するなど重症化を防ぐ早期治療体制の拡充や、感染の急拡大にも対応できる必要病床数の確保など医療提供体制の充実を進めていきます。さらに、ワクチンの追加接種（3回目接種）に着実に取り組むとともに、ゴールドステッカーをはじめとした安心して飲食できる環境づくりなど感染防止対策を徹底します。

また、大阪経済の回復に向け、コロナで影響を受けた観光・文化・飲食などの事業者への支援や需要喚起策を実施するとともに、厳しい雇用情勢を踏まえ、再就職支援などの取組みを強化します。

さらに、コロナ禍で府民の暮らしが不安定になっていることから、自殺や貧困、虐待への対応を強化するなど、府民が安心して生活できるセーフティネットを充実させていきます。

今後は、ウイルスとの共存を図りながら、感染防止対策の徹底と社会経済活動の維持の両立をめざします。

コロナ対策を着実に進めながら、大阪経済をV字回復させ、さらなる高みへと導くことで、「世界の中で躍動し、成長し続ける大阪」の実現をめざします。

2025年大阪・関西万博はポストコロナの新たな未来を切り拓くシンボルです。開催まで3年余りとなった万博の成功に取り組むとともに、世界の課題解決に貢献するSDGs先進都市をめざします。

地元大阪としては、未来の医療や生活を感じる展示により、ワクワクしながら驚きや新たな感動を味わえ

る参加型の「大阪パビリオン」の出展をめざします。また、万博に先駆け、インターネット上に「バーチャル大阪」を開設しました。今後、大阪の都市魅力を国内外に発信するとともに、万博への来場意欲をかき立てるコンテンツを揃えていきます。

また、万博を一過性のイベントとせずレガシーとして継承していくことが重要です。大阪が持つ強みとポテンシャルを活かしたライフサイエンス・ヘルスケア分野やカーボンニュートラル実現に向けたイノベーションの創出、さらには夢洲地区・うめきた2期地区におけるスーパーシティによる大胆な規制改革を通じて、住民生活の質の向上につながる先端的サービスの実装をめざします。また、万博を契機に、生活・経済圏が一体である兵庫県との連携を進める会議を設置し、大阪・関西の成長に確実に結び付けていきます。

万博とともに、大阪・関西の飛躍のけん引役となるのが、IRと国際金融都市の実現です。

IRについては、昨年、設置運営事業予定者が決まり、2029年秋から冬頃の開業に向けた体制が整いました。毎年1兆1,400億円の経済波及効果が見込まれる世界最高水準の成長型IRの実現に向けて取り組みます。

また、「国際金融都市OSAKA」の実現に向け、海外事業者に対するプロモーション活動などを展開するとともに、東京とは異なる個性・機能を持つ「金融をテコに発展するグローバル都市」と「金融のフロントランナー都市」をめざすべき都市像として、官民一体のオール大阪の体制で取組みを加速させます。

大阪の成長・発展には、その基盤となる都市インフラとまちづくりが不可欠です。関西国際空港の機能強化や、淀川左岸線延伸部及びなにわ筋線をはじめとする道路・鉄道ネットワークの整備を進めます。また、うめきた2期、大阪城東部地区、新大阪駅周辺地域といった都心エリアをはじめとする府内の拠点形成を進めるとともに、2050年に向けた大阪全体のまちづくりの方向性を示す新しいグランドデザインを策定していきます。

人口減少・少子高齢化が進展する中で、大阪が将来にわたって活気にあふれ、元気なまちであり続ける土台をつくり、未来を切り拓いていくのは若い力です。学校教育においては、ICTを活用した質の向上を実現するとともに、新たに顕在化したヤングケアラーの課題にも取り組み、次世代を担う子どもたちを支え、力を伸ばしていきます。また、4月に開学する全国最大規模の公立総合大学である大阪公立大学では、地域社会から国際社会まで幅広く活躍できる人材の育成に取り組みます。

私の任期も、残すところ一年余りとなりました。

これまで、「世界の中で躍動し、成長し続ける大阪」の実現をめざし、G20大阪サミットの開催やIRの誘致、スタートアップ・エコシステムの推進などに全力を尽くしてきましたが、就任当時には予想もしなかったコロナという難題に直面しました。この未曾有の危機を乗り越え、大阪を再び成長のステージに乗せていくことが、私に課せられた最大の使命だと考えています。

そのためには、これまで以上に大阪市との連携をより強固なものとし、府市一体、広域一元化を通じて、東西二極の一極として日本の成長をけん引する「副首都・大阪」の実現につなげていきます。

本年も、府民の皆様の一層のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくごお願い申し上げますとともに、一般社団法人大阪ビルメンテナンス協会の益々のご発展と、皆様にとって素晴らしい年となりますようにお祈りいたします。

令和4(2022)年 大阪市長年頭所感

大阪市長
松井 一郎



あけましておめでとうございます。

一般社団法人大阪ビルメンテナンス協会の皆様方には、健やかに新春をお迎えのことと、心よりお喜び申し上げます。

平素は、市政の各般にわたり格別の御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

一般社団法人大阪ビルメンテナンス協会におかれましては、正会員及び賛助会員あわせて260社を超える企業の皆様が続々と結束され、ビルメンテナンスに関する技術の向上と知識の普及によるビルメンテナンス業の資質向上を図り、建築物における健康で安全な環境条件の維持発展に御尽力いただき感謝申し上げます。また、近年では、国際交流の活発化や災害対策の重要性を見据え、積極的な情報発信と委員会・専門部会の開催による人材育成等を通じて、より衛生的で快適な都市環境の確保や清掃ボランティア活動などの社会貢献活動に意欲的に取り組まれるとともに、防災活動への協力をはじめ、地域の公衆衛生の向上にも御尽力いただいておりますことは誠に心強く、佐々木会長をはじめ関係の皆様方の御熱意とたゆまぬ御努力に深く敬意を表します。

さて、昨年8月に発生した大雨では全国の広範な地域において、人的被害のほか、土砂災害や家屋の倒壊・浸水、交通網の遮断といった甚大な被害が発生しました。近年、地震や台風、大雨のような大規模な自然災害が毎年のように全国各地で発生しており、発生した際には、我々の生活の身近なライフラインに大きな影響を及ぼすため、災害に対する備えは非常に重要となります。そこで、都市部の大型ビルは、優れた耐震性能、備蓄・貯水機能等を有するため、防災拠点や帰宅困難者の避難場所としての活用が期待されております。有事の際に、その性能、機能を幅広く提供するためには、平素からの十分なメンテナンスを行うことが必要不可欠です。

さらに、自然災害だけでなく人為災害により、昨年12月には大阪市内において、多数の人的被害が出る痛ましい火災が発生しました。これまで以上に防火安全対策に係る日頃の点検・維持管理が重要となっております。引き続き、皆様方には、大阪のビルメンテナンス業界で中心的な役割を担っていただくとともに、安全・安心な市民生活を支えることはもとより、衛生的で快適な環境づくりの先導役としての御活躍を期待申し上げます。

一方、新型コロナウイルス感染症につきましては、今後も感染の拡大や、新たな変異株の発生の可能

性など、現在も油断できない状況が続いております。感染拡大防止対策のひとつとして、換気の励行が挙げられておりますので、一般社団法人大阪ビルメンテナンス協会の皆様方におかれましては、引き続き、空気環境基準を遵守し、高いレベルでの建築物の維持管理をお願い申し上げます。さらに、従業員の皆様方のマスクの着用や施設内の消毒などの感染拡大防止対策は、市民の命や暮らしを守ることにつながる重要な取り組みでもあり、改めて皆様方の御理解、御協力に心より感謝申し上げます。ポストコロナに向けて、コロナ前の大阪を取り戻し、より豊かな大阪につなげていくためにも、今後とも、適切な感染拡大防止対策に取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

大阪市といたしましても、新型コロナウイルスとの共存を前提に、新しい生活様式への対応促進を図り、感染拡大の防止と市民生活・経済活動の維持との両立が持続的に可能となるよう、市民生活への支援及び大阪経済の再生を進め、新型コロナウイルスを乗り越えた先にある大阪の成長・発展の基盤の確立をめざしてまいりますので、皆様方の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、国、府、経済界が一体となった誘致活動による 2025年国際博覧会の開催決定やG20大阪サミットの成功は、大阪・関西の世界での知名度や都市格の向上につながりました。「2025年日本国際博覧会」では、世界中から人々が参加し、新たな観光や産業のイノベーションの期待など、関西経済の活性化につながるのと同時に、大阪の魅力は今まで以上に全世界に発信できる絶好の機会になるなど、非常に大きな経済効果が期待できるものです。世界の課題解決に貢献する「SDGs 先進都市」に向け、「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマに開催する「2025年日本国際博覧会」の成功に向けて、公益社団法人 2025年日本国際博覧会協会と連携して開催準備を進めてまいります。さらに、新たな国際観光拠点を目指す夢洲において、大阪・関西の持続的な経済成長のエンジンとなる世界最高水準の成長型 IR（統合型リゾート）の誘致の実現や、うめきた2期区域、大阪城東部地区におけるまちづくり、中之島未来医療国際拠点の整備など、成長を支える都市のインフラの充実や成長産業の育成に取り組み、「2025年日本国際博覧会」との相乗効果に期待して大阪の成長の起爆剤としていきたいと考えております。

大阪・関西が持つ強みやポテンシャルを活かし、高い付加価値や技術革新を生み出すとともに、緊密な関係を築いてきたアジアの成長力を取り込み、成長する都市を実現することにより、2025年日本国際博覧会の成功、SDGsの達成とつなげ、日本の成長をけん引する東西二極の一極として、世界に存在感を発揮する「副首都・大阪」の確立・発展をめざしてまいりますので、皆様方の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

年頭にあたりまして、一般社団法人大阪ビルメンテナンス協会の今後ますますの御発展と会員の皆様方の御健勝、御活躍を心からお祈り申しあげまして、新年のごあいさつとさせていただきます。

大阪・関西万博

2025年 大阪・関西万博への参加について

公益社団法人 2025年日本国際博覧会協会

1. 大阪・関西万博の概要

テーマ いのち輝く未来社会のデザイン Designing Future Society for Our Lives	会場デザイン 海と空が感じられる会場 四方を海に囲まれたロケーションを活かし、世界とつながる「海」と「空」が印象強く感じられる会場   
サブテーマ Saving Lives (いのちを救う) Empowering Lives (いのちに力を与える) Connecting Lives (いのちをつなぐ)	
コンセプト People's Living Lab (未来社会の実験場)	
開催期間 2025年4月13日(日)～10月13日(月) 184日間	
想定来場者数 約2,820万人	
開催場所 大阪 夢洲 (ゆめしま)	



2025年大阪・関西万博は「いのち輝く未来社会のデザイン」という1つのメインテーマと3つのサブテーマを掲げています。コロナ禍に直面するこの時代だからこそ、「いのち」をテーマに掲げた万博を開催する意義が高まったと感じています。

コンセプトは、People's Living Lab 未来社会の実験場です。未来社会ショーケース事業として、最先端の技術などの実装実証を通じて、人々に未来社会を体感いただけます。

会場は大阪ベイエリアに位置する夢洲で、イメージ図のとおり、空と海に囲まれた万博会場となっています。

2. 大阪・関西万博の意義

i) いのち輝く未来社会へ

新型コロナウイルス感染症を乗り越えた先の、新たな時代に向け、世界が一つとなることに意義があり、いのち輝く未来社会のありようを共有することは2025年以後の世界の新たな一歩となります。

ii) SDGs 達成・SDGs+beyond への飛躍の機会

SDGs 達成に向けたこれまでの進捗状況を確認し、その達成に向けた取組を加速させる絶好の機会とし、中長期的な視野を持って未来社会を考えることを通じて、2030年のSDGs達成にとどまらず、その先(+beyond)に向けた姿を示します。

iii) Society5.0 実現に向けた実証の機会

会場全体を未来社会を先取りした超スマート会場とし、新たな技術、サービス及びシステムの社会実装に向けた「未来社会の実験場」とします。

iv) 日本の飛躍の契機に

万博会場において、DX(デジタルトランスフォーメーション)による社会変革の新たな形や、地球環境問題への新たな挑戦の形を世界に示し、経済、社会、文化等あらゆる面において、大阪・関西のみならず、日本全体にとって更なる飛躍の契機とします。

3. プロデューサー

会場デザインプロデューサーに建築家の藤本壮介氏、会場運営プロデューサーにプランナー兼プロデューサーの石川勝氏が就任しており、会場の設計や運営を担務しています。

テーマ事業とは、万博のテーマを表現するために、協会が主催者となって企画する事業のことで、パビリオン建築、展示、催事、映像、バーチャル体験等、いろいろな手法を組み合わせます。

テーマ事業プロデューサーには、ご就任いただいた昨年7月以降、議論を重ねそれぞれのテーマについて、どう表現するか構想をふくらませていただいている最中です。

今後さらに企画を具体化し、企業・団体の皆様のご参加を得て実現していきたいと考えています。

会場デザインプロデューサー

藤本 壮介
建築家



©David Vintiner

テーマ事業プロデューサー

福岡 伸一
生物学者、
青山学院大学教授



「いのちを知る」

河森 正治
アニメーション監督、
メカニックデザイナー



「いのちを育む」

河瀬 直美
映画監督



© LESLIE KEE

「いのちを守る」

小山 薫堂
放送作家、脚本家



「いのちをつむぐ」

会場運営プロデューサー

石川 勝

プランナー、プロデューサー



石黒 浩

大阪大学名誉教授、
ATR石黒浩特別研究所客員所長



「いのちを拡げる」

中島 さち子

音楽家、数学研究者、
STEAM教育家



「いのちを高める」

落合 陽一

メディアアーティスト



©蛸川実花

「いのちを磨く」

宮田 裕章

慶応義塾大学教授



「いのちを響き合わせる」

4-1. 企業・団体等の参加 ～多様な参加メニューを用意～

企業、団体によるご参加の方法はパビリオン出展だけではなく、テーマ事業を含め、様々な参加メニューを用意しています。

i) パビリオン出展 (2021年10月29日に応募受付〆切)

万博のテーマに沿って自由な発想で独自に企画・出展する参加 (敷地面積約 3,500㎡ 9 区画)

ii) テーマ事業協賛

8名のプロデューサーが企画するテーマ事業に協賛社として参加 (資金・施設・物品・役務提供)

iii) 未来社会ショーケース事業出展

会場内で未来社会の実証・実装やテーマを具現化する展示を行う参加 (事業出展・資金・施設・物品・役務提供)

未来社会ショーケース事業の全体フレーム

未来社会ショーケース事業	
未来社会ショーケース事業は、2025年より先の未来を感じさせる次世代技術・社会システムの実証と、2025年の万博にふさわしい先端技術・社会システムの実装の二つのレイヤーを急進に実施を検討しています。	
スマートモビリティ万博 <ul style="list-style-type: none"> 会場アクセスバス 会場内・外周トラム 会場内パーソナルモビリティ ロボット (物流、清掃) 空飛ぶクルマ 等	アート万博 <ul style="list-style-type: none"> ウォーターワールド水上ショー 大屋根プロジェクションマッピング 静けさの森インスタレーション パブリックアート パレード 等
デジタル万博 <ul style="list-style-type: none"> 来場者エージェント、XR案内 自動翻訳システム 高速大容量通信環境 大型映像、サイネージ 等	グリーン万博 <ul style="list-style-type: none"> DAC+CCS、メタネーションガス 水素発電、純水素型燃料電池 アンモニア発電 CO2吸収路面素材 次世代太陽電池 帯水層蓄熱 等
バーチャル万博 <ul style="list-style-type: none"> バーチャル会場 XR演出 サイバー万博 (仮称) 等	フューチャーライフ万博 フューチャーパークを拠点に、様々なアイデアを実装するインキュベーション型事業 <ul style="list-style-type: none"> 未来の都市、住宅、環境、交通、文化 (フューチャーパーク) 未来のヘルスケア (健康医療等データ活用、医療機器・福祉用具 等) 未来の食 (フードテック、自動化、食文化 等) 未来への行動 (TEAM EXPO 2025ベストプラクティス展示)

未来社会ショーケース事業について、実施したい案件(記載されている以外のものも含む)をお持ちの企業・団体様におかれましては、随時、博覧会協会までお寄せください。

※ 現時点のものであり、今後変更することがあります。

2025 年 大阪・関西万博

iv) 会場整備参加・運営参加

企業・団体からの会場整備・運営に必要な施設・物品、サービスのご提供をもって、すべての来場者が快適に過ごせる会場づくり（施設・物品・役務提供）

会場整備参加の概要

施設・物品提供	無償貸与	役務提供
会場整備に必要な施設や物品等を現物でご提供いただくもの	会場整備に必要な施設や物品を無償で貸与いただくもの（会期終了後 協賛者にて回収の上、販売や再利用いただけます）	会場整備に必要な技術やサービス、人員等を無償でご提供いただくもの

例

運営参加の概要

施設・物品提供	無償貸与	役務提供
万博運営に必要な施設や物品等を現物でご提供いただくもの	万博運営に必要な施設や物品を無償で貸与いただくもの（会期終了後 協賛者にて回収の上、販売や再利用いただけます）	万博運営に必要な技術やサービス、人員等を無償でご提供いただくもの

例

v) TEAM EXPO 2025 参加

会期前より、2025 年に向けて、多様な参加者が主体となり、理想としたい未来社会を共に創り上げることを目指すプログラム（共創チャレンジ・共創パートナー）

vi) 催事参加

万博における催事は、会場ににぎわいを与え、万博の祝祭性を高める役割を担う。催事が充実することで、万博の楽しみに厚みが生まれ、来場者のリピート創出効果も期待（資金・施設・物品・役務提供）

vii) 営業参加

会場内営業施設（レストランや物販店舗等）の outlet から、ライセンスビジネス参加と幅広く参加（営業施設 outlet・ライセンスビジネス）

viii) 万博応援参加

広報・プロモーションや寄附など幅広い観点で万博を応援する形で参加（広報・プロモーション・指定寄附）

4-2. 多様な参加メニューと参加形態

各事業の具体的な参加方法について、企業の皆様の参加形態は大きく出展と協賛があります。さらに協賛は資金提供、施設物品提供、無償貸与、役務提供に分けられます。施設建設や車両の提供といった大型のものから、マスクやトイレトペーパーまで広く協賛を募る予定です。企業規模にかかわらず、広くご参加を募っていきます。

2025 年 大阪・関西万博

参加メニュー	参加形態	出展(店)	協賛			
			資金提供	施設/物品提供	無償貸与	役務提供
		協会が提供する敷地・施設等において、参加者が自ら費用を負担して事業を実施	協会が企画する事業に要する費用を金銭で提供	協会が企画する事業に要する施設や物品等を現物で提供	協会が企画する事業に要する施設や物品等を無償で貸与	協会が企画する事業に要する技術やサービス、人員等を無償で提供
パビリオン		○ (民間,自治体,独法等)	-	-	-	-
テーマ事業		-	○ (協賛金)	○ (建設,備品等)	○ (機材,車両等)	○ (ソフトウェア・ライセンス,技術者等)
未来社会ショーケース事業		○ (モビリティ等)	○ (協賛金)	○ (充電ステーション,スマートハウス等)	○ (EV,FCVバス,サイネージ,デバイス等)	○ (バーチャルコンテンツ,システム開発等)
会場整備		-	○ (建設費指定寄附)	○ (舗装材,テント幕,トイレ等)	○ (植栽,エネルギー設備等)	○ (ソフトウェア・ライセンス,技術者等)
運営		-	○ (協賛金)	○ (マスク,リユース食器,トイレトイーパー等)	○ (車いす,ベビーカー等)	○ (教材輸送,VIP輸送,クラウドサービス等)
TEAM EXPO 2025		○ (共創チャレンジ・パートナー)	○ (協賛金)	○ (ノベルティ,ユニフォーム等)	○ (会場施設貸与,Webサイト,ソフトウェア・機材・備品等)	○ (プログラムPR,チャネル提供,スタッフ等)
催事		○ 参加催事 (各種コンテンツ)	○ 主催催事 (協賛金)	○ (屋外小舞台,映像・音響・照明設備,花火等)	○ (映像・音響・照明設備,仮設テント等)	○ (技術・運営スタッフ等)
営業		○ (飲食,物販,自販機等)	-	-	-	-
広報・プロモーション		○ (サテライトスタジオ等)	○ (PRイベント等への協賛金)	○ (カウントダウン時計,横断幕)	○ (屋外広告,PR車両等)	○ (媒体枠,ラッピングバス等)

5. 参加特典

参加特典は主に呼称権、社名表示権、バーチャルパビリオン出展権の3種類があります。

i) 【呼称権】 大阪・関西万博の呼称を、各参加形態に応じて、御社の製品・サービスの広告宣伝・販売促進に関連して使用できるものです。

ii) 【社名表示権】 こちらは主催者が企画する事業に資金や製品・技術等を提供することで、社名等を万博会場内の媒体・アイテムへ表示する権利です。

呼称権

大阪・関西万博の呼称を、各参加形態に応じて、貴社の製品・サービスの広告宣伝・販売促進に関連して使用する権利です。

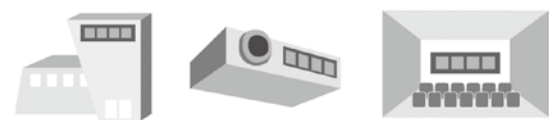
博覧会事業に「参加」	
パビリオン出展	特定事業への協賛
大阪・関西万博 パビリオンパートナー	大阪・関西万博 「事業名称」フラチナパートナー
	大阪・関西万博 「事業名称」ゴールドパートナー
	大阪・関西万博 「事業名称」シルバパートナー
	大阪・関西万博 「事業名称」ブロンズパートナー
	大阪・関西万博 「事業名称」サファイヤ (特設・サービス)

社名表示権

主催者が企画する事業に資金や製品・技術等を提供することで、社名等を万博会場内の媒体・アイテムへ表示する権利です。

(例)

- 施設外壁サイン
- 設備物品サイン
- 館内映像



(パビリオン出展のみ)

※ 実際の参加メニュー毎に、表示対象可能範囲は異なります。

バーチャルパビリオン出展権

バーチャル会場にバーチャルパビリオンを出展する権利です。
(一定の条件に該当する場合に利用可能)

バーチャル会場とは…
実際の万博会場とそっくりなバーチャル会場をデジタル空間に設け、世界中からインターネット経由で万博を体験する機会を提供



バーチャル会場及びバーチャルパビリオンは予定であり、実現をお約束するものではありません

その他

一定の条件に該当する場合、以下の特典が利用可能です。

- ① 協会HP等での参加企業名表示(企業ロゴ使用可能)
- ② 万博ロゴマークを無償で使用する権利
(商品及び商品広告への使用は除きます。)
- ③ 会場内特定施設の優先利用



※ 現時点のものであり、今後追加、変更することがあります。

2025年大阪・関西万博

iii) 【バーチャルパビリオン出展権】 実際の万博会場とそっくりなバーチャル会場をデジタル空間に設け、世界中からインターネット経由で万博を体験するバーチャル会場を予定しており、こちらに出店いただける権利です（一定の条件に該当する場合に利用可能）。

iv) 【その他】 一定の条件に該当する場合、協会 HP 等での参加企業名の表示や万博ロゴマークを、商品などへの使用は除きますが、無償で使用する権利があります。

※ 現時点のものであり、今後追加、変更することがあります。

6. 今後のスケジュール

テーマ事業協賛や未来社会ショーケース事業出展については、随時募集しています。その他の参加メニューについて、今後公募を実施する場合は HP 等にて周知いたします。

	2021年度						2022年度			2023年度		2024年度		2025年度
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	上期	下期	上期	下期		
各国への参加招請	ドバイ万博						各国への参加招請活動-途上国支援メニュー確定性							
パビリオン出展	募集(10/29締め)		審査		基本計画確定 基本設計-実施設計			建設工事-展示物設置						
テーマ事業	基本計画策定									工事				
未来社会 ショーケース 事業	スマート モビリティ万博	1次募集			事業スキーム 決定		2次募集		参加企業調整 開発-実証実験等			完結 準備		
	デジタル万博	1次募集			事業スキーム 決定		2次募集		開発-実証-工事			運営 保守		
	バーチャル万博	募集		参加企業 決定		基本計画/実施設計			制作/施工/テスト			バーチャル 万博開催		
	アート万博	1次募集			2次募集		参加企業決定 企業公募選定		制作/施工/テスト					
	グリーン万博	プロジェクト実現に向けた検討 参加企業調整、開発-実証実験等									完結 準備			
	フューチャー ライフ万博	1次募集			2次募集		参加企業調整 開発-実証実験等			完結 準備				
会場整備・危機管理	リスク-危機管理計画						危機管理体制・システムの検討-構築 教育研修-総合演習							
機運盛り上げ	「TEAM EXPO 2025」プログラム、教育プログラム他						入場券前売販売開始			ベストプラクティス 選定				
行 催 事	催事施設	設計									工事			
	催事コンテンツ	大規模映像装置/音響装置/照明装置の募集									参加催事募集			
営業参加										公募				

※上記は現時点での想定スケジュールであり、今後検討を進める中で変動していく可能性があります。

7. 機運醸成のとりくみ

i) 大阪・関西万博公式ライセンスグッズの販売開始

大阪・関西万博開催に向けて初めてとなる公式ライセンスグッズを、2021年9月16日（木）より期間限定で新発売しています。新発売する公式ライセンスグッズは、ビジネスシーンやプライベートで広くお使いいただける ポロシャツやTシャツ、ピンバッジなどで、常設店舗、グッズ・コーナー、ECサイト等にて販売しています。※ 11月末時点

【常設店舗】

近鉄百貨店あべのハルカス近鉄本店、上本町店、奈良店、橿原店、和歌山店、四日市店

【グッズ・コーナー】

MARUZEN & ジュンク堂書店 梅田店

【EC サイト】

近鉄百貨店オンラインショップ

<https://shop.d-kintetsu.co.jp/shop/e/eG00-expo2025/>

近鉄百貨店ネットショップ（楽天店）

<https://www.rakuten.ne.jp/gold/d-kintetsu/>

近鉄百貨店ネットショップ（ヤフー店）

<https://shopping.geocities.jp/d-kintetsu-ec/>



44 品目（64 種類）※今後、商品の品目の追加を検討していきます。
商品・店舗により、販売終了時期はことなります。

消毒最前線

病院等業務における感染予防対策

新型コロナウイルス感染予防の取り組み

株式会社 加藤均総合事務所

2020年初頭から日本国内で猛威を振った新型コロナウイルスは、ワクチン接種の普及とともに2021年11月現在では減少傾向が続いている状況となりました。(株)加藤均総合事務所(以下当社という)では、この約1年6ヶ月の間、病院清掃現場において様々な取り組みを行い、試行錯誤を繰り返し現在に至っております。取り組み内容は、「感染予防対策」と「新型コロナウイルス受入れ病棟の日常清掃対応(以下レッドゾーン対応という)」に大別できます。

感染予防対策については、病院という特殊性を鑑み、対応を誤ると重大な事象に発展する可能性があるため、マニュアル作成や管理体制構築等全てにおいて細心の注意を払いました。何度も顧客(病院)と打ち合わせを行い最新情報をもとに行動指針及び対応マニュアルの作成に尽力しました。まず最初に当社のスタッフ及び関係者が新型コロナウイルスに「感染しない、感染させない」ことを基本方針に掲げました。

方針及びマニュアル作成後は、管理体制の構築とスタッフ研修を行い、何度も周知徹底をし、患者様及び職員様への「安心・安全」

を追求してまいりました。具体的な当社の感染予防対策の取り組み事例については以下に列挙致しますが、どれだけ取り組みを強化しても不安を払拭する事はできず、目に見えないウイルスの恐怖を実感しました。

【具体的な感染予防対策】

- ・衛生資材の確保
- ・PPE(個人防護具)の正しい使用方法の徹底
- ・手洗い(手指消毒)・うがいの周知徹底
- ・健康観察票(検温・自覚症状)の記入
- ・事業所内の消毒、換気、パーテーション設置の徹底
- ・昼休憩時の混雑緩和(休憩の時差取得)
- ・行動指針の作成及び連絡体制の確立
- ・ミーティング及び研修の分散化と時間短縮及びデジタル化

レッドゾーン対応についての考え方は、当社の「清潔・安全・真心こめて信頼される仕事を実践する」という経営理念が根底にあります。そして病院清掃を通じて地域社会への貢献と防疫業務を含めたビルメンテナンス業

新型コロナウイルス感染予防の取り組み



界の発展に寄与したいという思い、さらには医療の一端を担う重要な役割であるエッセンシャルワーカーとしての自負、日頃からお世話になっている顧客（病院）に少しでも力添えができたらという思いから取り組みを始めました。レッドゾーン対応の日常清掃を開始するにあたり、当社では既存受託病院のみを優先致しました。これは、当社スタッフが「感染しない、感染させない」という基本方針のもと、非常にデリケートで詳細な打ち合わせが必要となるため、何よりも顧客（病院）との信頼関係が必須だと考えたからです。

また、研修等含めて確実に実施できる業務体制が構築できることも大前提にあったからです。当社では、既存顧客への対応が一段落し、更なる体制強化の後、新規顧客へのレッドゾーン対応を開始しました。

当社がレッドゾーン対応を行うにあたり、気をつけていたところを以下に列挙致します。

【感染リスクの観点】

- ・ **防護服の着脱時**：防護服の着脱時、2名体制でマニュアル通りできているか相互に点検する。
- ・ **水回り清掃時**：トイレや浴室清掃時は、排泄物、水はね等、通常でも感染リスクがある場所であります。作業時には細心の注意が必要です。また、コンタクトポイントが多数存在するため、必然と作業範囲が多くなります。

【作業環境及び健康管理の観点】

- ・ **作業環境**：通常の作業服の上から防護具等を着用し作業を行います。また、場所柄小まめな水分補給ができず、暑く、そして息苦しい状況です。
- ・ **健康管理**：自宅で指定の「健康診断観察票（検温含む）」を記入し、平常であれば出勤そして就業前に再度、責任者による検温及び記

入された「健康観察票」の確認のダブルチェックを毎日実施すること。

上記作業環境等の中で一生懸命、当社を代表し対応したスタッフには、会社としてできる限りの誠意をもって対応しました。定期的又は臨時的な PCR 検査及び抗原検査の実施、特別危険手当の支給、宿泊施設の提供、研修（防護具の着脱及び作業方法）の徹底、休業補償制度等であります。そして、スタッフの日々の健康管理を徹底する事が何よりも大切でした。様々な試行錯誤の末、当社独自のマニュアルや管理体制の構築ができました。

最後に今後のウィズコロナの病院清掃についてですが、今回の新型コロナウイルス感染拡大を受け、顧客（病院）ニーズが美観から衛生に移行し、浸透してきました。これは如何に通常の日常清掃で感染経路を断つことができるかを意味しています。そして益々、日

常清掃の重要性が認識されるという事です。今まで蓄積したノウハウ（技術・知識）を更に研磨し、衛生面を考慮した作業品質向上に繋げていく事ができるかが重要なポイントになります。また、ウイルスや菌は目に見えませんが、その評価基準をどのように確保していく事ができるかが課題になってきます。そしてそれらを実施する担い手をどのように研修し育てていけるかも大きな課題の一つであります。まだまだ課題は山積みですが、少しずつ課題を克服し病院清掃現場と向き合うことによりエッセンシャルワーカーとしての地位の確立と顧客から見た業界への信頼、そしてこのビルメンテナンス業界の発展に寄与できるものと信じております。当社ではコロナ禍の活動で得た様々な経験を活かしてピンチをチャンスと捉え、未来に繋がる清掃品質体制をこれからも模索し続けたいと思います。

感染予防対策 感染予防対策 感染予防対策 感染予防対策
感染予防対策 感染予防対策 感染予防対策
感染予防対策 感染予防対策 感染予防対策 感染予防対策
感染予防対策 感染予防対策 感染予防対策
感染予防対策 感染予防対策 感染予防対策 感染予防対策
感染予防対策 感染予防対策 感染予防対策



TERAS

Illuminate the future

DX メンテナンス

テラモトの新サービス「TERAS」とは

株式会社 テラモト

テラモト製品にIoTをプラス

昨今の新型コロナウイルス感染症流行の影響により、世の中は一変し働き方改革が多方面で叫ばれています。ビルメンテナンスの業界においても、従来から働き手の減少や人件費アップなどの諸問題が挙げられ、少ない人数で効率よく業務を進めることは大きな課題となっております。またコロナを機に各施設の清潔さがより求められ、エッセンシャルワーカーと呼ばれるビルメンテナンスに関わる皆様への負担はさらに大きくなっていると感じています。

テラモトでは、ゴミ箱やマット、清掃資機材などを提供し、90年以上の実績と知見、お客様からのお声をヒントに、更なる快適環境の実現に向けて自社製品にIoT技術を組み合わせた次世代型のサービス「TERAS」を一昨年より開始いたしました。

このTERASにより、ビルメンテナンス業界のDX化、安心安全、品質の向上にお役立てできればと思っております。

TERASPLACE

商業施設オフィスビルなど多人数が利用するトイレを効率的に管理することは、顧客満足向上につながるポイントです。

「TERASPLACE」はセンシング技術を活用してトイレなどの利用状況を可視化するシステムです。個室ドアに開閉センサーを取り付け、個室の状況や使用時間が把握できます。

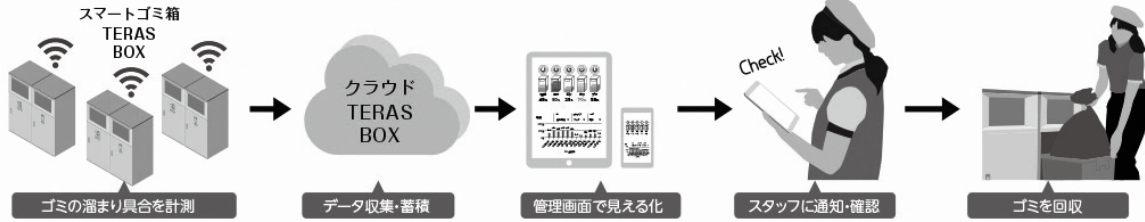
また、センサーを取り付けたマットを入り口付近に敷くことで、利用者の待ち行列がどれくらいあるのかを可視化することもできます。

このシステムは利用状況をIoTクラウドサービスを介してリアルタイムでPCやスマホ、サイネージなどで確認できるため、作業スタッフ管理者だけでなく施設利用者にもお知らせすることが可能です。さらには、トイレトーパーや石けん水の残量もセンシング技術を活用し把握可能となります。

このような環境を構築することにより、清掃スタッフの方は空き状況を確認しながら作業ができ、消耗品のチェックにかかっていた時間も

みんなの場所をキレイで快適に

ゴミ箱にセットしたセンサーで堆積状況を遠隔監視。データ蓄積や分析によるDX支援により清掃クルーの作業効率化をサポートします。



🗑️ ゴミ容量の可視化

ゴミの容量を可視化することにより、ゴミがあふれるのを防ぐことができるので施設の美観を維持することができます。

📱 アラート機能

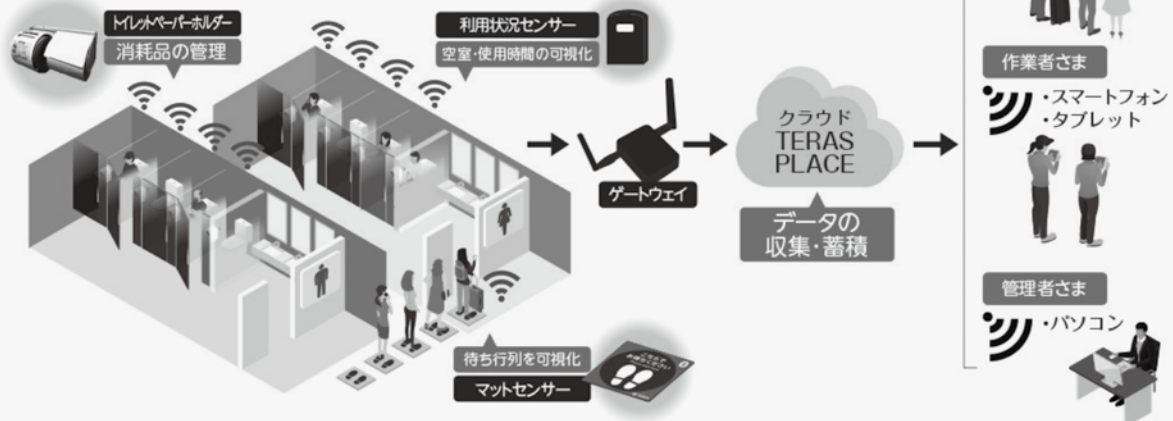
ゴミの量が設定値に達すると清掃クルーに通知を送信。巡回の回数削減がはかれるので人手不足でお悩みの現場にも導入メリットがあります。

📊 データの蓄積・分析

クラウド上に蓄積された堆積データを分析することで、適切な場所へのゴミ箱の設置や効率の良い収集ルートへの分析などが可能です。

みんなのトイレを安心して快適に

センサーシステムを活用したDXメンテナンス支援により、トイレの空き状況をはじめ、トイレ消耗品の管理や作業効率化、犯罪などの抑止にもお役に立てます。



利用状況の可視化

・長時間利用時のお知らせ
緊急時の早期発見
犯罪などの防止

待ち行列の可視化

・おおよその待ち時間の把握
利用者の安心感向上
施設への信頼度向上

消耗品管理

・消耗品の補充タイミングの把握
作業効率の向上
人手不足解消

データの蓄積・分析

・データ蓄積による
各種オペレーションの改善

テラモトの新サービス「TERAS」



TERAS

Illuminate the future

他の作業に充てるなど効率化が見込めます。

管理者の立場からは消耗品の使用頻度確認はもちろん個室の長時間使用や個室内で倒れているなどの事故にも対応できることも大きな特徴の一つです。

TERASBOX

ゴミ箱をスマートに管理できるサービスが「TERASBOX」です。施設内の各ゴミ箱にセンサーを設置し、クラウドを通じてゴミ箱の状況をリアルタイムで確認いただけます。ゴミ箱の残容量が把握できれば、ゴミが満杯で溢れているなど不快な場面を防ぐことが可能となります。

作業面においては、回収作業が格段に時間短縮、効率アップできます。

今まではゴミ箱の残量があってもなくても一カ所ごとに立ち寄る必要がありましたが、このシステムによりあらかじめ設定した容量に達したゴミ箱だけを回収することができます。また、データを蓄積しゴミ箱の設置場所の見直しなどにも役立てることが出来ます。

NEXT CHALLENGE

現在テラモトでは、単なるセンサーのついたIoT製品といった枠組みだけでなく、耐久性など業務用で求められる品質などに注力し開発・改善を行っております。

テラモトはこれからも、皆様と一緒に課題が解決できる仕組み、運用を追求し快適な環境づくりにお役立てできるよう努めてまいります。

テラモトの新たなサービス「TERAS」に大いに期待ください。



TERAS

Illuminate the future

様々な現場に対応できる多彩なソリューションを展開 CONDOR IoT SOLUTION

山崎産業株式会社

コンドル スマートリサイクルボックス管理システム

弊社の新たな取り組みとして【CONDOR IoT SOLUTION】についてご紹介させていただきます。IoTにより”経験と勘”から”エビデンス（根拠）”に基づいたスタイルへ変えることで巡回作業の回数を削減します。【CONDOR IoT SOLUTION】は現在様々な現場に対応可能な多岐に渡るソリューションを展開しております。

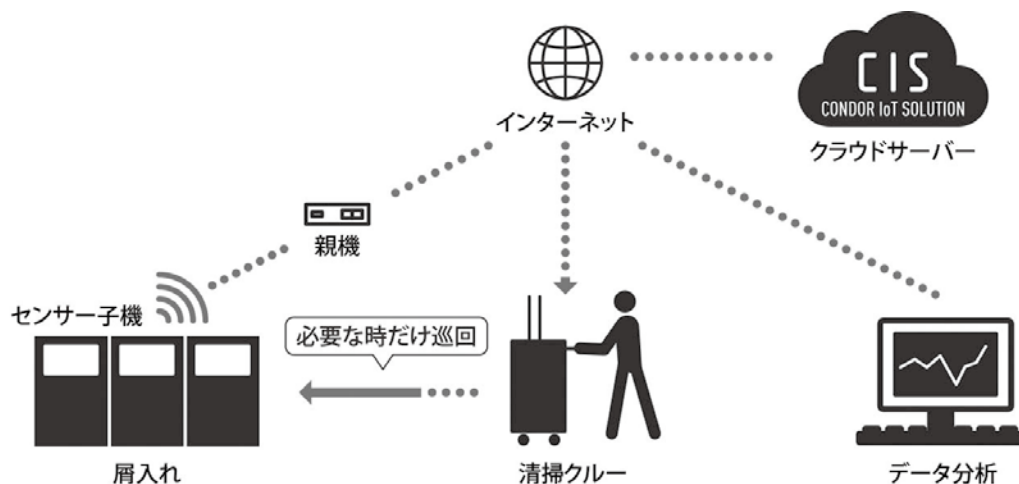
コンドル スマートリサイクルボックス 管理システム

はじめに『コンドル スマートリサイクルボックス管理システム』についてご紹介させていただきます。屑入のゴミの回収の巡回作業時に、まだいっぱいでない屑入にも巡回して無駄な時間をかけていませんか。『コンドル スマートリサイクルボックス管理システム』は屑入に取り付けたセンサーでゴミの堆積量を遠隔で監視します。

●導入でのメリット 1

〈無駄な巡回作業の削減回収〉

ゴミの量が設定したレベルに達したら、清掃クルーのモバイル端末に自動でメールが通



知されます。従来の方法に比べて必要な時に必要な箇所の巡回回収作業ができるので、巡回の回数を大幅に削減できます。

●導入でのメリット 2

〈ゴミの量を統計化〉

ゴミの堆積量やピーク時間、回収の回数など、屑入ごとで統計化できます。さらなる業務効率化を図るエビデンスになります。

●導入でのメリット 3

〈異常を検知・通知〉

内蔵した温度センサーにより、屑入内の温

度を遠隔監視できます。異常な温度を検知すると通知が入り、現場確認を促すことができます。

実際に導入されたお客様の声をご紹介します。大型ショッピングモールの清掃を請け負っているお客様が導入以前は屑入の回収業務が、横の移動と縦の移動を含めると広範囲になるため、非常に時間がかかる作業で、作業効率がよくないとおっしゃってありました。導入後はゴミの量が、事前に把握できるため巡回作業が効率よく運用できるようになり、さらには他の受託物件での活用も検討していきたいとの声も頂いております。

コンドル スマートトイレ管理システム

次に『コンドル スマートトイレ管理システム』についてご紹介させていただきます。

トイレの個室ブースに設置した扉の開け閉めで、利用状況を把握できるセンサーにより利用客の使用回数や滞在時間などを検知します。

●導入でのメリット 1

〈清掃・補充のタイミングと異常を通知〉

使用回数から推定した清掃や消耗品の交換タイミング、長時間反応のない個室ブースなどの異常を清掃クルーのモバイル端末に通知します。

●導入でのメリット 2

〈利用状況を統計化〉

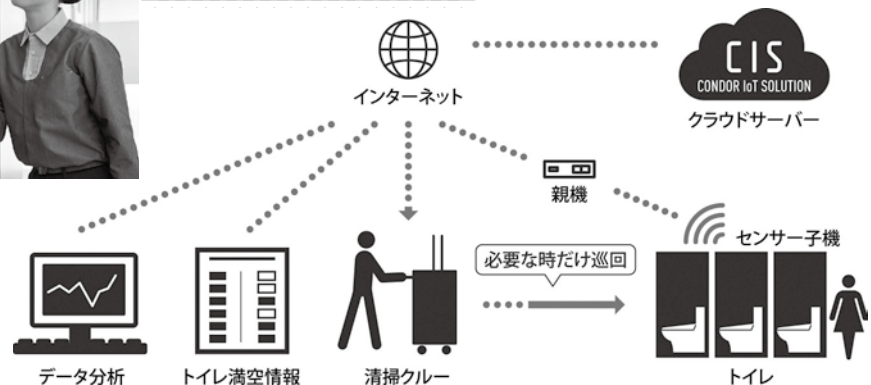
混みやすい場所や時間を統計化することで、利便性改善に向けた計画のエビデンスとなります。

●導入でのメリット 3

〈満空状況を提供 (サイネージ)〉

個室ブースの満空状況を利用者にサイネージで提供できます。待ち時間のストレス緩和とトイレへの移動を促します。

山崎産業株式会社「CONDOR IoT SOLUTION」



トイレスペースと個室両方のご利用状況の可視化ができる近日発売予定のソリューションもご提案できます。「マグネットスイッチセンサー」と「カメラ不使用のカウントセンサー」を組み合わせ、トイレ施設全体の利用者を可視化することができるセンサーです。カメラ不使用なので利用者のプライバシーも保護されます。例えば、化粧直し等でトイレを利用された状況の可視化や男性トイレでは小便器の利用状況の可視化ができるセンサーです。（※正確なカウントを保証するものではありません。）

個室利用者数だけでは把握できなかった全体の利用者数を可視化し、より適切なメンテナンスのタイミングを把握することが可能となります。

実際に導入されたお客様の声をご紹介します。導入以前はトイレの清掃は使用頻度の把握が難しく、全ての個室を対象にして均一的に作業をしていました。導入後は作業が必要な個室を事前に把握することで、作業効率が上がったという声を頂いております。

その他ソリューションについてもご紹介させていただきます。まずは〈施設ご利用者の可視化システム〉です。こちらはカメラを使わず

プライバシーを守ったまま、人数カウントができるセンサーです。例えば、温浴施設や大型施設の入口などにセンサーを設置することで、利用者数を計測することができます。それにより利用状況の把握や清掃のタイミングなどの計画ができ、また入口にサイネージを設置することで利用者に混雑情報を提供できます。

そのほかに『管理対象エリアの環境測定結果の可視化システム』があります。こちらは各種環境測定可能なセンサーです。例えば特定のエリア周辺の密集による温度変化・CO2濃度変化等を測定し結果を可視化できます。環境設備と連携して環境改善などを図る事等に活用が可能となります。またオフィスで活用することで職場環境改善にも活用できます。

【CONDOR IoT SOLUTION】ではこれからも幅広くソリューションを拡張していき、様々な現場で皆様のお声を反映させ、業務改善となるようなソリューションをこれからも提供してまいります。【CONDOR IoT SOLUTION】にご興味いただけましたら是非お問い合わせくださいませ。現場の業務改善にご協力させていただきます。

NEWS

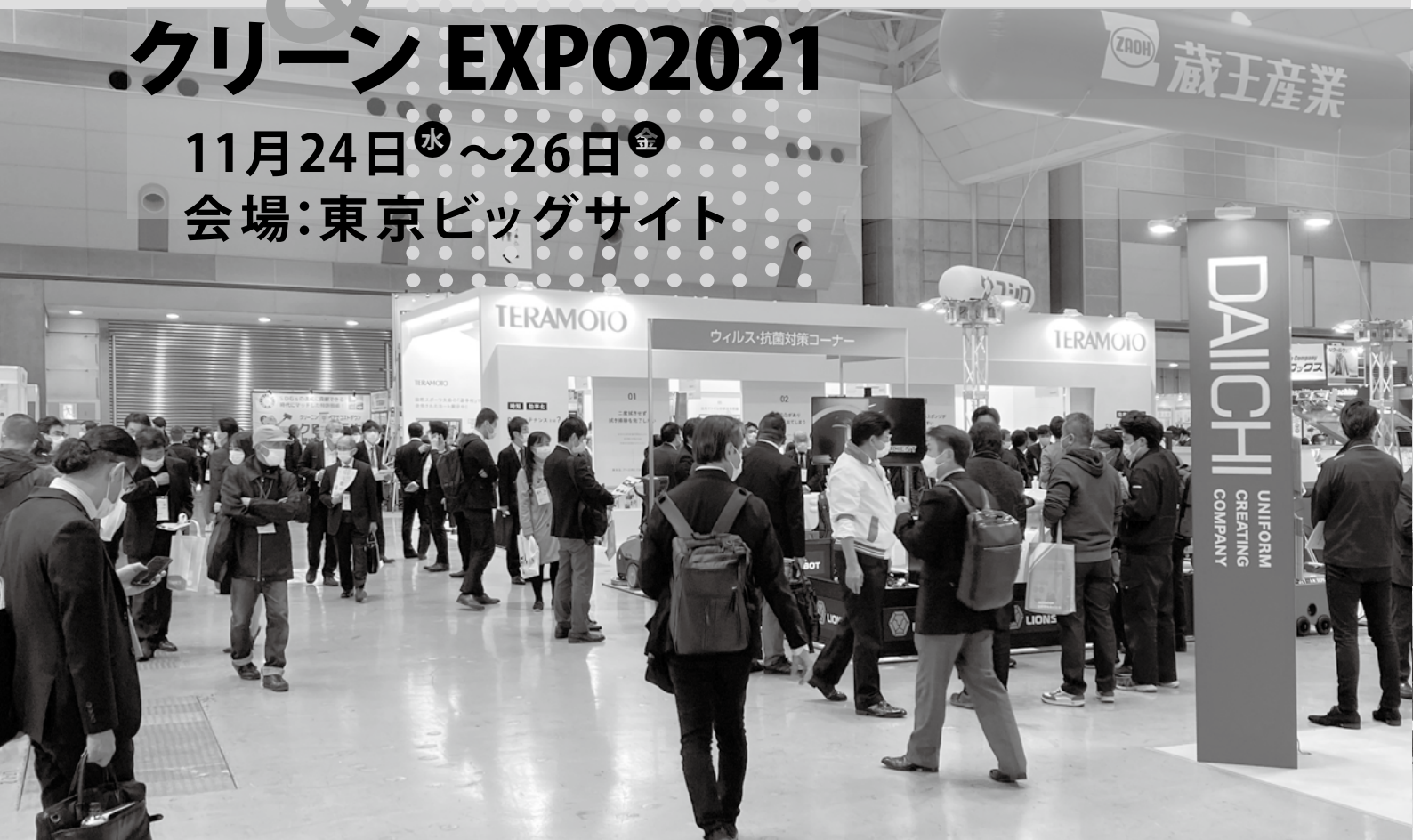
ビルメン ヒューマンフェア

&

クリーン EXPO2021

11月24日^水～26日^金

会場：東京ビッグサイト



ビルメンヒューマンフェア & クリーン EXPO2021 参加報告

11月24-26日3日間東京ビッグサイトで行われた「ビルメンヒューマンフェア&クリーン EXPO2021」に11月24-25日2日間参加してきました。

2年前初めて参加させて頂き、今回は2回目となります。新型コロナウイルスが収束に向かいつつあ

るとは言え、大多数の来場者がある大規模イベント運営を如何に行うのかとても興味を持ち参加しました。

参加企業数ですが、一昨年は185社、昨年はコロナ禍という事で89社と半減しておりましたが、今年は130社程度の参加となった模様です。

来場者数ですが、昨年は新型コロナウイルスの関係で7,000人と一昨年の13,000人から半減しておりましたが、3日間で約11,100名の来場者があったとの報告がありました。

新型コロナウイルス感染症対策としては、「会場内



マスク着用「会場内換気」「サーモグラフィ等による体温測定」「ソーシャルディスタンス」と徹底した取り組みがなされていました。

「第 17 回 全国ビルクリーニング技能競技会」

18 名の方が地区予選を勝ち抜き参加されていました。第一印象は若い人が多いという事でした。

清掃スタッフというと、会社を退職した後の老後の仕事のイメージが強いのですが、このような若いスタッフさんが協議会に向けて必死で頑張っ

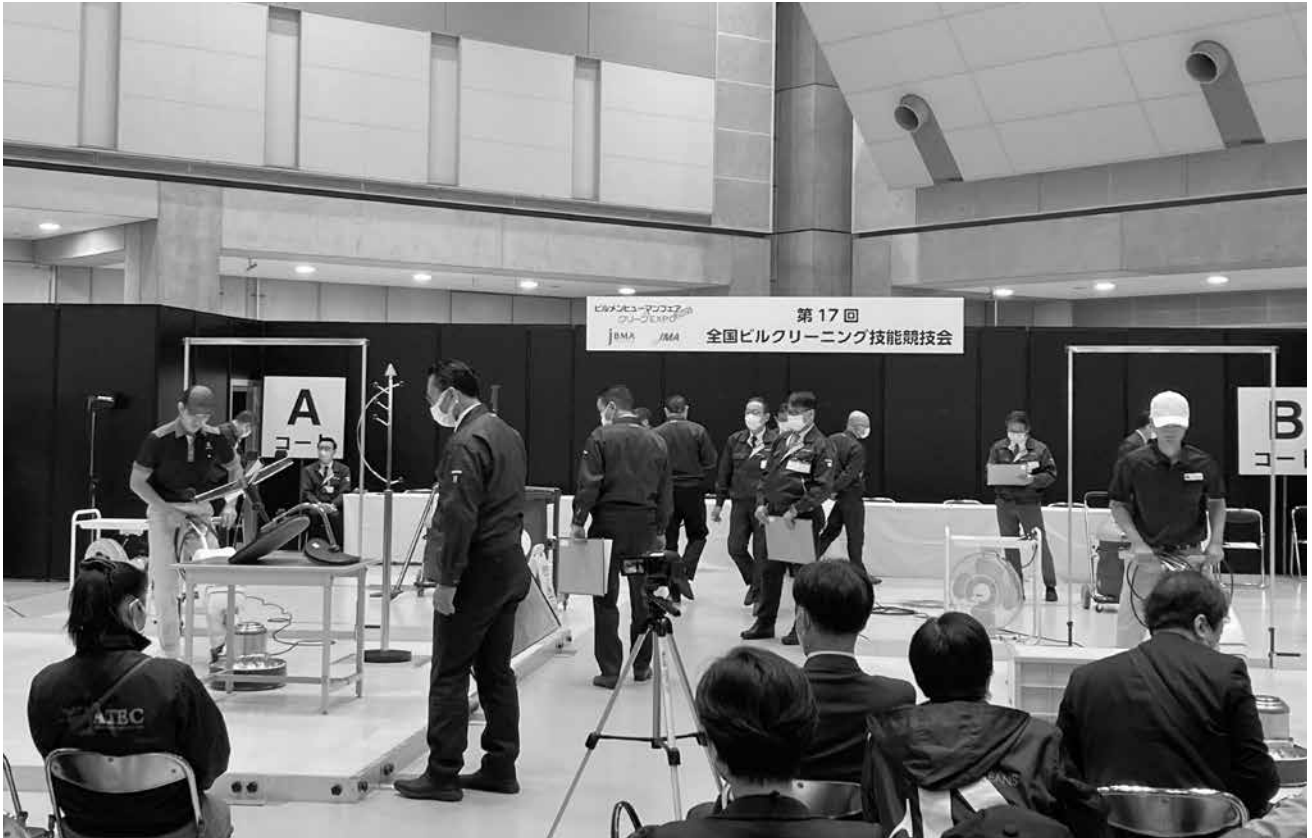
られた姿が思い浮かび感動ものでした。

関西地区から出場された 2 名は大活躍でした。

JR 西日本メンテック佐野さん・・・対戦相手の応援団を見ると、皆学ラン姿で威圧感がありましたが、全く気にせず平常心で演技出来ていました。

テルウェル西日本長田さん・・・対戦相手が女性でしたが、惑わされる事無く冷静に演技されていました。対戦相手の女性は「北海道のバキューム」という異名を持つ実力者で、その名の通り凄い演技でした。

長田さん第 1 位〈厚生労働大臣賞〉おめでと



う！佐野さん第2位〈東京都知事賞〉おめでとう！関西地区代表がワンツーフイニッシュを達成し感動しました。

余談ですが、競技会開会式時に羽田空港凄腕清掃員さんで有名な新津春子さんが、最前列で観戦されていました。TV出演や本の出版、各種講演などで有名な方にお会いできただけでも参加した甲斐がありました。

〔展示会場〕

デモ実演している企業が40数社ほどあり、人気を集めていました。お掃除ロボットはまだ進化しているようで人気を集めていました。ウイルス除去機能付き清掃ロボットも展示されており、注目を集めておりました。

また感染対策のブースも目につきました。新型コロナウイルス蔓延により、ビルメンテナンスの重要要素に環境衛生が加わってきたことを物語っていました。

当方個人的には〈ユニフォーム〉のブースが気になりました。ミズノや東京スタイル等ビルメンとは異質と思われる企業のブースで、スタッフ用ユニ



フォームの展示をされていました。若いスタッフさんに受けそうな、カラフルでおしゃれなユニフォームが展示されて注目を集めていました。

【講演会】

今回は時間の関係で、講演会には参加出来ませんでしたが<特定技能採用で企業がおさえるべき3つのポイント>だけ会場外から立ち聞きました。

ビルクリーニング業種は、対象 14 業種の中で下から 2-3 番目の採用数と、使いこなせていないとの指摘が聞こえてきました。システム上の課題もあり仕方ない部分はありますが、今後さらなる採用難を考慮すると、特定技能採用による外国人スタッ

フさんの人材活用は、業界として注目すべきポイントになってきそうです。

<所感>

展示会場を半日程度ぐるぐる見て回り気になったのは、ブースで色々な質問をされている来場者の方を多く見かけた事でした。ビルメン業界は中小零細企業も多いと思いますので、大阪ビルメンテナンス協会の広報委員として、会員企業さんが知りたい情報の発信をしていく必要性を感じました。

皆さんに毎月楽しんで読んでいただける広報誌を目指して、頑張っていきたいと思いました。

〔広報委員会 服部 哲也〕



ビルメンヒューマンフェア&クリーン EXPO2021 総合資機材展示会の見学を終えて

ビルクリーニング部会 中田 有香

今回のビルメンヒューマンフェアは昨年からの新型コロナウイルス禍の中、感染予防対策を徹底した開催であり、大勢の来訪者で会場内も活気が戻りつつあるように感じました。

いま、ビルメンテナンス業界（特に清掃）は、現場スタッフの高齢化による人手不足を始め、様々な課

題を抱えている状況です。その状況の解消につながるような、効率化を追求したAI搭載の清掃ロボットや、タブレットを駆使した業務支援システム、センサーを搭載したダストボックスなど多くのメーカーからの提案がされていました。

特に清掃ロボット分野では、ティーチング機



能式やマッピング機能式など、実際に稼働し作業マップや作業ルートを記憶させる大型ロボット、又、遠隔で操作が出来る小型清掃ロボットなど多種多様な展示がされていました。更に新型コロナウイルス感染症予防の為に消毒や除菌・抗体などの予防対策商品の展示も多く、お客様へ安全・安心を届けるだけではなく、働くスタッフが安心して作業が出来るよう、より高い安全性と作業時間短縮が見込める商品も多数見られました。

今回の総合資機材展示会では、今まで無駄と思われていた時間の解消や、労力の緩和を目的とした、多くの新しい機材（ロボット他）や業務支援システムが提案され商品化され、私たち

の労働（作業）を助けてくれる事が実感できました。

しかし、高性能のロボットで無駄な時間を解消し、センサーでいろんな状況が遠隔で把握して労力の緩和が出来ても、それだけでビルの美観が保てるわけでもなく、まだまだ「人」にしか出来ない作業が多くを占めているのが現状です。又、それらを扱うのは「人」です。現場のスタッフの誰もが理解出来て、簡単に取扱いが出来ることも必要です。

これから何年か先、もっともっと「人」に寄り添うロボットやシステムが登場した時、私たちビルメンテナンス業界の本当の意味での「働き方改革」が始まるのではないのでしょうか。



ビルメンヒューマンフェア&クリーン EXPO2021

第17回全国ビルクリーニング技能競技会の報告

ビルクリーニング部会 池田 和繁

第17回全国ビルクリーニング技能競技会が11月25日、東京ビッグサイトにて開催されました。2年に1度開催され、全国9地区から厳しい予選を勝ち抜いた精鋭18名がビルクリーニング技能士の頂点を目指し集う競技会です。

近畿地区からはテルウェル西日本（株）関西支店の長田千宏さん、（株）JR西日本メンテックの佐野守生さんの2名が出場しました。長田さんは「近畿代表として選抜された事を大変光栄に思っています。新型コロナウイルスの影響が懸念される中、出場に向けて協力して頂いた皆様、熱心に指導して下さいました方に感謝し、精一杯頑張りますので応援よろしくをお願いします」と語っています。佐野さんは「清掃技術の技の字も知らなかった自分が、まさか全国大会に出場できるとは思っていませんでした。代表として少しでも、上位を目指して頑張るのは当然ですが、せっかくなので思いっきり楽しみたいと思います」と語っていました。

例年は各地区の応援合戦も見どころの一つでしたが、今年はコロナ禍で選手応援団の「声出し」「鳴り物」は禁止という事で拍手により応援しました。

競技は2名同時に行われるので、相手の進行状況が分かり、つい焦ってしまうものですが、さすがに全国ビルクリーニング技能競技会に出場される方々で、そういう事も無く、堂々と競技されていました。また、競技中にミスをした場合、頭が真っ白になり、その後の競技が練習通りに出来なくなるものですが、そういう事も無く、競技されていました。



応援席・一般席共に大勢の人がハッピーを着たり、工夫を凝らした横断幕を掲げたりして熱心に応援をされていました。

競技会の結果は、1位の厚生労働大臣賞は長田さん、2位の東京都知事賞は佐野さんが受賞されました。近畿地区代表の2名がワンツーフィニッシュという快挙を成し遂げました。過去16回の競技会において近畿地区で厚生労働大臣賞を受賞したのが、2回有り、今回8年振りの入賞でした。練習を始めた頃は全国大会出場には程遠い実力だったと聞きましたが、そこから、2人は厳しい練習を繰り返し、その結果、2人共に練習の成果を発揮され、栄光を掴みました。お二人の練習の成果もありますが、指導して頂いた講師の方の指導力・厳しさも忘れてはいけません。

近畿地区の長田さん・佐野さんを始め、選手の皆様、本当にお疲れ様でした。

長田さん・佐野さんに続き、次回も近畿地区代表の活躍に期待しています。

第17回全国ビルクリーニング技能競技会 近畿地区代表の2名がワンツーフィニッシュ



大阪ビルメンテナンス協会から出場させていただいた事を誇りに思います

厚生労働大臣賞受賞

テルウェル西日本(株)関西支店

長田 千宏さん (写真左)

入社して間もない頃、全国ビルクリーニング技能競技会の存在を知りその時は、まさか自分が出場すると思いませんでした。

大会までの練習の日々は大変でしたが、大阪ビルメンテナンス協会で行われた合同訓練でJR西日本メンテックの佐野さん、東京海上日動ファシリティーズの植田さんと交流したことは、とても勉強になり貴重な経験が出来ました。このような機会を与えて頂き、またご指導して下さった指導員の方々には本当に感謝しております。

結果、厚生労働大臣賞という最高に素晴らしい賞を頂き、大変光栄に思っております。これまで熱心に指導していただいた方々や支えていただいた方々のお陰だと思っております。またテルウェル西日本の清掃スキルを披露することができうれしく思います。

近畿地区で上位を独占し、大阪ビルメンテナンス協会から出場させていただいた事を誇りに思います。

これからも皆様のお力添えを頂きながらビルクリーニング業界の発展につながるよう日々精進して参ります。

東京都知事賞受賞

(株)JR西日本メンテック

佐野 守生さん (写真右)

全国大会出場が決まった時、「最初で最後の大会。やれる事は全てやり、入賞できるように頑張ろう」と、決心しました。大阪ビルメンテナンス協会での初練習時には、作業動線もハッキリしないまま、全然上手く行きませんでした。悔しさはありましたが、「やれる事は、まだまだある！」とプラスに考え、仕事の合間をぬって練習を重ねていきました。

練習では、タイム・品質・魅せる清掃など、細かいところまで、ご指導して頂きました。

大会当日、私の順番は、最後の方だったので、極力リラックスしようと思い、会場の雰囲気を楽しむようにしていました。それでも競技時間が近づくとつれ、少しずつ緊張がこみ上げてきて「これは緊張じゃない。ワクワク感だ！」

と言い聞かせ、コートに立ちました。さすがに身体の動きは固く、思い通りにいかない部分もありましたが、大きいミスもなく競技会を終え、結果、東京都知事賞を受賞する事が出来ました。大会出場にあたり、ご指導・ご支援して頂いた皆様のおかげで今回の結果に繋がったと私は感じています。本当にありがとうございました。

経営委員会活動報告

委員長 脇阪 康弘

経営委員会は「企業力の向上」を年間テーマとして掲げています。毎月の定例会議では、一般議題とともに、一昨年11月に締結した大阪府との災害協定履行に関わる取り組み、SDGs（持続可能な開発目標）に関する取り組み、マナー研修指導者養成講座の内容や開催時期について協議し、また毎年実施している講演会のテーマや講師についての協議、2025年に開催される大阪・関西万博推進の取り組みについても協議しています。

新型コロナウイルス感染拡大時期に定例会議が一時期中断されており、6月度より再開できたのですが、感染再拡大によって再度定例会議が中断し、ようやく10月に再開できるようになりました。当委員会では下記の活動を実施しています。

I. 月例会議の開催

毎月第4火曜日を基本として月例会議を開き、全国協会からの通達文書の仕分けや大阪協会理事会での審議事項を確認しています。

さらに前文でも述べた、SDGsの新たな取り組み、講演会の開催、BCP策定講座、マナー研修指導者養成講座並びに災害協定締結関連、大阪万博推進の取り組みについては、副委員長や各委員に担当を分担して協議しています。

II. 災害協定の締結

一昨年11月に大阪府と締結された災害協定について、その協定が有効に履行されるため大阪協会防災アドバイザーの三橋代表主導で、全国協会が発行された「避難所マニュアル」では触れられていない「在宅避難時のマニュアル」と「水道復旧までの避難所衛生マニュアル」を作成致しました。

当初は7月開始で完成までに2か月間を目標にしていたのですが、緊急事態宣言の影響から開始時期は遅れ、10月からの開始となりました。



BCコンサルタント共衛の代表三橋様



一昨年11月大阪府と締結された災害協定の協議を実施

OBM委員会・部会活動報告

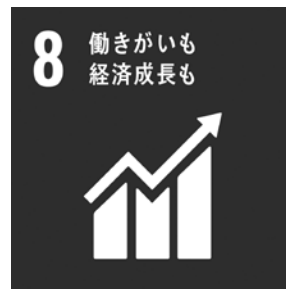
経営委員会

そのマニュアルも11月には完成し、今後普及活動にご協力いただくビルクリーニング部会との合同委員会も11月18日に実施することができました。

今後は作成した2つのマニュアルを冊子にし、会員企業の皆様へ配布できるよう、また、QRコードなどで必要な資料のダウンロードができるように計画しているところです。

III .SDGs の取り組み

大阪協会としてのSDGs（持続可能な開発目標）の達成に貢献するためのビジョン策定に着手致しました。経営委員会の中でSDGsの新たな取り組み創出を図る協議を実施していきます。経営委員会として取り組むべき事項を精査し、随時協議しています。



IV. マナー研修指導者養成講座

引き続きオフィスリバーの川崎代表によるマナー研修実施を予定しています。

6年目の本講座は、当初9月を初回講座開催にできるように調整していましたが、緊急事態宣言の状況を踏まえて時期をずらし、2022年2月28日（月）、3月14日（月）、3月28日（月）の全3回で開催する事となりました。

開催の案内については別途発送させていただきますので、是非お申込みよろしくお願いたします。



マナー研修指導者養成講座 川崎講師

V. 講演会の開催について

一昨年度、昨年度と実施予定であった講演会は、新型コロナウイルスの感染拡大時期と重なり、大変残念ながら2年に渡って

延期となりました。しかし、コロナ禍もワクチンの接種拡大などにより、ようやく一区切りが付き、講演会が開催できる世情と

OBM委員会・部会活動報告

経営委員会

なってきたと思います。

そこで、2022年3月開催を目標として、センチュリー法律事務所弁護士杉田昌平氏を講師に迎え『入管法改正と外国人受け入れ体制の整備』をテーマとした講演会を開催する事が委員会で決定されました。

内容については、一昨年からの状況の変化もあるかと思しますので調整中ではございますが、状況の変化も踏まえた内容にな

るように検討いたします。

様々な業界でも人手不足に対する取り組みとして、技能実習生制度を利用した外国人の直接受け入れや派遣する企業が増えています。今回の講演会ではこれから外国人受け入れに取り組みたい企業、既に外国人受け入れに取り組んでおられる会員企業様などに最新の情報を交え、幅広く情報を共有したいと考えております。



2019年の講演会

VII. その他

その他の活動としては、大阪ビルディング協会様との交流を継続するために、大阪ビルメンテナンス協会主催の講演会への参加の呼びかけを行っています。また、大阪ビルディング協会様主催の経営セミナーや講演会に積極的に参加する事で、相互の情報を共有する事に努めています。

7月に開催された大阪ビルディング協会様主催の技術セミナー（オンライン）には、経営委員会より2名が参加致しました。

10月の経営セミナーに2名、11月の技術セミナーには1名が委員会より参加し、活発に交流をしています。

総務友好委員会活動報告

委員長 岡田 寿代

総務友好委員会は協会の中でも様々なイベント活動を運営する委員会となっております。会員企業様、賛助会員企業様同士の親睦を深める目的で1年を通じて様々なイベントを企画・運営しております。

1月の賀詞交歓会に始まり、2月にはボウリング大会、4月、10月と年2回開催のゴルフ大会、5月の総会、7月の優良社員表彰、7月～9月の期間に開催されるソフトボール大会、11月の日帰りでの懇親旅行等、様々なレクリエーションが開催されております。

1月の賀詞交歓会、2月のボウリング大会、4月開催予定のゴルフ大会が中止となり5月の総会については、緊急事態宣言延長に伴い規模を縮小して実施されました。7月の優良社員表彰についても表彰式のみ執り行われ、その後の懇親会で皆様と和やかに実施しておりましたビンゴ大会についても、残念ながら中止となりました。また、例年夏に屋外で開催されておりましたソフトボール大会も感染の可能性がゼロではないことを踏まえて開催を取りやめる形となりました。個人的には剛速球を投げられるピッチャーの方やそれを打ち返すバッターの方の一生懸命プレーされる姿やチーム其々のユニフォーム姿を見るのも楽しみにしておりました。2021年の総務友好委員会が主催する活動については2020年に続きコロナ禍の影響で思うような活動が出来なくなり、殆どのイベントが中止となってしまいました。その中でも感染対策を徹底し今回開催に至りました「OBM 優良社員表彰」と「OBM 会長杯ゴルフコンペ」についてご紹介致します。

会長の優良社員表彰者へ祝辞

まず、2021年7月7日（水）にホテルビナリオ梅田にて開催されました「2021年度OBM優良社員表彰式」については、会員企業17社様より推薦された40名の方々が表彰されました。皆様の華々しい姿や会員企業様からの推薦理由等を拝見しコロナ禍でも業務に邁進される皆様の素晴らしい受賞の機会に立ち会いさせて頂き総務友好委員一同、今一度、業務に対して尽力していきたいと考えさせられる機会でもありました。また、協会に貢献された永年委員派遣企業・永年委員（専門委員会/委員・部会）・永年職員の方々の表彰も同時に行われました。天気は雨で足元の悪い中でしたが、多くの会員企業様にご出席頂き、とても感動的な式典となりました。



優良社員表彰受賞者の代表謝辞

OBM委員会・部会活動報告

総務友好委員会

また、2021年10月5日（火）に大阪府堺市の天野山カントリークラブで開催されました「OBM会長杯ゴルフコンペ」については、当日の天気も良くゴルフ日和となり、32名の方々にご参加頂きました。4月に開催予定としておりましたゴルフコンペが中止となり、コロナ禍の状況もあり開催が危ぶまれておりましたが、会食や表彰式は中止とし、開催することが出来ました。成績表や賞品等が後日発送となり残念な部分もありましたが、松山英樹もびっくりのプ

ロ顔負けのスコアを出された方々もいらっしゃり、怪我人等もなく無事実施する事が出来ました。日頃お会い出来ない方とご一緒できたり、なかなか個人では回れない名門コースを回れたりと楽しいひとときとなっております。次回開催は2022年4月に神戸方面を予定しており、特にゴルフの賞品については、ご参加頂いた方々に喜んで頂けるような手厚い賞品となっておりますので、皆様奮ってのご参加をお待ちしております。



2021年OBM会長杯コンペに参加のみなさん

2022年の総務友好委員会の活動

今後の総務友好委員会の活動としましては、2022年1月13日（木）にホテルニューオータニ大阪で2年ぶりの開催となる賀詞交歓会や、2月18日（金）に心齋橋サンボウルにて開催のボウリング大会、3月3日（木）にはOBMの8階・10階会議室でのミニ展示会や講習会、5月25日（水）にはホテルニューオータニ大阪での通常総会を予定しております。

2022年については、ワクチン接種や有効な治療薬が充実する事により以前には当たり前に出ていた事が同じく、またはニューノーマルの中で

様々なレクリエーション等を通して会員企業の皆様とより親交を深めるべく多くの交流の場が当たり前前に開催できることを願っております。

今後も総務友好委員会では会員企業様、賛助会員企業様の親睦を深めるために様々なイベント行事を企画・運営し、皆様の更なる社業発展のために委員一同尽力いたしますので、引き続き何卒、宜しくお願い申し上げます。寒い季節が続きますので、どうか皆様も引き続き感染対策には気を付けて健康にご留意ください。

労務委員会 活動状況について

委員長 長井 享樹

昨年から続く新型コロナウイルス感染症の拡大や地震、集中豪雨などの自然災害の脅威を改めて感じます。日々、当たり前の日常を過ごせることに感謝していきたいと思います。

『労働安全大会』『労働衛生大会』の開催

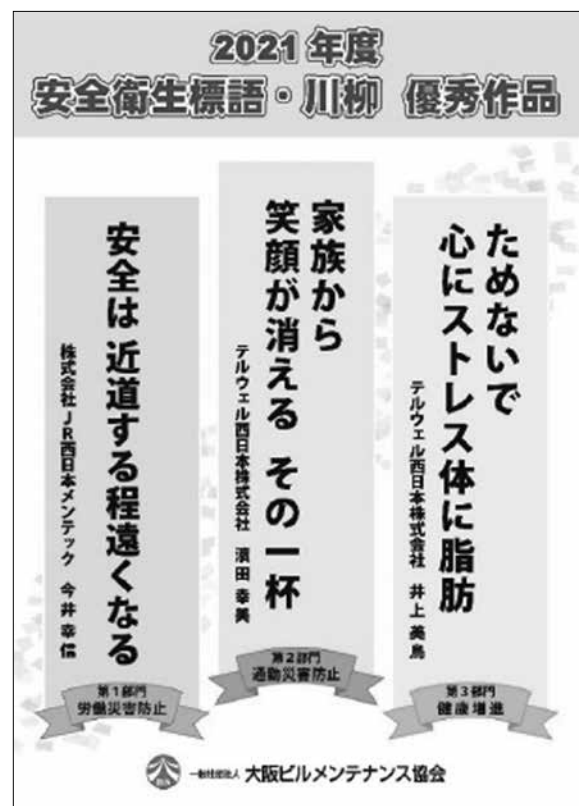
さて、労務委員会では労働災害の防止と安全意識、安全衛生意識の向上を目的として、6月に多くの方々が参加する『労働安全大会』や、9月に『労働衛生大会』をメイン事業として開催しています。



『安全衛生標語・川柳』を選定

また、次のような事業にも取り組んでいます。『安全衛生標語及び川柳』では会員企業様に広く公募し、日々の労働の中で安全・健康意識を高めて頂き優秀作品を選定・表彰しております。

2021年度 優秀作品ポスター



OBM委員会・部会活動報告

労務委員会

『KYT 危険予知訓練・リスクアセスメント実務講習』では企業の労務担当者・事業所責任者を対象に安全の先取りに役立つ講習会を実施しています。



KYT・リスクアセスメントセミナー風景

『安全パトロール』では（一社）関西ガラス外装クリーニング協会と連携で大阪市内のビルで実施されている Gondola・ブランコ作業、ロープ吊り作業の現場視察を行い、安全装備の点検・安全意識の確認などの安全強化指導を行っています。『全国産業安全衛生大会』への参加や、その他にも1年間無災害・3年間無災害企業に対し『無災害企業表彰』を行っております。

このような事業活動の中で、会員企業様から毎月ご提出していただいている『労働者労災通災報告書』は、『労働災害発生状況に関するレポート』の基礎データとしてOBM会員企業はもとより他府県で発生した重篤災害の発生状況・原因等をまとめ、労働安全の大切さについて注意喚起し、無災害への努力を促すために発行しております。全会員企業の状態の把握の為にも無災害の場合についても『災害無し』の報告を宜しくお願い致します。

しかし、昨年度に引き続き緊急事態宣言により委員会の開催もままならない状況の中で、新型コロナウイルス感染症問題の状況や来場者及び関係

者の皆様の安全を第一に考慮した結果、6月の「労働安全大会」は中止となりました。

9月の「労働衛生大会」は中止となった労働安全大会と併せ『労働安全衛生大会』として開催に向け、委員会にて進めておりましたが、この事業についても緊急事態宣言の期間延長に伴い残念ながら中止となりました。

今後の事業活動も新型コロナウイルスの影響により開催を延期または中止するケースが発生すると思われま

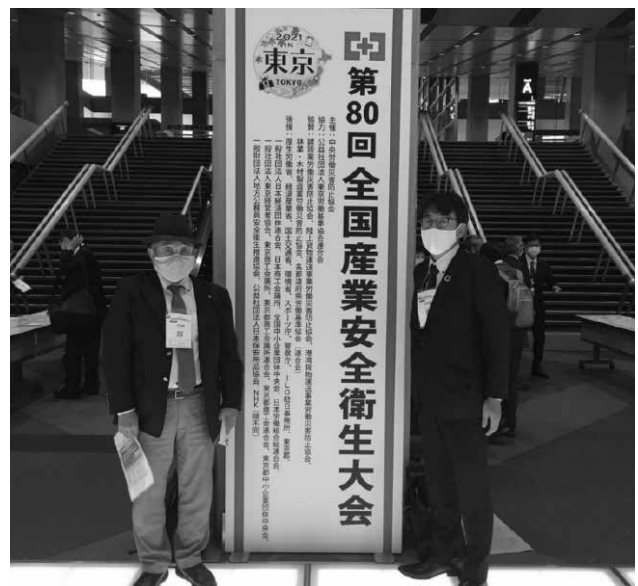
す。ご参加を予定されていた皆様並びに関係者の方々には御迷惑をおかけしますが、何卒ご理解賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

第80回全国産業安全衛生大会 参加報告

「第80回全国産業安全衛生大会 2021in 東京」（中央労働災害防止協会主催）に労務委員会委員として参加しましたので、ご報告致します。

日時 2021年10月27日から29日

参加者 労務委員会 長井委員長、亀山委員の計2名



OBM委員会・部会活動報告

労務委員会

■総合集会へ参加

2021年10月27日(水) 12:10～15:10

会 場 東京国際フォーラム (ホール A)

プログラム

第 1 部 開場 11:00

開会式 12:10～13:20

国歌斉唱

黙祷

開会の辞 中央労働災害防止協会副会長

大会式辞 中央労働災害防止協会会長

祝 辞 厚生労働大臣他

挨拶 公益社団法人東京都労働基準協会
会長

表彰式 12:30～13:00

令和年度 中央労働災害防止協会会長賞表彰、
顕功賞表彰、緑十字賞表彰

大会宣言 13:15～13:20

第 2 部

講 演 13:30～14:00

厚生労働省労働基準局

中間体操 14:00～14:10

中災防ヘルスケア・トレーナー

特別講演 14:10～15:10

「笑顔の日本語

～ユーモアコミュニケーション」

落語家 三遊亭円楽

上記のプログラムにて、安全衛生に功績のあった
方々の表彰、厚生労働省の講演、落語家 三遊亭
円楽氏の特別講演が行われました。

また、第80回記念大会は、現地開催(東京国際
フォーラム)と、大会史上初のオンライン開催(ラ
イブ開催、オンデマンド開催)を組み合わせた初
のハイブリッド開催となりました。コロナ禍にお
ける感染症対策のご苦労がしのべれます。

大会宣言

大 会 宣 言

昨年初春から全国に拡大していった新型コロナウイルス感染症により、亡くなられ、健康を害された方々に心からお見舞いを申し上げます。また、感染者の治療や感染防止対策に全身全霊を捧げておられる医療従事者、エッセンシャルワーカーの皆様にご敬意を表す。

我が国の労働災害は、関係者の努力により、長期的に減少し、昨年の全産業における死亡災害は三年連続で過去最少となった。一方、休業四日以上の上の死傷災害は、平成十四年以降で最多となっている。高齢者の労働災害が年々増加し、転倒災害や墜落・転落災害などが依然として減少していない中で、昨年は、新型コロナウイルス感染症の罹患による労働災害も多数発生している。

労働者の健康をめぐる状況は、一般健康診断による有病率が年々増加し、仕事や職業生活に関する強い不安、悩み又はストレスを感じる労働者は半数を超えている。また、化学物質による職業性疾患の防止対策や、病気を抱えた労働者の治療と仕事の両立は引き続き大きな課題となっている。

コロナ禍にあつて、全社的な安全衛生活動や、安全衛生意識の醸成が困難になってきている中で、前述の課題を克服していくためには、DXに代表されるイノベーションをハード・ソフト両面に取り入れ、活かしていくことが重要となる。リアルとリモートを適切に組み合わせることで、効果的な安全衛生教育を推進し、リスクアセスメントや危険予知活動などを職場の実態に応じて柔軟に、かつ的確に実施していくことが求められている。初めてハイブリッド方式で開催する今回の東京大会が、そのような新たな活動の契機となり、経営トップのリーダーシップのもとに、活動が全国に広がっていくことを希求する。

労働災害のない、安心して働ける職場環境を実現することは、全ての働く人、全ての国民の願いである。ここに、労働災害による犠牲者をこれ以上出さないという決意を新たにするとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に関係者が一丸となって取り組むことを誓う。

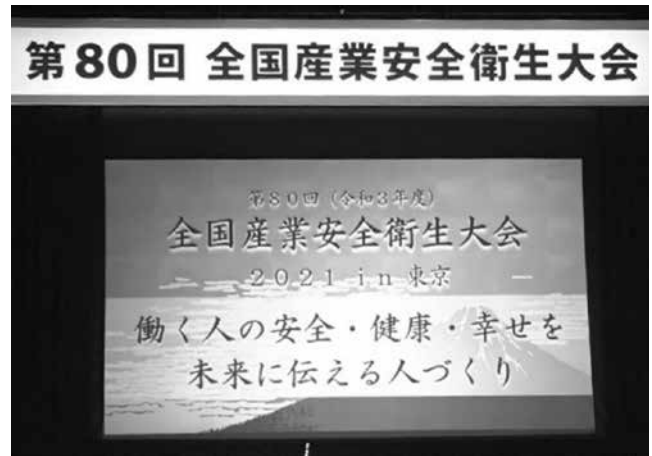
右、宣言する。

令和三年十月二十七日

第八十回全国産業安全衛生大会

OBM委員会・部会活動報告

労務委員会



東京国際フォーラム（ホールA）における「総合集会」風景



全国産業安全衛生大会 パンフレット



緑十字展パンフレット

第12回 ビルメン社会貢献セミナー

委員長 福田 久美子

第12回 ビルメン社会貢献セミナー

「行政の福祉化について」

開催日時：令和3年11月9日(火) 14:00～16:15

場 所：アネックスパル法円坂3階 第6会議室

参加者：大阪府福祉部障がい福祉室自立支援課就労・IT支援グループ 総括補佐 岡本勝之氏
大阪府福祉部障がい福祉室自立支援課就労・IT支援グループ 塩田尚子氏
大阪知的障害者雇用促進建物サービス事業協同組合 事務局長 丸尾亮好氏
大阪知的障害者雇用促進建物サービス事業協同組合 事務局就労支援課長 上国料洋子氏
(一社)大阪ビルメンテナンス協会 公益・契約委員会 委員長 福田久美子
(一社)大阪ビルメンテナンス協会 公益・契約委員会 副委員長 梶山孝清
(一社)大阪ビルメンテナンス協会 公益・契約委員会 山元委員・金ヶ崎委員・河本委員

【開催趣旨】

大阪府が「行政の福祉化」に取り組んだのは平成11年。「障がい者等の就労支援を目的とした清掃業務委託」「総合評価一般競争入札」「ハートフル条例の改正」などの施策を生み出し、府内自治体のビルメンテナンス現場で、障がい者や就職困難者等の雇用就労機会を創出してきました。SDGsという言葉のない中で生まれた「行政の福祉化」は間違いなく、SDGs12.7「つくる責任 つかう責任」

国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する」の先駆的事例です。

コロナ感染予防の観点から令和2年に引き続き開催を見送ることも検討しましたが、もう一度「行政の福祉化」の理解を深め、これからの可能性を追求しようと大阪府担当課をお招きし、エル・チャレンジ、公益・契約委員との忌憚のないラウンドテーブルを少人数の非公開形式で設けました。

【大阪府における行政の福祉化の取組みについて】

大阪府福祉部障がい福祉室自立支援課就労・IT支援グループ
統括補佐 岡本 勝之氏

● 「行政の福祉化」が大阪に根付くまで

今日現在、大阪府の各部局の中核で「行政の福祉化」を知らない者はいません。ただ、そこまでの道のりは簡単なものではありませんでした。

平成10年に知的障がい者を法定雇用率の算定基礎に含める改訂がありました。大阪府では厳しい財政状況の中、既存の予算・事業・資源を活用

OBM委員会・部会活動報告

公益・契約委員会

し「知的障がい者等の雇用就労機会の創出」を図る独自のプロジェクトとして平成11年に「行政の福祉化」を発足させました。当時は障害者総合支援法や就労移行支援事業などありませんでした。

そんな中、「行政の福祉化」は障がい者部門を所管する健康福祉部（当時）だけでなく、「府の全部署を巻き込んで、福祉の視点から住宅、教育、労働などの各分野が連携し、施策の創意工夫や改善を通じて、障がい者やひとり親家庭の父母、高齢者などの雇用・就労機会を創出し、『自立を支援する取り組み』」を取りまとめました。

その成果として、「清掃業務を活用した知的障がい者の就労訓練（エル・チャレンジ）」や「府営住宅を活用したグループホーム」などの取り組みがスタートしました。ただ、提案された取り組みであっても地方自治法との整合性や適合性の確認に時間がかかり、具体化は滞っていました。それでも時間と不況は待ってくれません。雇用失業情勢はさらに悪化し、改めて「行政の福祉化推進プロジェクト」を立ち上げ、平成15年に報告書を取りまとめ、公共調達（官公需）を活用し雇用就労支援を推進する「総合評価一般競争入札制度」のモデル実施も決まりました。

金額のみならず、応札業者の障がい者雇用の取り組みなども評価する「総合評価一般競争入札制度」はその実効性も高く、平成16年からは本格実施にもつながり、平成18年からは指定管理者制度の選定においても同様の評価項目が導入されるなど、少しずつ各部局におけるも認知を広げていきました。

そして、「行政の福祉化」の発足から20年を迎

●総合評価入札のこれから

総合評価一般競争入札の本格実施に向けては、様々な議論がありました。例えば、総合評価一般競争入札の目的は一丁目一番地が「障がい者雇



左 塩田尚子様 右 岡本勝之様

えるにあたり、大阪府社会福祉審議会において行政の福祉化推進検討専門部会が設置され、これまでの総括と行政の福祉化を一層推進するための提言が取りまとめられました。提言では、「府の行政の福祉化のうち、特に障がい者の雇用・就労支援については、職域開発をはじめ就労訓練、職場定着支援等を担ってきたエル・チャレンジとの協働により進めてきたものであり、その果たしてきた役割は極めて大きい。このような中間支援組織について、明確に位置付けるとともに、これら組織の育成なども検討を進めるべきである。」と中間支援組織の位置付けについて言及されています。

この提言をもとに、平成31年には「対象を障がい者を含む就職困難者に拡大」「公契約における就職困難者の就労支援推進を規定」「障がい者等の職場環境整備等支援組織（以下：支援組織）の認定」などを盛り込んだ、ハートフル条例の改正もなされ、「行政の福祉化」の経験を大阪全体で共有し「大阪の福祉化」を目指していくという方向性が示されました。 ※年表参照

用の創出」であったため、「障がい者雇用をしない企業は入札参加資格がない」ということを検討しました。しかし、地方自治法へ抵触する可能性

OBM委員会・部会活動報告

公益・契約委員会

が高いことなどから、検討するプロセスで「排除よりも、やる気を育てよう」という方向性へ移行したのです。各企業で障がい者や就職困難者の雇用就業環境を整える専任支援者の配置を評価しているのもその一つです。「これまで」の実績だけでなく、「これから」専任支援者を配置してやっていこうとする体制を評価しています。

指定管理者の選定に総合評価項目を導入していますが、そもそもの指定管理者導入の目的は「民間活用による行政経営」であり、雇用創出ではありません。対象物件も大小バラバラで、業務も多様です。メンテナンス部分での働く場づくりには期

待できますが、それ以外は難しいのが現実です。だからこそ、当該現場での雇用のみならず、自社の指定管理者物件以外で就職困難者の活躍できる場づくりや市民公益活動への貢献など未来志向の提案も評価しています。

とはいえ、「総合評価項目」として示すと、そのあたりの意図がなかなか伝えきれないことが一つの大きな課題です。これは応札いただく企業もそうですし、行政の福祉化が位置づいた庁内においても同様です。また、今日の福祉的課題解決に向け、いろんな仕組みもできた分、よりややこしくなり、わかりにくくなっていると思います。

【意見交換】

総合評価と認定支援組織の役割

●福田（公益・契約委員会 委員長）

平成15年に大阪府が総合評価一般競争入札制度を導入されたことで、府内の自治体にも広がっています。障がい者雇用が評価項目に導入された当初は戸惑いもありましたが、法定雇用率以上のハードルが設定されたことで、公共物件を受託する企業が中心となり、大阪ではビルメンテナンス業界の障がい者雇用が進みました。

大阪ビルメンテナンス協会でも、各企業内で障がい者雇用を推進いただくため、エル・チャレンジとの協働事業を行い、ビルメン社会貢献セミナーの開催をはじめ、企業内の専任支援者を育成する「障がい者雇用支援スタッフ養成講座」等を進めているところです。

障がい者雇用に対する意識を法定雇用率の遵守やCSR（企業の社会的責任）の達成からCSV（共通価値の創造）へと進化させ、障がい者雇用を各社の経営に盛り込む企業が増えれば、業界の社会的価値をより高めていけるものと考えています。



また、ハートフル条例の改正にともない、障がい者等の職場環境整備等支援組織（以下、支援組織）として、エル・チャレンジのほか、精神障がい者や生活困窮者の支援組織が認定されました。このことで、支援組織の役割の明確化と伴走型支援の充実を期待するところです。

一方で、総合評価の物件においても、これまでの施策の経過や意図が反映されず、重度障がい者が働いてきた現場であっても、安易に軽度障がい者・働ける障がい者を雇って数合わせを優先する風潮には違和感があります。

OBM委員会・部会活動報告

公益・契約委員会

特例子会社制度やA型、企業のコンプライアンス意識の高まりなど、障がい者雇用は追い風です。そんな状況で、大阪府等の公共調達を活用し、障がい者の雇用定着に注力されている企業も増えてきました。障がい者雇用を評価いただくのであ

れば、職業的重度の障がい者を、職場定着も3年ではなくそれ以上の定着期間を評価するなど、あえて少し高めハードルを設定されてもいいと思います。

●岡本(大阪府福祉部障がい福祉室自立支援課就労・IT支援グループ 統括補佐)

総合評価一般競争入札物件では、職業的重度障がい者の雇用を進めたいと思っています。ただ、働くためには、職業能力だけでなく、生活環境も考慮する必要がありますし、職業的重度という定義づけが難しい。自立支援課に「職業的重度障がい者を雇いたい」と問い合わせがあれば、行政の福祉化の一環で改正されたハートフル条例に基づ

き府が認定した支援組織を案内しています。

また、認定支援組織に担っていただく役割を明確にするのもこれからの課題です。財源・予算もなく、企業等から支援の対価を求めてはならないと規定した中で、どこまでお願いしていいのか、庁内でまだ定まっていません。これから議論を深めていきたいです。

●丸尾(エル・チャレンジ事務局長)

認定支援組織も同じような悩みを抱えています。総合評価物件でも業者が変わることもあります。受託事業者が変わっても重度障がい者が継続雇用されればいいですが、体制などが変わり、やむなく退職されることもあります。次に雇う障がい者を一緒に探そうとする事業者であればいいですが、他の就労支援機関から軽度障がい者の雇用を進めようとすることもあります。

本来、発注者である自治体が重度障がい者を雇用してほしいと事業者に伝えることがいいのですが、総合評価で重度障がい者の雇用を実現しようという思いにはバラツキもあるので、支

援組織としても関わり方が難しい。障がい者の雇用数だけでなく、質も担保して



丸尾(エル・チャレンジ事務局長)

いこうとするのであれば、府の施策に位置づく清掃訓練や総合評価の意義を他市町村や企業、福祉関係者のみなさんにも理解いただくなど、もう少し支援組織が関われるような工夫をしていただきたいです。

●福田

職場定着を評価するのであれば、就職困難者や生活困窮者などの相談窓口の継続性も大切にしてほしいと思います。受け入れた人材のことで相談しようにも、相談窓口事業者(支援者)が変わってしまい、相談に応じてもらえなかったことが過去にありました。「企業の相談は受けられない、

当事者からの相談しか受けない」という理由でしたが、職場や生活でトラブルを抱えた本人が相談に行けるでしょうか？

定着支援について、新しい相談窓口事業者が担うのか支援組織が担うのか整理が必要だと思います。

OBM委員会・部会活動報告

公益・契約委員会

●河本（公益・契約委員会 委員）

就職困難者や生活困窮者については、自治体によって相談者数のバラツキが大きいです。求人を出そうと相談に行っても、都市部では人材を紹介いただけても、他の地域ではなかなか人がいません。広域自治体である大阪府の認定支援組織には、地域差を補うような役割に期待したいです。



河本（公益・契約委員会 委員）

「行政の福祉化」を民間にも波及させるには？

●福田

「行政の福祉化」を「大阪の福祉化」にと、これからの方向性が示されていますが、そのためには民間物件が障がい者雇用を推進しようと思えるインセンティブが不可欠だと思います。

エル・チャレンジ代表の冨田さんは、所有する物件で清掃業務を外注した場合、受託者が当該現場で雇用する障がい者の半分程度を、発注者の雇用率にも算定できるような「共生雇用率」という概念を打ち出されています。大手の民間企業で

あれば、自社物件の清掃業務を特例子会社が担当し、障がい者雇用率を達成するケースもあります。「共生雇用率」も似たような発想です。実現すれば、中小企業や個人が所有する物件での障がい者雇用が広がるのではないのでしょうか。そうすれば、中小企業も障がい者雇用率が達成できますし、ビルメンテナンス業界も就労支援という社会的価値をもっと高めることができます。

●岡本

「共生雇用率」という発想は理解できます。ただ、民間企業の事業活動に法律を超えた枠組みをつくることはできません。大阪府としてそのような建物オーナーを表彰することはできたとしても、障がい者雇用率に算定するという法改正は国

の領域で手出しはできません。

「大阪の福祉化」に向けては、まずは公益法人や指定管理者にも「行政の福祉化」の理念を理解いただいて、担い手になってもらうことが大切と考えています。

●梶山（公益・契約委員会 副委員長）

「行政の福祉化」の理念を理解することを指定管理者や受託者に求める気持ちはわかります。ただ、行政サイドから一方的に理解を求めるといったことではないと思います。行政として実現したいことを事業者伝え、事業者の意見も組み込んだ形で、入札の方法や条件を整えていくことが大切です。

障がい者雇用において、人数だけでなく職場定着も求めるのであれば、複数年契約が



左 梶山副委員長 右 福田委員長

OBM委員会・部会活動報告

公益・契約委員会

実効性は高いと思います。単年度契約での入札となると、職場定着は考慮されにくい。さらに、複数年の総合評価入札であっても、障がい者雇用を無視して、一番低い金額の評価のみで落札した事例もあります。民間の一企業と行政担当者が協議したことを反映させるのが難しいのであれば、業界団体と協議する場をつくるとか。協働をすすめるしかけが必要です。

指定管理者制度では行政の財政的負担を減らそうと、民間の自主事業の可能性を「マーケットサ

ウンディング」で事前に測定したり、公共事業を民間が担えるか「市場化テスト」をしてきた実績もあります。行政の福祉化をさらに進めるのであれば、単年度ではなく検証する時間を確保し、「福祉化テスト」のような取り組みをしながら、モデル的に導入する価値はあると思います。

今後、国は予算を確保するけど口出ししない。地方自治体の創意工夫に任せるという流れもあると思うので、行政だけでなく民間と役割分担をしながら、三方よしの取り組みをすすめていきたいです。

●上国料（エル・チャレンジ 事務局就労支援課長）

総合評価一般競争入札物件での就職を職業的重度障がい者のゴールにはしたくないと考えています。同じ物件や同じ企業で働き続けられることも大切ですが、総合評価物件が大きく増えないままでは、働く場所も増えません。また、障がい者が長期的に定着すると企業の新規雇用への支援力も低下してしまい、また働く障がい者にとっても仕事がマンネリ化して、デメリットになることすらあります。

エル・チャレンジでの清掃業務を活用した就労訓練を経て、総合評価物件で働ける力を蓄えて、民

間物件でも働いたり、他の職種にチャレンジする。そんな障がい者のキャリアパスをつくるモデルがあってもいいと思います。



上国料（エル・チャレンジ事務局就労支援課長）

●丸尾

総合評価一般競争入札も平成 15 年にモデル実施され、平成 16 年から本格化しました。障がい者の雇用だけでなく、転職支援や職域を広げると

いった事業者の取り組みを評価する仕組みなども、官民が協議しながらモデル的に進められれば、大阪の福祉化につながると思います。

民営化のこれから

●福田

昨今、契約期間が 20 年という公園の指定管理など、民間投資を促進し、民営化をすすめるための長期契約が増えている印象です。民営化を否定はしませんが、財政負担の軽減ばかりで公共施設の「商業化」が優先され、公共施設の公益性を担

保できるのか疑問です。入札やプロポーザルの時点では「行政の福祉化」など事業者に公益的な提案を求めています。長期的な契約でその履行確認や新たな行政課題への対応などは求めることができるのでしょうか？

OBM委員会・部会活動報告

公益・契約委員会

●岡本

指定管理者の履行確認は、毎年施設ごとに「評価委員会」で実施しています。ただ、委員構成は府の規程があり、弁護士1名、公認会計士1名、経済界・経営分野の学識経験者1名、各施設の機能を踏まえた専門家2名となっています。

指定管理者の評価については、公共施設の公益

性の担保のためにも、行政の福祉化や公益性の専門知識を有する委員を加えることや、選定時の提案だけでなく毎年の事業計画に公益的な新たな取り組みを求めることなどが、大阪府福祉基金の施策推進型公募事業で民間団体から提案されています。

●梶山

公益性の担保も大切ですが、民営化が進み、行政が現場業務を理解する体制を維持できるのかという課題もあります。他府県の自治体では、発注する案件の技術担当が不在ということもありました。直営から民営化という方向性の中で、行政は

現場がわからないという事態になると、現場にとっては無理難題でも行政の意向だけを受託事業者に求めることになりかねません。そのあたりは民営化の副作用として、行政も留意していただきたいです。

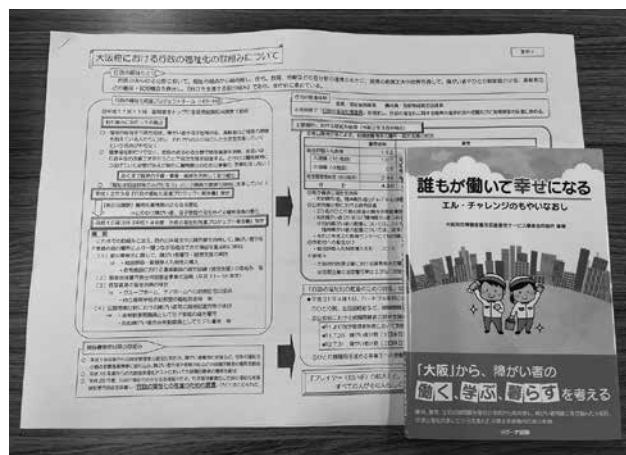
●丸尾

最近では「地域包括清掃契約」と呼べばいいのか、市有施設の清掃業務を1社でマネジメントするプロポーザル入札が豊中市で実施されました。仕様書には障がい者雇用の継続や市内事業者への優先発注など、豊中市が実現したい政策も盛り込まれ、契約業務の効率化の一石二鳥を狙った取り

組みだと思えます。ただ、梶山副委員長が指摘されたように、行政内部で履行確認できる能力が失われ、総合評価入札でも障がい者雇用率などわかりやすい項目や数字ばかりが評価され、悪貨が良貨を駆逐してしまうことがないようにしていただきたい。

最後に

第12回ビルメン社会貢献セミナーは、行政・福祉・産業がおなじテーブルで「行政の福祉化」プロジェクトについての理解を深め、意見交換できたことは大変有意義でした。ご参加くださった大阪府福祉部障がい福祉室をはじめ、皆さま方に感謝申し上げます。2025年の大阪・関西万博を目前にした大阪で、それぞれが役割と責任を担い、創意工夫して大阪発の大阪モデル「福祉化テスト」（仮称）を実践し、SDGsに取り組むことで経済価値と雇用創出に貢献していきたいと思えます。



OBM委員会・部会活動報告

公益・契約委員会

年表

『行政の福祉化』を取り巻く主な法制度の変遷について

	「行政の福祉化」関係	社会福祉・雇用関係・その他
H10 1998 年度		<ul style="list-style-type: none"> ・特定非営利活動法人（NPO）法施行→市民団体・ボランティア団体等が法人格を取得 ・障害者雇用促進法改正施行（法定雇用率の算定基礎の対象に知的障がい者を追加）
H11 1999 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・「行政の福祉化」プロジェクトチーム設置 ・「行政の福祉化促進プロジェクト」報告書 	
H12 2000 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な取組みのスタート（清掃業務の就労訓練、授産製品の購入、府営住宅のグループホーム提供、知的障がい者職場実習受入等） ・健康福祉部（当時）に「就労支援課」、商工労働部に「雇用促進グループ」の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法改正施行（社会福祉基礎構造改革、小規模授産施設の導入） ・介護保険法施行 ・社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会報告書（社会的排除・ソーシャルインクルージョンの概念の登場）
H14 2002 年度		<ul style="list-style-type: none"> ・障害者雇用促進法改正施行（関係会社特例、障害者就業・生活支援センター、ジョブコーチの創設、障がい者に精神障がい者を追加） ・ホームレスの自立支援法施行（10年の時限立法）
H15 2003 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・府有施設における清掃発注業務において総合評価入札（※1）を導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・母子寡婦福祉法改正施行（ショートステイ、保育所優先利用、就業支援策の充実など） ・障害者支援費制度スタート
H16 2004 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・府有施設における清掃発注業務において総合評価入札の本格実施 ・「大阪府ITステーション（障がい者の雇用・就労支援拠点）」オープン ・「公務労働検討チーム（府の公務労働における就労機会の拡大を図るため設置した部局横断会議）」の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者雇用促進法改正施行（雇用率制度除外率の引き下げ（一律10%）） ・地方自治法施行令改正施行（3号随契の対象に「福祉関係施設からの物品調達」を追加）
H17 2005 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅法施行令改正を受けて、知的・精神障がい者等を府営住宅の募集対象世帯に追加 	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害者支援法施行 ・障害者雇用促進法改正施行（ジョブコーチ・グループ就労訓練助成金、在宅障害者就業支援制度の創設など） ・府財務規則改正施行（地方自治法施行令改正に伴う随契手続き規定の設置）
H18 2006 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者制度の選定基準に「行政の福祉化」の視点（障がい者法定雇用率等）を導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者自立支援法施行（就労支援関係のサービス体系を「就労支援事業」、「就労移行支援事業」として見直し ・障害者雇用促進法改正施行（精神障がい者の雇用率への参入）
H19 2007 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪版市場化テストの選定基準に「行政の福祉化」の視点を導入 ・大阪府工賃倍増計画 	
H20 2008 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・従来の「モデル雇用（府庁等における知的障がい者の職場実習の受入れや非常勤雇用をモデル的に行う取組）」に加えて「チャレンジ雇用（知 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法施行令改正施行（3号随契の対象に「福祉関係施設からの役務提供」を追加）

OBM委員会・部会活動報告

公益・契約委員会

	<p>的障がい者等を、自治体等において非常勤職員として雇用し、一般企業等への就職につなげる制度)」を開始</p>	
H21 2009 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・「まちのパン屋さん（店内スペースを活用し、障がい者就労施設等で製造したパン等の販売機会を提供する取組）」オープン 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者雇用促進法改正施行（企業グループ算定特例、事業協同組合等算定特例制度の創設）
H22 2010 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・「モデル雇用」を「チャレンジ雇用」に一本化 	<ul style="list-style-type: none"> ・府ハートフル条例施行 ・障害者雇用促進法改正施行（障害者雇用納付金制度適用対象の拡大（200人超え企業）、短時間労働者の雇用率カウント、雇用率制度除外率の引き下げ（一律10%））
H23 2011 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・「府障がい者サポートカンパニー制度（障がい者の雇用や就労支援に積極的に取り組む事業者の登録制度）」の開始 ・「ハートフルオフィス（知的障がい者、精神障がい者を対象とした非常勤雇用拡充のため、障がい特性に合った事務補助業務を全庁的に集約する取組）」のオープン 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法施行令改正施行（3号随契の対象に「自治体の長の認定を受けた者」を追加） ・パーソナル・サポート事業（h25年度より生活困窮者自立促進モデル事業）
H24 2012 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅法改正を受けて、府営住宅の単身入居における自活要件を廃止 ・大阪府工賃向上計画 	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームレス自立支援法延長（5年間延長） ・母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法施行（ひとり親家庭等を支援する社会福祉法人等への物品・役務調達への努力義務など） ・公営住宅法改正施行（自活要件の廃止） ・認定NPO法人制度（寄附者に対する税制上の優遇措置）
H25 2013 年度		<ul style="list-style-type: none"> ・障害者総合支援法施行 ・子どもの貧困対策の推進に関する法律施行 ・障害者優先調達推進法施行
H26 2014 年度		<ul style="list-style-type: none"> ・母子及び父子並びに寡婦福祉法改正施行（ひとり親家庭・父子家庭への支援強化） ・生活保護法改正施行（一部h25年度）
H27 2015 年度		<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者自立支援法施行（※2） ・障害者雇用促進法改正施行（障害者雇用納付金制度適用対象の拡大（100人超え企業）） ・地方自治法施行令改正施行（3号随契の対象に「認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設」を追加）
H28 2016 年度		<ul style="list-style-type: none"> ・障害者差別解消法施行 ・障害者雇用促進法改正施行（雇用の分野における差別禁止と合理的配慮の義務化）
H29 2017 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・府庁内に「こさえたんショップ（障がい福祉施設の製品を販売する店舗）」オープン ・大阪府社会福祉審議会に「行政の福祉化推進検討専門部会」が設置され「行政の福祉化の推進のための提言」が取りまとめられる 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法改正施行（社会福祉法人による社会福祉事業・公益事業を必要な者に無料・低額で提供する責務規定の創設） ・生活保護制度及び生活困窮者自立支援制度の見直し ・ホームレス自立支援法、延長（10年間延長）

OBM委員会・部会活動報告

公益・契約委員会

H30 2018 年度		<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護法案及び生活困窮者自立支援法改正 ・障害者総合支援法改正施行 ・障害者雇用促進法改正施行（法定雇用率の算基礎の対象に精神障がい者を追加）
R1 2019 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・府ハートフル条例改正（①対象を障がい者を含む就職困難者に拡大②公契約における就職困難者の就労支援推進を規定③障がい者等の職場環境整備等支援組織の認定） 	

- (※1) 「価格」のほかに「価格以外の要素（技術力）」を評価の対象に加えて、品質や施工方法等を総合的に評価し、技術と価格の両面から見て最も優れた案を提示したものを落札者として決定する方式（地方自治法施行令第167条の10の2の規定による）
- (※2) 福祉事務所設置自治体が実施主体となって、官民協働による地域の支援体制を構築し、「自立相談支援、住居確保給付金の支給、就労準備支援、一時生活支援、家計相談支援、学習支援」等の包括的な事業を実施。また、都道府県知事等は、「生活困窮者就労訓練事業」の認定を実施。

大阪府における行政の福祉化の取組みについて

資料 1

行政の福祉化とは

府政のあらゆる分野において、福祉の視点から総点検し、住宅、教育、労働などの各分野の連携のもとに、施策の創意工夫や改善を通じて、障がい者やひとり親家庭の父母、高齢者などの雇用・就労機会を創出し、『自立を支援する取組み』であり、全庁的に進めている。

行政の福祉化促進プロジェクトチーム（H19～H26）

◎平成11年11月 副知事をトップに各部局総務担当課長で結成

取組みにあたっての視点

- 福祉の目指すべき方向は、障がい者や母子世帯の母、高齢者など特定の課題を抱えている人たちに、それぞれの人々の自立した生活を支援していくという視点が不可欠！
- 健康福祉部だけでなく、府政のあらゆる分野で既存資源を活用、あるいは行政手法の改善工夫を行うことで自立支援を促進する。とりわけ雇用就労につなげていく必要があるが新たに雇用創出のための事業化・予算化はしない！

あくまで既存の予算・事業・資源を活用して取組む

○「福祉は担当部署のみが行なう」という職員の見識も同時に改革していく！

平成12年3月『行政の福祉化促進プロジェクト報告書』策定

【新たな課題】雇用失業情勢のさらなる悪化

⇒とりわけ障がい者、母子家庭の母をめぐる雇用環境の悪化

平成15年3月『平成14年度 行政の福祉化推進プロジェクト報告書』策定

概要

これまでの取組みに加え、府の公共発注や公務労働を活用して、障がい者や母子家庭の母の雇用により一層つなげる視点で次の項目を重点的に検討。

- (1) 官公発注に際して、障がい者雇用・就労支援の検討
 - ⇒ 総合評価一般競争入札制度の導入
 - ⇒ 府有施設における清掃業務の就労訓練（就労支援）の取組み 等
- (2) 緊急地域雇用創出特別基金事業の活用（平成11～16年度）
- (3) 既存資源の福祉活用の検討
 - ⇒ グループホーム、ケアホームへの府営住宅の提供
 - ⇒ 府立高等学校余剰教室の福祉的活用 等
- (4) 公務労働分野における障がい者等の就労促進の方針の検討
 - ⇒ 非常勤事務職員として母子家庭の母を雇用
 - ⇒ 知的障がい者を非常勤職員としてモデル雇用 等

報告書策定以降の取組み

- 平成18年度からの指定管理者の選定にあたり、障がい者雇用の促進など、行政の福祉化の視点を審査基準等に盛り込み、障がい者や母子家庭の母などの就職困難者の雇用を創出
- 平成19年度から大阪府市場化テストにおいても就職困難者の雇用を創出
- 平成29年度、行政の福祉化のさらなる推進のため、社会福祉協議会に行政の福祉化推進検討専門部会を設置し『行政の福祉化の推進のための提言』がとりまとめられた。

庁内の推進体制

座長：福祉総務課長 構成員：各部局総務担当課長

※各部局で「行政の福祉化推進員」を指定し、行政の福祉化に関する施策の進捗状況の把握及びに施策実施の促進に務める。

主要項目における取組み結果（令和2年3月末時点）

◎官公発注等による、就職困難者等の雇用・就労支援の状況

	雇用者数	備考
総合評価入札制度	132	
大規模（10施設）	107	平成15年度～全国初の取組み
中規模（8施設）	25	平成18年度から実施：府民センター（6箇所）及び府立大学府羽曳野キャンパス等
指定管理者制度（69施設）	298	新規雇用者数+契約期間における既雇用者数
合 計	430	

◎既存資源の福祉的活用

・知的障がい者、精神障がい者のグループホームの開設にあたり、府営住宅を累計471箇所（770戸）提供（継続事業）

◎公務労働分野における就労促進

- ・20名のひとり親の家庭の親を非常勤事務職員として雇用（継続事業）
- ・知的障がい者28名及び精神障がい者5名を非常勤事務職員としてチャレンジ雇用（継続事業）
- ※知的障がい者の配置については、23年度よりハートフルオフィス（大手前・咲洲両庁舎）を設置。精神障がい者の配置については、従来どおり所属配置。
- ・令和2年度より教育センターにて知的障がいのある府立学校卒業生を雇用する教育庁ハートフルオフィスを設置。
- ◎市町村への働きかけ
 - ・総合評価入札制度導入市町 20市
- ＜参考＞
 - ・大阪府内民間企業における障害者法定雇用率達成割合は43.8%と未だ低い状況にある。（R2.6.1時点）
 - ※民間企業の法定雇用率は2.3%に改定（R3.3.1）

「行政の福祉化の推進のための提言」以降の取組み

◆平成31年4月1日、ハートフル条例行政の福祉化の理念を取り入れ改正・施行

- ①ひとり親、生活困窮者など、就職困難者に対象を拡大
- ②公契約における就職困難者の就労支援の推進
 - ◆R1より指定管理者制度において支援組織活用について加点
 - ◆R1.7.26 障がい者分野（1団体目）の支援組織を認定
 - ◆R2.7.31 障がい者分野（2団体目）および生活困窮者分野の支援組織を認定
- ③ひとり親雇用を進める事業主への表彰制度新設に向け検討中

『プレイヤー（担い手）の拡大』と、困難を抱える人の『働く分野の拡大』の拡大を実現し、すべての人がその人らしく、生き生きと暮らせる大阪、すなわち「大阪の福祉化」を目指す

P1～P2

大阪府社会福祉協議会新たな課題検討専門分科会行政の福祉化推進検討専門部会

大阪府における行政の福祉化の推進のための提言（概要）

○行政の福祉化のさらなる推進のため、平成29年度、大阪府社会福祉協議会に行政の福祉化推進検討専門部会を設置し検討。（4回開催）
平成30年3月に「行政の福祉化の推進のための提言」をとりまとめる。

1 検討の背景

- 「行政の福祉化」とは：府政のあらゆる分野において、福祉の視点から総点検し、住宅、教育、労働などの各分野の連携のもとに、施策の創意工夫や改善を通じて、障がい者やひとり親家庭の父母などの雇用・就労機会を創出し、『自立を支援する取組み』であり、平成11年度より全庁的に進めてきたもの。
- 開始約20年を迎え、これまでの取組の総括（評価）や社会経済情勢の変化と課題を踏まえ、今後、行政の福祉化を一層進めていくために、概念の拡大も含めた展開を検討する必要性。

社会経済情勢の変化と課題

- ①人口減少・超高齢化社会に突入
- ②格差の広がり、就労困難者（生活困窮者）、子どもの貧困（ひとり親の就労支援）
- ③孤立化の防止、地域とのかわり（我が事・丸ごと）
- ④価値観（ユニバーサルデザイン、ダイバーシティ、働き方改革、SDGs）
- ⑤CSRからCSVへ

2 これまでの主な取組内容と実績

【主な取組と実績】

(1) 雇用・就労支援の強化

- ①就労支援
 - 府内職場実習の受入、清掃業務による就労訓練の場の提供、府庁舎での生活困窮者自立支援就労訓練の場の提供
 - ②就業支援：府による取組
 - ハートフルオフィス推進事業、公務労働における非常勤雇用
 - ③就業支援：民間による取組
 - 公共工事発注における障がい者の雇用・就業促進、指定管理における就労困難者雇用の評価、大阪府市場化テストにおける就業困難者雇用評価
 - ④職場定着支援
 - 府有施設清掃業務に係る総合評価入札
 - (2) 既存資源等を活用した福祉施策の推進
 - 府営住宅のGHへの提供、府有施設の就労支援に係る取組への提供（こさたんショップ）、府障がい者優先調達推進方針に基づく物品等購入
- 【行政の福祉化の取組効果の見える化～総合評価一般競争入札の費用対効果の試算～】
- ◆試算方法：総合評価一般競争入札による契約額と一般競争入札による契約額との差額を総合評価一般競争入札にかかる経費とし、社会保障給付費の削減額及び税・社会保険収入の増加額を障がい者が就労することによる利益として、比較を行った。
 - ◆結果：利益が経費を1年間で約4,000万円上回る。すなわち、行政コストが削減されたとの試算となり、総合評価一般競争入札制度には費用対効果の面で一定の政策効果があることがわかった。

【評価（部会意見より）】

- ・障がい者等の雇用については一定の成果。特に総合評価入札制度とそれを支える中間支援機能の仕組みについては、全国でも先進的なものであり、行政の福祉化の取組の中核をなすもの。参加企業の障がい者雇用率は極めて高く、この仕組みにより企業が育てられてきたといえる。
- ・また、府有資源の活用を中心に、今日的な福祉課題を解決する取組（府営住宅における保育所運営等）も実施されてきており、取組を継続する中で新たな展開の芽が生まれている。
- ・子どもの貧困対策としてのひとり親の就労支援といった新たな福祉課題への対応を考えた場合、主として公務労働をフィールドとした現状の取組では限界があり、プレイヤーを拡大する必要がある。
- ・新たなプレイヤーとして、市町村はもとより、当該業務において行政と同様の役割を有する指定管理者、府の地方独立行政法人や社会福祉法人などの公益的役割を担う法人などが考えられる。



指定管理者募集にかかる行政の福祉化関係説明資料

目次

【関係資料】

＜資料1＞大阪府における行政の福祉化の取組について・・・P1
[担当課]福祉総務課 総務・企画グループ(庁内内線2413)

＜資料2＞ハートフル条例の概要及び障がい者雇用率制度について・・・P3
[担当課]雇用推進室就業促進課 障がい者雇用促進グループ(06-6360-9077)

＜資料3＞地域就労支援センターについて・・・P12
[担当課]雇用推進室就業促進課 就業支援グループ(06-6360-9072)

＜資料4＞障害者就業・生活支援センターについて・・・P14
[担当課]障がい福祉室自立支援課 就労・IT支援グループ(庁内内線4161)

＜資料5＞母子家庭等就業・自立支援センターについて・・・P16
[担当課]子ども子育て支援課 推進グループ(庁内内線4261)

＜資料6＞ホームレス自立支援センターについて・・・P19
[担当課]雇用推進室労働環境課 労働対策グループ(庁内内線6762)

＜資料7＞大阪ホームレス就業支援センターについて・・・P21
[担当課]雇用推進室労働環境課 労働対策グループ(庁内内線6762)

＜資料8＞地域若者サポートステーションについて・・・P22
[担当課]雇用推進室就業促進課 就業支援グループ(06-6360-9072)

＜資料9＞自立相談支援機関(生活困窮者自立支援制度)について・・・P23
[担当課]地域福祉推進室地域福祉課 企画推進グループ(庁内内線2423)

＜資料10＞生活困窮者分野の支援組織について・・・P24
[担当課]地域福祉推進室地域福祉課 企画推進グループ(庁内内線2423)

＜資料11＞知的障がい者等の現場就業への取組について・・・P27
[担当課]障がい福祉室自立支援課 就労・IT支援グループ(庁内内線4161)

＜資料12＞障がい者分野の支援組織について・・・P29
[担当課]障がい福祉室自立支援課 就労・IT支援グループ(庁内内線4161)

＜資料13＞知的障がい者雇用の好事例集等について・・・P32
[担当課]障がい福祉室自立支援課 就労・IT支援グループ(庁内内線4161)

＜資料14＞(社)おさか人材雇用開発人権センターについて・・・P34
[担当課]雇用推進室就業促進課 就業支援グループ(06-6360-9072)

＜資料15＞大阪府障がい者サポートカンパニー制度について・・・P35
[担当課]雇用推進室就業促進課 障がい者雇用促進グループ(06-6360-9077)

＜資料16＞公正採用選考人権啓発推進員について・・・P39
[担当課]雇用推進室労働環境課 労政・労働福祉グループ(06-6210-9521)

＜資料17＞保護観察対象者等の雇用について・・・P41
[担当課]青少年・地域安全治安対策課 支援推進グループ(庁内内線4843)

大阪府における行政の福祉化の推進のための提言（概要）

(別紙 10)

評価項目詳細シート

評価項目	分類	(3) 公共性(施策)評価 (福祉への配慮)	項目	I 知的障がい者等の就業状況
評価点	総点	30点	個別点	7点
評価内容	<p>3 知的障がい者又は精神障がい者の雇用を実現するための支援体制の提案内容(企業として実施する具体的な内容)を評価する。 ※項目の提案対象は、本件総合評価一般競争入札に基づき、当該清掃業務等実施施設及び当該清掃業務等実施施設以外の施設で雇用する知的障がい者又は精神障がい者に対する支援体制とする。</p> <p>(1)専任支援者の配置の有無 (2)支援方法</p>			
提出書類	<p>・支援企画書(様式7)</p>			
加算点	<p>専任支援者の配置の有無並びに支援方法の具体性及び実現可能性を総合的に勘案し評価して加算する(7点)。</p> <p>(1) 専任支援者の配置の有無 ※専任支援者を配置しない場合は、「I 知的障がい者等の就業状況」について評価しない。</p> <p>(2) 支援方法(7点) ①基本となる考え方 大阪府が進める「行政の福祉化」の趣旨を理解し、当該現場で清掃業務を通じて貴社が取組むこと ②障害者等の職場環境整備等支援組織(障がい者分野)の活用 支援組織を活用した支援(採用(引継ぎ)、から定着支援) ③個人の適性や希望等を勘案した職場配慮 面談等により本人の意向や希望などを把握し、個々の特性にあった業務分担や仕事を工夫など ④現場作業を行う上での工夫 仕事の手順内容の理解を促進できるような工夫、作業ミス減らすための工夫など ⑤モチベーションを維持する工夫 当事者が働き続けるために実施する社内の取組みやキャリアアップの仕組み、また、働きづつづつことを支える社外での取組みへの参加支援など ⑥本社および地域の支援機関との連携による支援体制 社内の支援体制と「障害者等の職場環境整備等支援組織」および地域の支援機関(障害者就業・生活支援センター、送り出し機関、医療機関等)との連携による支援体制について、役割分担、連携内容、体制など ⑦本社の障がい理解促進と現場での研修 当該現場で障がいのある人が働き続けるための体制構築に必要な知識や配慮ができる取組み ①～⑦の各項目について、評価が得られた項目数に応じて、加算する。(0点～7点) ※提案に際しては、図表やサンプル、写真などを使って、現在取組んでいる内容が理解できるように提案すること。</p>			
評価時確認方法	<p>・支援企画書(様式7)により確認を行う</p> <p>・企画提案書等の提出後に、企画提案書等を提出した全ての入札参加者に対して提案の実現性を確認するため、提案内容について大阪府の関係部局がヒアリングを行う。大阪府障害者等の職場環境整備等支援組織が専門的見地から実現性の確認のためにヒアリングに出席する。</p>			
履行担保方法	<p>・支援企画書(様式7)により提案を受けた内容を仕様書に規定する。</p>			
契約期間中	<p>・支援体制等導入後は支援報告書(契約締結後配布)の提出を求め確認を行う。</p>			
注	<p>・現在就業している知的障がい者が同一施設における就業を希望している場合は、現場配置期限(令和4年1月1日)に関わらず継続雇用に関する提案内容に基づき継続的な支援を行うこと。</p> <p>※「専任支援者の配置の有無」について評価が得られない場合は、「大阪府障害者等の雇用の促進等と就労の支援に関する条例(愛称:ハートフル条例)」の趣旨を踏まえ、「I 知的障がい者等の就業状況」についての評価が得られず、「(3)公共性(施策)評価(福祉への配慮)」30点は0点とする。</p>			
意	<p>・知的障がい者又は精神障がい者の雇用については、支援方法が非常に重要であるため、提案に際しては、企業として実施する具体的な内容を記載し、図表やサンプルなども提示すること。また、提案内容については、その具体性及び実現性評価の観点から、府の関係部局(障害者等の職場環境整備等支援組織(障がい者分野)が同僚)がその内容や支援の実績を確認し、評価する。</p>			
事	<p>・本件総合評価一般競争入札に基づき、実施する実施施設(大阪急性期・総合医療センター、大阪母子医療センター、大阪府がんセンター、大阪府がんセンター、大阪母子医療センター)の入札に参加する際の支援方法については、知的障がい者又は精神障がい者が安全に就業できるような内容であるか否かも評価の内容とするので留意のこと。</p> <p>・知的障がい者、精神障がい者とは、「障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)」第2条に規定する「知的障害者」、「精神障害者」をいう。</p>			
項	<p>・知的障がい者等の新規または継続雇用にあたり、「支援組織(障がい者分野)の活用」を提案する場合、支援組織の活用とは、次の(1)～(3)に示す職場定着などについて、事業者が支援組織に支援を求めることを指す。 なお、雇用に向けた調整は、最優先交渉権者(落札候補者)となった時点から始めること。 (1)職場のアセスメント 職場環境の確認(雇用環境や支援体制等)、職務分析、担当業務の抽出し及び組立て (2)ジョブマッチング(新規雇用の場合) 採用スケジュール、雇用前実習の実施、受入環境の整備等 (3)定着支援 職場に慣れるまでの間の支援、支援機関(送出し機関)との連携方策、一定期間経過後の支援、課題発生時の対応、支援員の配置等</p>			
配付資料等	<p>・大阪府における行政の福祉化の取組みについて(別添1) ・「障害者等の職場環境整備等支援組織(障がい者分野)」について(別添2)</p>			
その他				

(別紙 14)

評価項目詳細シート

評価項目	分類	(3) 公共性(施策)評価 (福祉への配慮)	項目	II 障がい者雇用に関する取組
評価点	総点	30点	個別点	予備点4点
評価内容	<p>2 障がい者の就労支援に関する取組 指定施設等に対する業務発注計画及び実績について、評価する。</p> <p>(1)指定施設等に対する業務発注計画等について 本年発注日(令和2年(契約日～令和5年9月30日)まで)に実行される業務発注計画(金額と発注先)を評価する。 (2)指定施設等に対する業務発注実績等について 本年発注日(令和2年(契約日～令和5年9月30日)まで)に実行された業務発注実績(金額と発注先)を評価する。 【約1.5年度分を前年度実績として評価】</p> <p>一 指定施設とは、次のいずれかの施設等をいう。 ・「障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)」第74条の3第1項に規定する在宅就業支援団体(大阪府内の団体に限る) ・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)」第5条第12項に規定する障害者支援施設(指定入所施設を除く)、同条第20項に規定する地域活動支援センター又は同条第1項に規定する障害福祉サービス事業(同条第7項に規定する生活介護、同条第14項に規定する就労移行支援又は同条第15項に規定する就労継続支援を行う事業)に限定する施設 ・大阪府から企業等と障がい者就業等の発注コーディネート業務に関する委託を受けた法人及び、参加意思確認公算を経て知的障がい者等の就労支援を目的とした清掃業務に関する発注を受けた法人(一般社団法人エール・チャレンジ福祉事業連携機構、大阪府の障害者雇用促進連絡サービス事業協同組合) 一 業務発注とは、物品の買入れ又は役務の提供を受けることをいう。</p>			
提出書類	<p>・障がい者の就労支援計画書(様式9)</p>			
加算点	<p>次の(1)及び(2)の合計点数(上限予備点4点)を加算する。</p> <p>(1)企業としての、指定施設等に対する「業務発注計画」 ※計画期間は、本件発注日(令和2年(契約日～令和5年9月30日)まで)とし、評価は1か年あたり1割り戻しを行う。 ※業務発注計画を作成する場合は、実現可能な発注計画となるよう、指定施設等に相談すること。また、業務発注計画金額については、指定施設等から見積書を受けることにより適切な金額を計上すること。 (2)企業としての、指定施設等に対する「業務発注実績」 ※本件入札年度(R3)の入札日まで及びその前年度(R2)に実行された業務発注実績を実績とする。 【約1.5年度分を前年度実績として評価】 ※業務発注実績については見積書のコピーを添付すること (3)「業務発注計画」及び「業務発注実績」の評価基準と配点 次の①から④を満たす場合、それぞれ予備点0.5点を加算する。 【「(1)発注計画」最大2点、「(2)発注実績」最大1点の計4点。ただし、計の小点数以下は切捨。】 ①指定施設等への発注が500,000円以上の場合 ②就労継続支援B型事業所への発注が100,000円以上の場合 ③就労継続支援B型事業所への50,000円以上の発注が3か所以上の場合 ④在宅就業支援団体への発注が500,000円以上の場合 ※発注金額は消費税及び地方消費税相当額を含んだ金額とする。 ※①には②③④の金額を含め、②には③の金額を含める。</p>			
評価時確認方法	<p>・障がい者の就労支援計画書(様式9)により確認を行う。</p>			
履行担保方法	<p>・障がい者の就労支援計画書(様式9)により提案を受けた内容を仕様書に規定する。</p>			
契約期間中	<p>・提案のあった内容については、府の関係部局等による落札候補者に対するヒアリングにより確認を行う。 ・業務発注等の実績については、領収書のコピーの添付により確認する。</p>			
注	<p>・業務発注計画の内容については、障がい者の就労支援実績報告書(契約締結後配布)の提出を求め確認を行う。</p>			
意	<p>・本項目における業務発注計画は、指定施設等に対するものに限られること。なお、府の総合評価一般競争入札の業務内容を当該業務発注計画とすることはできない。 ・業務発注計画を作成する場合は、実現可能な発注計画となるよう、指定施設等に相談すること。また、業務発注計画金額については、指定施設等から見積書を受けることにより適切な金額を計上すること。 ※提案内容不実行の場合 当該契約の相手方の責めに帰すべき理由により、評価内容2(1)の提案が履行されていない場合は、令和6年度からの発注年度までに実施する当該事業委託に係る総合評価一般競争入札の全ての案件(評価項目詳細シート別添2その他(注)に記載の施設案件)において、「障がい者の就労支援計画」に係る評価項目は評価しない。</p>			
事	<p>・提案のあった内容については、府の関係部局等によるヒアリングにより確認を行う。</p>			
配付資料等	<p>・大阪府における行政の福祉化の取組みについて(別添1) ・在宅就業支援団体の概要(別添6) ・大阪府工賃向上計画支援事業の概要(別添7)</p>			
その他				

大阪府における行政の福祉化の推進のための提言（概要）

(別紙 16)

評価項目詳細シート

評価項目	分類	(3) 公共性(施策)評価 (福祉への配慮)	項目	Ⅲ 就労困難者の雇用に関する取組	履行担保方法
評価項目	30点	30点	個別点	予備点11点	
評価内容			<p>1 就労困難者の雇用状況等</p> <p>(1) 就労困難者の新規雇用予定者数を評価する(上限5名、予備点3点) ※新規雇用とは、令和3年10月1日から令和4年10月1日までに新たに雇用する雇用者数をいう。 ただし、過去1年以内に雇用していた就労困難者を除く。</p> <p>(2) 就労困難者の既雇用者数を評価する(予備点9点)</p> <p>(3) 就労困難者の定着状況(予備点5点)</p> <p>(4) 就労困難者の雇用促進 大阪府が実施する就労困難者の雇用促進施策への協力・活用を評価 ○就労困難者の就労支援(予備点1点) 大阪府が実施する「就労困難者に対する就労支援事業」又は「企業に対する支援学校等生徒の雇用支援事業」の補助事業者である(一社)おおさか人材雇用開発センター(C-STEP)への加入、もしくは大阪保健観察所への「協力雇用主」としての登録 (どちらも令和3年5月31日に登録又は加入されていることを評価する。) ○障害者等の職場環境整備等支援組織の活用(予備点1点) 就労困難者の職場定着支援の必要性に鑑み、(1)～(3)の新規雇用予定者又は既雇用者の支援(採用(引継ぎ)から定着支援)において、障害者等の職場環境整備等支援組織(障がい者分野、生活困窮者分野)を活用することを評価する。 ※(1)～(3)の各センターの①～⑤の利用者及び⑥の対象者のうち、「障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第2条に規定するものに限る。 生活困窮者分野:下記センターの⑥の利用者に限る。</p> <p>※(1)～(3)の評価対象は、大阪府内の次の①～⑦の各センターの利用者又は⑧発行の「協力雇用主」の登録・保護観察対象者等の雇用に関する証明書の対象者とする。 ①地域就労支援センター、②障害者就業・生活支援センター、③大阪府母子家庭等就業・自立支援センター、④ホームレス自立支援センター、⑤地域若者サポートステーション、⑥生活困窮者自立相談支援機関、⑦大阪ホームレス就業支援センター、⑧大阪保健観察所(但し、地域若者サポートステーションの利用者については、1年以上求職の状況にあり、地域若者サポートステーションが推薦する者を対象とする。また、生活困窮者自立相談支援機関の利用者については、同機関が生活困窮者に対する支援の種類及び内容を記載した計画である「自立支援計画」を作成した者を対象とする。) ※(1)～(2)の人数については、新規雇用予定者数と既雇用者数の組み合わせ可 ※(1)～(3)を合わせた予備点の上限は9点とする。</p>	<p>・新規雇用者数については、就労困難者雇用計画書(様式11)により提案を受けた内容を仕様書に規定する。 ・新規雇用者数のあつち雇用期間については、令和4年5月1日を1回目の期限、令和4年10月1日を2回目の期限とし、それぞれの期限までに雇用する人数を仕様書に規定する。 ・提案人数に応じた履行期限(期限よりも早い雇用予定とすることも可) ・3人まで…令和4年5月1日 ・4人～5人…令和4年10月1日</p> <p>・就労困難者を新たに雇用又は解雇した場合は、速やかに就労困難者雇用状況報告書(契約締結後配布)の提出を求め確認を行う。 ・就労困難者を解雇した場合は、事業者に対して、速やかに予定人数を満たすよう人員の補充を求める。 ・各年度、就労困難者の雇用状況について、就労困難者雇用実績報告書(契約締結後配布)の提出を求める。</p> <p>※(1)から(3)の評価対象者は、大阪府内の次の①～⑦の各センターの利用者又は⑧発行の「協力雇用主」の登録・保護観察対象者等の雇用に関する証明書の対象者とする。 ①地域就労支援センター、②障害者就業・生活支援センター、③大阪府母子家庭等就業・自立支援センター、④ホームレス自立支援センター、⑤地域若者サポートステーション、⑥生活困窮者自立相談支援機関、⑦大阪ホームレス就業支援センター、⑧大阪保健観察所(但し、地域若者サポートステーションの利用者については、1年以上求職の状況にあり、地域若者サポートステーションが推薦する者を対象とする。また、生活困窮者自立相談支援機関の利用者については、同機関が生活困窮者に対する支援の種類及び内容を記載した計画である「自立支援計画」を作成した者を対象とする。)</p> <p>(1) (新規雇用者) 令和3年10月1日から令和4年10月1日までに新たに雇用する雇用者数を提案すること。 なお、貴社が複数の入札物件に入札する場合は、それぞれ入札物件ごとに新たに雇用する雇用者数をそれぞれ提案すること。 (例) ①の入札物件①大阪府立大学中百鳥キャンパスと②大阪府立大学中百鳥キャンパス・新築雇用2名、③大阪府立大学中百鳥キャンパス・新築雇用4名…入札物件①、②両方とも入札した場合として新規雇用者は6名となる。 ただし、知的障がい者及び精神障がい者については、総合評価実施施設(別紙2その他欄[注]に記載の施設)は、配置基準を設けているので、当該施設以外の現場での雇用とすること。 (2) (既雇用者) 平成30年5月1日から令和3年5月31日までの間に雇用された者のうち、令和3年5月31日現在在職している者 (3) (定着状況) 平成30年5月1日から令和3年3月1日までの間に雇用された者のうち、令和3年5月31日現在在職している者</p> <p>※ここでいう「雇用された者」とは常用雇用労働者をいい、臨時又は一時的に雇用する者を除く。 ※「常用雇用労働者」とは、次の条件をすべて満たす労働者をいいます。 ―週間あたりの労働時間が30時間以上あること。 ―雇用の期間の定めがなく雇用されること。または、一定の雇用期間を定めて雇用されており、その雇用期間が反復更新されていること。 (すなわち、過去1年を超え期間について引き続き雇用されていること。又は雇入れの時から1年を超えて引き続き雇用される見込まれること。 ―各種労働制度(労働保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険、介護保険など)に加入していること。 ※定着状況の算定については、分母となる「就労困難者数」から「労働者の責めに帰すべき理由により解雇された就労困難者数」及び「自己都合により離職した就労困難者数」を差し引いて算出する。 ※提案のあった内容については、関係部署等によるヒアリングにより確認を行う。</p> <p>※(1)～(3)を合わせた予備点の上限は9点とする。</p> <p>(4) 職場環境整備等支援組織(障がい者分野・生活困窮者分野)の活用に係る具体的な内容は別添2、14-3のとおり。</p>	
提出書類			<p>①就労困難者の雇用等に関する取組提案書(様式10-1)</p> <p>②就労困難者雇用にかかる障害者等の職場環境整備等支援組織の活用計画書(様式10-2)</p> <p>③就労困難者雇用計画書(様式11)</p> <p>④就労困難者雇用実績報告書(様式12)</p>		
加減点			<p>(1) 新規雇用予定者数に応じて評価(上限5名、予備点3点)</p> <p>(2) 既雇用者の雇用者数に応じて評価(予備点9点)</p> <p>(3) 定着状況に応じて評価(予備点5点) 定着率が70～80%未満…1点、80～90%未満…2点、90%以上…3点</p> <p>(4) 障がい者等就労困難者の雇用促進 大阪府が実施する障がい者等就労困難者の雇用促進施策への協力・活用を評価 ①補助事業者である(一社)おおさか人材雇用開発センター(C-STEP)への加入、もしくは大阪保健観察所への「協力雇用主」としての登録(予備点1点) (どちらも令和3年5月31日に登録又は加入されていることを評価する。) ②障害者等の職場環境整備等支援組織の活用(予備点1点)</p> <p>※(1)～(2)の加減点(人数)については、新規雇用予定者数と既雇用者数の組み合わせ可 1人…1点 2～3人…2点 4～5人…3点 6～7人…4点 8～9人…5点 10人…6点 11人…7点 12人…8点 13人以上…9点</p> <p>※(1)～(3)を合わせた予備点の上限は9点とする。</p>		
配付資料等					<p>・障害者等の職場環境整備等支援組織(障がい者分野)について(別添2)</p> <p>・(一社)おおさか人材雇用開発センター(C-STEP)の概要について(別添8)</p> <p>・地域就労支援センター(別添9)</p> <p>・障害者就業・生活支援センター(別添10)</p> <p>・母子家庭等就業・自立支援センター(別添11)</p> <p>・ホームレス自立支援センター(別添12)</p> <p>・地域若者サポートステーション(別添13)</p> <p>・自立相談支援事業について(別添14)</p> <p>・障害者等の職場環境整備等支援組織(生活困窮者分野)について(別添14-3)</p> <p>・大阪ホームレス就業支援センターについて(別添15)</p> <p>・保護観察対象者等の雇用について(別添16)</p>
確認方法			<p>①就労困難者の雇用等に関する取組提案書(様式10-1)</p> <p>②就労困難者雇用にかかる障害者等の職場環境整備等支援組織の活用計画書(様式10-2)</p> <p>③就労困難者雇用計画書(様式11)</p> <p>④就労困難者雇用実績報告書(様式12)</p>		

障がい者雇用支援スタッフ養成講座を 開催

公益・契約委員会委員 山元 和彦

公益・契約委員会では、毎年「障がい者雇用支援スタッフ養成講座」を大阪知的障害者雇用促進建物サービス事業協同組合（エル・チャレンジ）との共同事業として大阪府の職業訓練認定を受け開催しています。

2007年からはじめた講義内容の本講座も本年度で15回目となりました。2018年に改正された「障がい者雇用促進法」精神障害者雇用義務化に対応した講義内容の充実、グループワークによる受講者の積極的な参加型講座となっております。

本年度も昨年に引き続き、新型コロナウイルス感

染症対策として、開講前のテーブル・イスの消毒、受講生に対しての受付時の検温、手指消毒、体調の聞き取りを行い、また講義中の空気清浄機の運転と、室内の換気を徹底し開催いたしました。

また、今回も定員を越す応募をいただく中、20名の受講生が延べ3日間9講座とグループワーク2回を受講し、全員修了書を手にされました。

具体的な本年の講義プログラムは、以下のとおりです。

【障がい者雇用支援スタッフ養成講座 2021年プログラム】

1日目	開会式のあいさつ・オリエンテーション
	講座① 大阪の「行政の福祉化」とエル・チャレンジの歩みとこれから
	講座② 障がい者の基礎知識「精神障がい者編」
	講座③ 障がい者の基礎知識「発達障がい者編」
2日目	講座④ 障がい者雇用における様々な視点
	講座⑤ 障がい者の基礎知識「知的障がい者編」
	講座⑥ 実践事例から学ぶ～総合評価入札現場から～
	講座⑦ 実践事例から学ぶ 各支援機関の役割と連携
3日目	グループワーク① ケース検討
	講座⑧ 障がいのある人をアセスメントするポイントと分かりやすく教える技術
	グループワーク② わかりやすく教える技術
	映像 障がいのある人の人生に寄り添う～エル・チャレンジ二十周年映像から～
	講座⑨ 障がい者雇用の現状、障がい者雇用対策、各種制度の概要
	修了式あいさつ・修了証書授与

「障がい者雇用支援スタッフ」は、各企業が障がい者を雇用するうえでとても大切なキーパーソン（専任支援者）となり、障がいのある方に対して業務指導から相談窓口までサポートをしていただく、重要な役割を担っていただきます

OBM委員会・部会活動報告

公益・契約委員会



講義の様子



グループワークの様子

本年受講された方々のアンケートの一部を以下ご紹介します。

講義①

- ・ 全体像が分かり親しみやすかったです
- ・ 楽しく拝聴させていただきました。障がいを持っておられる方と仕事をする難しさを改めて感じました。
- ・ 行政の福祉化の話が分かりやすかったです。

講義②

- ・ 精神障がいの特性がよくわかりました。
- ・ 精神障がいに限らず、すべての人に言えることだと思いました。
- ・ 現在働いている従業員が精神障がい者だったのでとても参考になりました。

講義③

- ・ これまでは、精神と発達障害の違いがいまひとつ区別できなかつたので、とてもわかりやすく勉強になりました。例えも分かりやすかつた。
- ・ いろいろな人たちの事例を聞くことができ、よかつたと思います。今後仕事に活かしていきたいと思いました。

講座④

- ・ 障がい者の方を雇用するまでに、いろいろなプロセスを踏んでいかないといけないということを初めて知りました。立ち会わないといけない時もあるかと思いますが、その時に役立てていきたいと思いました。
- ・ 雇用までのプロセスがとても参考になりました。特に悩んでいたところだったので、これを参考の上、取り組んでいきます。

講座⑤

- ・ 職場に10年以上働いている障がい者がいますが、先生のお話の中で当てはまるのが全部。これからもずっと寄り添っていこうと思います。
- ・ 具体的な話だったので分かりやすかつたです。またセルフワークなどで聞くだけでなく考えさせられることで理解も深まりました。
- ・ 障がいのある人の大変さがよくわかりました。接する時は、いろいろ配慮をしていきたいと思いました。

OBM委員会・部会活動報告

公益・契約委員会

講座⑥

- ・ いろんなケースを話していただき、これから自分の立場で活かしていける話を聞けました。
- ・ 実際どのように障がい者と接したらいいかなど参考にできるところがたくさんありました。
- ・ 様々に事例を元にその対応を聞いて勉強になりました。

講座⑦

- ・ いろいろな福祉サービスがあるのを知ることができて良かったです。
- ・ 最後の意見交換会、いろいろな考え方捉え方があることが分かりました。
- ・ 内容が難しかった。複雑だった。事例は図もあり、はじめの説明とリンクできました。

グループワーク①

- ・ いろいろな話ができ自分の会社のことも考えさせられる研修でした。
- ・ いろんな目線（立場）からの意見が聴けて参考になりました。

講座⑧

- ・ 知らなかったアセスメント、言葉がいっぱい、働きやすい職場、勉強になりました。
- ・ 具体的にどのように仕事を教えていったらいいのか？ということが分かりやすかった。
- ・ 細かい指導よりも分かりやすく伝えることが大事なのだと思います。
- ・ 考え方を見直すことができた。これは障がい者・健常者に関わらず重要なポイントでした。
- ・ 具体的にどう進めていくのか分かりやすかった。健常者に接していることをより配慮して研究していくこと。いずれにせよ自分自身を変化させないと駄目だと認識しました。
- ・ 現実と実践の間のギャップに寄り添いながら、

システマチック・インストラクションと環境の工夫という両輪が特に良かったです。

グループワーク②

- ・ 人を教えるのを見たことがないので、いい機会になった。参考になった。
- ・ 実際に教えるとなると難しさを改めて感じました。
- ・ 実際に教える側になってみて教えること、伝えることの難しさが分かりました。教えるためには、まず自分がその仕事をしっかりと理解したうえで、教えながら相手のBSもしっかり観察する必要があると感じました。相手の立場になってどのような声掛けをしたら正しくできるか不安なくできるか自信を持てるかを考えることが大事だと感じました。

映像

- ・ 映像、感動、長く仕事を続けられる。
- ・ お金や長く働くのではなく、関わることで全てが幸せになること、そういう意識で業務に臨むようにします。
- ・ 良い映像だった。映像に出演している方が、一生懸命に頑張っている姿に自分も頑張らなければならないと思いました。

講座⑨

- ・ 合理的配慮という言葉だけでは難しかったのですが、分かりやすく丁寧に説明いただけただけで理解できた。
- ・ いろいろな意見が勉強になりました。今日はいまうまくできなかったですが、今後役に立てると思います。

OBM委員会・部会活動報告

公益・契約委員会

今回参加された方の所属されている会社についてお聞きしました。

<p>1. 貴方の所属している団体についておしえてください。</p> <p>①ビルメンテナンス業（会員）14名 ②ビルメンテナンス業（非会員）1名 ③福祉関係者 1名 ④その他 2名 ⑤記載なし 2名</p>
<p>2. 現在の貴方の部署をおしえてください（複数回答あり）</p> <p>①総務 0名 ②営業 3名 ③管理 6名 ④現場 9名 ⑤その他 2名 ⑥無回答 1名</p>
<p>3. 貴社では、現在障がいのある方を雇用されていますか？</p> <p>①はい 18名 ②いいえ 1名 ③無回答 1名</p>
<p>◆「はい」とお答えいただいた方にお聞きします。</p> <p>○貴社では障がい者の法定雇用率（2.3%）を達成されていますか？</p> <p>①はい 5名 ②わからない 6名 ③いいえ 2名 ④無回答 5名</p> <p>○現在障がい者雇用を進めていく上で、課題になっていることはありますか？</p> <ul style="list-style-type: none">・ビルオーナー様に周知して障がい者を雇用しているわけではなく、どちらかというあまり障がい者だと特別扱いにせず自然な状態になっている。今後障がい者の方にサポートして雇用していくには、ビルオーナー様の意向が分かれ目だと思います。・特に民間客先へ障がい者が業務をすることの理解。・指導者全員のレベルの安定。
<p>4. (一社)大阪ビルメンテナンス協会 公益・契約委員会とエル・チャレンジの共同事業として障がい者雇用について個別な相談に応じるために「障がい者等雇用相談窓口」を設けています。</p> <p>○「障がい者等雇用相談窓口」をご存知ですか？</p> <p>①はい 7名 ②いいえ 8名 ③無回答 5名</p> <p>○貴社で障がい者雇用を進めるにあたり「障がい者等雇用窓口」の利用を考えられますか？</p> <p>①はい 9名 ②いいえ 1名 ③無回答 10名</p>
<p>5. その他、ご意見・ご感想があればご記入下さい。</p> <ul style="list-style-type: none">・障がい者の方も話も健常者も何も変わらない。（指導のこと、考えていること）障がい者だからじゃなく、健常者の方でも個性があるので、全ての人に対する考え方を持つのが大事なのかなど、この講習を受けて思いました。・今後障がいをもつ方と関わるにあたって大変勉強になる有意義な3日間でした。受講してよかったです。ありがとうございました。

アンケートの結果を見て、参加者の大半の方が障がい者と一緒に働いていらっしゃる現状の中、障がい者雇用に対する意識向上に加えて、気づきの場として障がい者の理解度を深めていただけたようです。

2018年に改正された「障がい者雇用促進法」により、知的障がい者だけでなく、精神障がい者や発達障がい者の方を企業は雇用する社会的責任があります。また本年2021年3月から法定雇用率

が2.3%となりました。しかし単に法定雇用率を満たすだけの企業責任とはとらえず、障がい者の方々は、私たちの大切な仲間であり、この仲間が等しく働くことができるのがビルメンテナンス業であり、業界の発展においては重要な存在であると考えます。

今後、本講座は色々な障がいを持った方々をサポートする企業にとって、重要な人材を育成する場として、さらに「質の向上」を図り、「行政の福祉化」というテーマにも取り組んでまいります。

青年委員会活動報告

委員長 梶山 孝清

昨年も一昨年に引き続き新型コロナウイルスへの対応が中心になった1年でしたが、ようやく年末近くになり、様々な制限が緩和されてきました。

振り返ると、昨夏には、東京オリンピック・パラリンピックが無観客で開催され、世界中からのアスリートが熱戦を繰り広げ、そして世界中の人々が無事にオリンピックを楽しみました。そして、東京と関東のビルメンテナンス協会が、選手村のハウスキーピング業務で大いに貢献されました。

他方、大阪においても大きな祭事である天神祭が、一昨年に引き続き中止となり、OBMが毎年開催しているビルメン神輿や花火の打ち上げの清掃業務もなくなってしまいました。青年委員は毎年実行委員として参加しておりましたが、本年は開催されると信じて準備して参ります。

また、全国からビルメン業界の青年部のメンバーが多く集い、青年部の活動や、全国のビルメン業の状況などを情報や意見を交換しあう「ビルメンテナンス青年部全国大会」は本来であれば、兵庫県協会の青年部が開催するよう努力されましたが、残念ながら本開催も持ち越しとなりました。

但し、オンラインでのプレ大会を開催され、重要な意見交換の場となり、多くのメンバーが参加しました。

青年委員会にとっての次の大きなイベントは、2025年の大阪・関西万博です。特別委員へ青年

委員として貢献できるように準備を始めており、精一杯貢献していく所存です。

青年委員会はこれまでの活動だけでなく、新しい日常、ニューノーマルにおいて、ビルメンテナンス業が何を求められているか、その中で、我々が新しい役割、例えば省人力化、デジタルトランスフォーメーション等の新しい方法でビルメンの進化を模索していこうと考えています。その中では、委員会は主にオンラインで開催いたしました。皆さんの顔を見ながら話せることはできましたが、不馴れなのか、意見交換が闊達に行うことはまだまだ難しいと感じました。

今後、徐々にではありますが、経済活動が再開してくるとまた、急激な人手不足や賃金の上昇など、対応すべき課題は沢山出てきます。その中で、青年委員会では、これからのビルメン企業の戦略などを研究し、特に今後の大阪・関西万博の提案等を構築するプロジェクトに積極的に参加してまいります。

昨年9月には、経営コンサルタント「eパートナーズ」出口社長からも経営戦略についての勉強会も開催いたしました。まずは現状の認識から、営業戦略の強化などのレクチャーを受講しました。今後はポストコロナに対する戦略をテーマに研究していこうと考えております。

以上

大阪・関西万博推進委員会 ワーキンググループ実質的スタート

委員長 北川 卓

OBMこみゅにけ〜しょんず98号盛夏号でも報告致しましたとおり、7月19日にワーキンググループのキックオフミーティングを開催致しました。緊急事態宣言下で大阪・万博推進委員会はもとより、発足させたワーキンググループの全体会議も延期の連続で、日々の情報収集しかできないもどかしい活動の連続でありました。

ようやく緊急事態宣言もあけ、10月13日に第2回のワーキンググループ全体会議を召集し、実質的なスタートをすることができました。

協会会員各位のご協力のお陰をもちまして、ワーキンググループのメンバーも37人（12月15日現在）となり、皆様のご支援に対しこの場をお借りしまして御礼申し上げます。

2022年3月までは、メンバー全員で下村副会長担当の企画グループにおいて、企画書及び提案書を策定していくこととなりました。まだまだ日本国際博覧会協会様からの実質的な要請や計画も発表されていない中、更にタイトなスケジュールでの難しい作業にはなりますが、今後大阪協会が活動していく基本となる提案となりますので、メ



第3回ワーキンググループ全体会議

ンバー一丸となって3月初旬には日本国際博覧会協会様に提出できるよう活動を行って参ります。

2021年10月より、ドバイの地（本来2020年10月開催予定）で万博が開かれています。大阪協会といたしましても現地調査も兼ねてドバイ万博を視察する予定でありましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で難しくなり（大阪府知事・大阪市長のドバイ訪問も中止）中々実感がわからないところですが、実質残り約3年となります。コロナ禍であるからこそ、持続可能な社会に向けてのイノベーションと経済成長のための活性化が

OBM委員会・部会活動報告

大阪・関西万博推進委員会



第3回ワーキンググループ全体会議

大阪・関西万博推進委員会 構成メンバー（敬称略）（2021.12月15日現在）

推進委員会	11名	佐々木・北川・加藤・下村・澤村・笹岡・栄・梶山・岸本・西・南事務局長
企画グループ理事	6名	WGリーダー下村・梶山・栄・福森・黒田・福岡
ワーキンググループ（WG）	37名	

問われることとなります。

大阪ビルメンテナンス協会は1970年国内初の日本万国博覧会の維持管理を始め、1990年国際花と緑の博覧会の実績を基に協会の力を十二分に発揮し、大阪・関西万博に貢献できるよう活動を行って参ります。

最後に、2025年大阪・関西万国博覧会の維持管理受注と、更に今後の運営に関しましては、会員各社のご理解とご協力があるこそなされるものと考えています。誠に恐縮ではありますが、今後ともご支援の程よろしくお願い致します。

2021年度警備防災部会 全体集会開催

部会長 梶山 孝清

令和3年10月29日(金)、警備防災部会の全体集会を開催致しました。

警備防災部会全体集会次第

2021年10月29日(金) 開催

時間：13:25～16:00

司会：警備防災部会専門委員 松田 宝衣知郎

時間	全体集会内容	担当講師等
13:25～13:30	開会挨拶	警備防災部会 担当副会長 澤村 剛士
13:30～14:30	適正な警備業の実施について	大阪府警察本部生活安全部 保安課営業第一担当課長補佐 警部 大政 光裕 氏
【休憩 10分】		
14:40～15:40	最近の火災発生状況について	大阪市消防局予防部予防課 担当係長 消防司令 森本 忠志 氏
15:40～16:00	アンケートの記入	
	閉会の辞	警備防災部会 部会長 梶山 孝清

OBM委員会・部会活動報告

警備防災部会

昨年から本年にかけては新型コロナウイルス感染拡大防止により、府下の警備業者に対する警察の一斉の立入りは行われておりませんが、我々警備業者に求められる適正な警備業務への姿勢はいささかも変わることがなく、本日は大阪府警察本部のご担当者を講師にお迎えし、ご指導を頂きました。



適正な警備業の 実施について

大阪府警察本部生活安全部保安課 営業第一担当補佐
警 部 大政 光裕

1 大阪府下の犯罪情勢（特殊詐欺等）

府下の刑法犯の認知件数は、9月末現在では45,984件（暫定値）で、昨年同期の50,816件から4,832件の減少となっています。しかしながら、特殊詐欺の認知件数は本年8月末で964件の発生で昨年8月末の728件と比較しますと236件の増加となっております。

とりわけ還付金詐欺の認知件数が本年8月末で508件の発生で、昨年8月末までの発生件数120件と比べますと388件の増加（増加率323%）となっております。

2 警備員教育における教育時間及び教育期間等の改正（警備業法施行規則第38条関係）

○ 警備員への指導教育体制の充実及び警備員の質の向上が図られたことで、警備員教育における教育時間及び教育期が見直され、令和元年8月30日に警備業法施行規則第38条が改正されました。

- ・ 新任教育～30時間（基本教育15時間、業務別教育15時間）以上が、
〃 20時間（基本教育、業務別教育）以上に、
- ・ 現任教育～年間16時間（基本教育3時間、業務別教育5時間を年2回）以上が、
〃 年間10時間以上に、
- ・ 現任教育の頻度～半年ごとから年度ごとに、改正されました。

○ 警備員教育における実施可能な講義方法の拡大警備員教育において実施可能な講義方法に、電気通信回線を使用して行うもの（eラーニング等）が追加されました。

- 法定教育時間に参入出来るeラーニングは、
- ・ 受講者が本人かどうかを確認出来るものであること
 - ・ 受講者の受講状況を確認出来るものであること

OBM委員会・部会活動報告

警備防災部会

- ・ 受講者の警備業務に関する知識の習得の状況を確認出来るものであること
- ・ 質疑応答の機会が確保されているものであることとされています。

注意点と致しまして、講義による方法は「eラーニング」とすることは出来ますが、実技による方法は「eラーニング」では出来ないことにご留意下さい。

例えば、新任教育基本の事故の発生時における警察機関への連絡その他応急処置に関することの教育方法は、講義の方法及び実技訓練による方法となっており、講義と実技によらなければならないことに注意し、教育方法については今一度ご確認ください。

3 検定合格警備員を配置すべき一般道路の見直し

大阪府公安委員会が検定合格警備員を配置すべき一般道路の認定の見直しを行い、本年（令和3）4月1日から新たな認定路線が適用され

ていますので誤りのない様にお願い致します。

大阪府公安委員会が認定する路線とは、死亡事故率が高いなど、高速道及び自動車専用道路と同等程度の危険性がある道路を認定することを基本とし概ね5年ごとに見直しが行われます。

4 警察庁ポータルサイトを利用した届出の確認

当該届出は本年（令和3年）6月1日から始まっており、今のところ服装届、服装変更届の2種類の手続きを警察庁ポータルサイト経由で大阪府公安委員会に届け出をすることが出来ます。

来年（令和4年）には、護身用具の届出、護身用具の変更届、廃止届の3種類の手続きが加わる予定です。

また、郵送による手続きである廃止届、認定証の返納、合格証の書換え申請（書換え後の郵送のみ）も現在継続しております。



OBM委員会・部会活動報告

警備防災部会

5 立入検査

昨年（令和2年）の府下一斉立入検査は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から実施に至っておりませんが、警察署独自で実施された結果7件の違反がありました。

○ 令和2年中における大阪の違反概要

- ・ 警備員名簿等にかかる不整備、虚偽記載 3件
- ・ 各種届出虚偽記載 1件
- ・ 11条変更届出義務違反 1件
- ・ 検定合格警備員配置義務違反 1件
- ・ その他 1件

この違反の中には、警業法違反事件として捜査した業者も入っています。

また、違反により指示処分等の行政処分をした業者はなく、他の違反は誓約書等の処置としております。

○ 全国の主な違反状況

- ・ 警備員指導教育責任者の不選任 選任した指導教育責任者を他の営業所に常勤して業務に従事させていた。
- ・ 法定備付け書類の不整備及び虚偽記載 警備員教育をしていないにも拘らず、備付け簿冊に警備員教育を実施した旨の記載をした。
- ・ 法定備付け書類を営業所に備え付けていなかった。

6 警備員の犯罪

(1) 全国の状況

○ 勤務中警備員による犯罪

- ・ 交通誘導警備業務に従事中の警備員が、総務大臣の許可を受けず無線局を開設した。
 - ・ 施設警備業務に従事中の警備員が、警備対象施設及びその周辺において、普通貨物自動車が無免許で運転し物損事故を起こした。
 - ・ 交通誘導警備業務に従事中の警備員が、商業施設のカーポート内に置き忘れた財布を窃取した。
- #### ○ 勤務外の警備員による犯罪
- ・ 新たに警備業者として認定を受けるため認定申請の添付書類である診断書を偽造し、当該診断書を公安委員会に提出した。
 - ・ 警察官から挙動不審者として職務質問を受けた際、警察官の顔面を殴打する暴行を加え警察官の職務を妨害した。
 - ・ 労働保険の申告のため訪問した労働基準監督署において職員に対し素手で突き飛ばしたり職務を妨害し傷害を負わせた。

(2) 大阪の状況

大阪では令和2年中窃盗などの刑法犯、痴漢などの特別法犯が併せて20件ほど発生致しました。

○ 勤務中警備員による犯罪

- ・ 施設警備業務に従事中、禁止場所に立入り盗撮行為をした。
- ・ 施設警備業務の派遣先に放置してあった他人の自転車を無断で自己の自転車として使用した。
- ・ 警備業務に従事中、一般人とトラブルとなり顔面を手で突いて傷害を負わせた。

○ 勤務外の警備員による犯罪

- ・ 無免許運転、酒気帯び運転
- ・ 暴行、傷害事案
- ・ 万引き

OBM委員会・部会活動報告

警備防災部会

- ・ 痴漢行為、盗撮行為、公然わいせつなど

7 指導・教育の必要性

警備業法では、警備業務に関して一定の経歴があり現場の知識を持ち合わせた「警備員指導教育責任者」という有資格者による「教育の実施」や「その監督」を求めています。

なぜ、警備業法ではこの「教育」に重きをおいているのでしょうか。

警備業法は、他人の生命、身体、財産を守ることを主たる業務として、現場に配置される警備員は、業務中に発生する様々な事案に対して一時的に適法、妥当に対応することが要求されています。

この様な対応をとっさの判断で的確に出来る様にするためには、一般人の常識の範囲を超えた専門的な知識や技能が必要とされることから、一定時間以上を教育に費やす様に定められているものと考えられます。

また、警備業務が不適切に実施された場合には事故が発生し又は拡大することにより、社会的に大きな損失が生じ、特に複雑化・高度化した現在社会においては、一つ間違えると大規模災害等不測の事態を招くことにもなりかねません。

警備員に対する指導、教育は警備業務を適正に行ううえで非常に重要なものであります。

平成16年の警備業法の改正により、現在では営業所において取り扱う警備業務の区分ごとに警備員指導教育責任者資格者証の交付を受けている者の内から「警備員指導教育責任者」を選任し、警備員に対する指導及び教育に関する業務に従事させています。

選任された警備員指導教育責任者の業務として

- 指導計画書を作成し、その計画書に基づ

き警備員を実地に指導し、及びその記録を作成する。

- 教育計画書を作成し、及びそれに基づく警備員教育の実施状況を管理する。
- 年度ごとに作成する書類、その他警備員教育の実施に関する記録の記載について監督する。
- 警備員の指導及び教育について警備業者に必要な助言をする。と定められています。

人間誰もその能力や性格等は千差万別であり、警備員も例外ではなく、すぐに理解しマスターする人もおれば、人の何倍も教えなければならぬ場合もあります。

このことから、警備員教育の実施時間数は「以上」と規定されております。

適正な指導、教育を実施していないことにより、過去に発生した委託先での窃盗事件などの非行事案、交通誘導中の警備員自身の受傷事故等を引き起こすと、単に委託者と警備業者の間の営業上の損失に止まらず、警備員、警備会社全体が社会的信頼を失う結果となります。

警備業に対する社会的信頼を高め、警備業の健全な発展を図るためには、警備員の資質を向上させ、その信頼性を確保することが重要であり、このためには警備員に対する教育が必要不可欠と言えます。

したがって、

- ・ 警備員指導計画書、教育計画書をしっかりと作成して頂き計画的に指導教育を実施する。
- ・ 教育を実施すれば教育実施簿をきっちりと作成することを心掛けて頂きたい。

指導教育責任者が実際の警備現場に従事されることも多々あるという事情も分かります

OBM委員会・部会活動報告

警備防災部会

が、指導、教育の重要性を再認識して頂きたいと思います。

今回（令和元年8月30日）の施行規則の改正に於いて、それぞれの教育時間が短縮されていますが、「～時間以上」となっていることは以前と変わりません。

所属する警備員が、先ほどの事例の通り、業務中に不祥事案が発生すれば業者として責任も問われかねません。

しっかりとした信頼を得ることが出来る業界作りの為に現場教育の他、倫理教育などに力を入れるかといったことについては、業界の考え一つだと思いますのでよろしくお願ひします。

8 警備業法及び関係法令の遵守

大阪の最近の警備業法及び関係法令違反の検挙事例と致しまして、

- ① 警備業の認定更新申請書に偽造した診断書を添付し、警察署窓口にて提出した警備業法違反
- ② 警備員の経験がないのにそれを偽って公安委員会の講習を受講し、不正に指導教育責任者資格者証の交付を受けた～免状不実記載（刑法157条2項）、変更届出書の添付書類に虚偽の記載をして提出した警備業法違反
- ③ 認定更新申請をしないで認定証の有効期間満了後も引き続いて警備業を営んだ警備業法違反がありました。

生活安全産業として位置付けられる警備業務は、盗難や交通事故の発生を警戒し防止する業務で、その在り方によっては他人の生命や財産に危害を与えることになることから

法令の遵守が非常に重要であります。

しかしながら、これぐらいの違反なら注意で済む、ばれるはずがない、他の業者もやっていることなど、業務の重要性を忘れ、法を軽視している、法を勝手に解釈している業者がいるならばそれは誤りで、その考えは改めて下さい。

警察の処分も今までであれば、注意措置や誓約書措置又は行政処分によって対処していましたが、今後は悪質な警備業法の違反を発見すれば刑事事件として捜査して行く方針です。

その理由として、警備業法の法規制の趣旨を理解せず、警備業務を提供する悪質な警備業者の、警備業法違反を発見すれば刑事事件として捜査し、警備業界から5年間は排除する方針です。

今後このような法軽視による違反を発見すれば、法律を守らない確信犯であると判断し警察は厳しい姿勢で対処致します。

9 終わりに

2025年には大阪・関西万博が開催され、IRも現実味を帯びてきました。

このような行事が開催されれば、来場者の安全確保、行事の円滑な進行のため警備業者に対する期待がますます高まってくるでしょう。

むすびに、皆様方業界の益々のご発展と、本日ご参加された方々のご健康とご多幸を祈念しまして私の講演を終わらせて頂きます。



最近の火災発生状況等について

大阪市消防局予防部予防課担当係長
消防司令 森本 忠志

1 国内外における火災等発生状況について

— 台湾(高雄市)ビル火災 —

令和3年10月14日未明、台湾の高雄市において死者46人、負傷者41人が発生する火災がありました。築40年の地上13階、地下2階建ての雑居ビルが全焼。現地消防によると、1階から出火、上層階に燃え広がり、死傷者の多くは煙に巻かれたものとみられます。飲食店、映画館のほか、7～11階に住戸が約120戸あり、店舗部分の大半は空室になっていました。また、火災の原因は放火の疑いとされています。なお、火災が未明に発生したことや建材や内装に現在の消防法

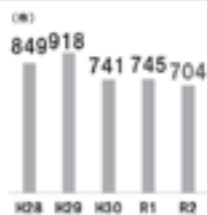
の基準に沿っていないものを使用していたことも燃焼を速めた要因と考えられます。

実はこの火災の報に接し、20年前の平成13年9月1日の未明に発生した、新宿歌舞伎町の小規模雑居ビル火災を想起しました。この火災では、火元の階段にロッカーや可燃物が存置されて防火戸が閉鎖されず、煙がフロアに流入して44人もの方々が亡くなりました。なお、この火災後に消防法が大きく改正され、安全基準が高められました。

— 大阪市の火災について —

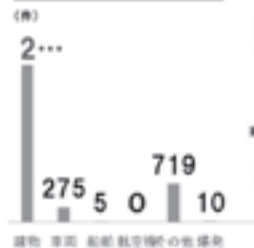
○ 過去5年の大阪市内の火災状況は以下のとおりです。

大阪市火災件数推移



概ね
減少傾向

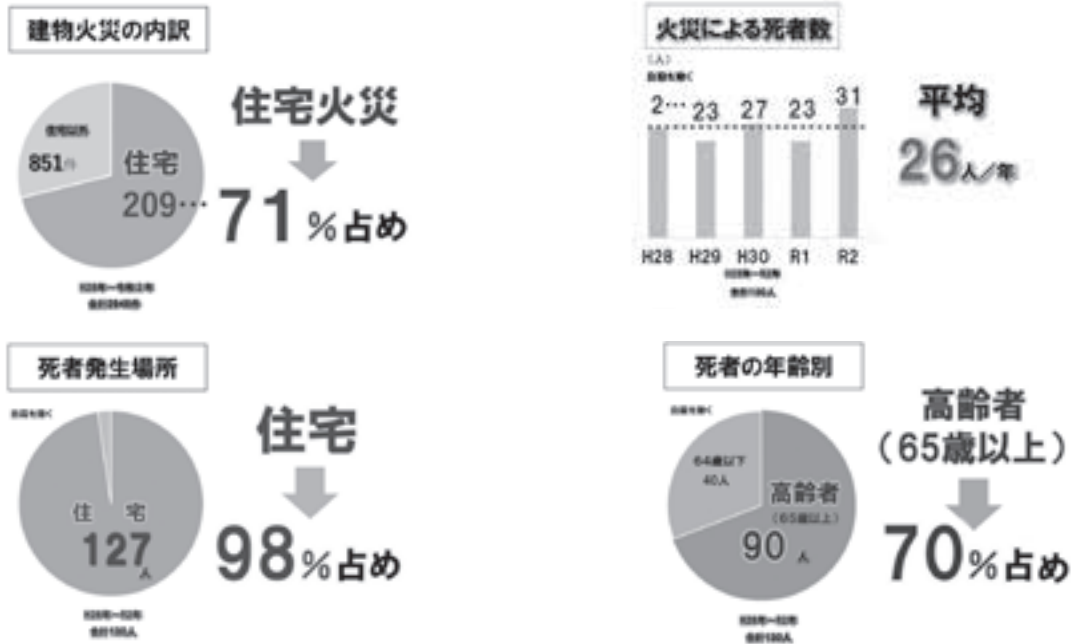
火災の種類別件数



建物火災
↓
75%占め

OBM委員会・部会活動報告

警備防災部会



- ・火災件数は、概ね減少傾向にあります。種別としては、建物火災が75%を占め、そのうち71%が住宅火災です。
- ・火災による死者は、昨年は31人と多かったです。おおよそ25人前後で推移しています。死者の発生場所としては、98%が住宅です。年齢別では、高齢者が70%を占めています。

○次に大阪市内の火災原因TOP5を見ていきます。
 全国における建物火災の出火原因にあつては、1位はこんろ、2位はたばこ、3位が放火です。ちなみに20年ほど前、私が消防に入ったころは放火が1位でした。また、最近ではトラック火災など、電気配線類の火災が増加しているのが特徴です。



○令和3年中(9月末)の大阪市の火災の概況です。
 火災件数が減少しています。
 本年は、700件を下回る件数になるかもしれません(令和2年は704件で当局発足以来過去最少の火災件数)。

令和3年中の火災概況 (9月末現在)	
◆ 焼損床面積 100㎡以上の火災	9件 最大損傷床面積: 810㎡
◆ 死者・負傷者合わせて3名以上の火災	4件
◆ 複数の死者が発生した火災	0件
◆ 本年累計	455件 前年比 - 61件

OBM委員会・部会活動報告

警備防災部会

○しかしながら、10月に入ってから、大きな火災が多発しました（事案①～③）。

	事案 ①	事案 ②	事案 ③
発生日	令和3年10月8日10:15頃	令和3年10月8日11:30頃	令和3年10月9日6:20頃
用途	住宅（生野区）	飲食店舗（中央区）	住宅兼小売店舗（西区）
被害状況	負傷者無し 火元 平屋建住宅 （建150㎡/延150㎡）全焼 類焼 5棟類焼180㎡焼損	負傷者無し 火元3階建飲食店 （建25㎡/延75㎡）全焼 類焼8棟類焼235㎡焼損	死者1名 火元 3階建店舗兼住宅 （建100㎡/延300㎡）全焼 類焼 3棟類焼1,080㎡焼損
原因	調査中	調査中	調査中
その他	消防車40台、ヘリ1機 出場	消防車77台、ヘリ1機 出場	消防車58台、ヘリ1機 出場

事案①と②は、同日に1時間の差で、事案③は翌日に発生しました。冬場、寒くなると火災は増えていきます。これからの季節、一層の火災予防をお願いいたします。

今年度発生したおもな地震、風水害について

○今年度発生した主な自然災害をご紹介します。

まず地震です。地震は震度5弱以上のものを取り上げています。

	◆宮城県沖を震源とする地震	◆石川県能登半島を震源とする地震
1 地震の概要		
(1) 発生日時	令和3年5月1日 10時27分	令和3年9月16日 18時42分
(2) 最大震度	震度5強【宮城県】石巻市、大崎市、湧谷町	震度5弱【石川県】珠洲市
(3) 津波状況	津波による被害の心配なし	津波による被害の心配なし
2 被害の状況		
(1) 人的被害	4人【宮城県】軽傷3人【福島県】重傷1人	報告なし
(2) 住家被害	報告なし	報告なし
(3) 火災の発生状況	報告なし	報告なし
(4) その他	【宮城県】仙台市 水道管破裂による漏水	

OBM委員会・部会活動報告

警備防災部会

	◆ 岩手県沖を震源とする地震	◆ 千葉県北西部を震源とする地震
1 地震の概要		
(1) 発生日時	令和3年10月6日 2時46分	令和3年10月7日 22時41分
(2) 最大震度	震度5強【青森県】階上町 震度5弱【青森県】八戸市、南部町 【岩手県】盛岡市	震度5強【埼玉県】川口市、宮代町 【東京都】足立区
(3) 津波状況	津波による被害の心配なし	津波による被害の心配なし
2 被害の状況		
(1) 人的被害	3人【青森県】軽傷2人【福島県】軽傷1人 【岩手県】一部破損 1棟	重傷6人、軽傷41人 【茨城県】軽傷1人【神奈川県】軽傷14人 【東京都】重傷1人、軽傷4人
(2) 住家被害	【岩手県】一部破損 1棟	【埼玉県】重傷3人、軽傷10人
(2) 住家被害		報告なし
(3) 火災の発生状況	報告なし	【東京都】千代田区で建物火災1件発生 人的被害なし 【千葉県】袖ヶ浦製油所で火災1件発生 人的被害なし

- 以上5月以降、震度5クラスの地震が各地で発生しています。今後30年以内の発生が危惧される、南海トラフ地震への備えも重要です。一層の注意喚起をお願いします。
- 次は風水害ですが、今年は今の時点で台風による大きな被害は出ていませんが、大雨による被害が静岡県熱海市などで発生しました。

◆ 令和3年7月1日からの大雨による被害

1 気象状況

令和3年7月1日からの大雨により、「顕著な大雨に関する全般気象情報」が各地で発表された（東京都、島根県、鳥取県、鹿児島県）。7月10日には「大雨特別警報」が発表された（鹿児島県、宮崎県、熊本県）。

2 被害の状況（10月4日時点）

(1) 静岡県熱海市の土石流

ア 人的被害 死者26人、行方不明者1人、重傷1人、軽傷2人

イ 住家被害 全壊53棟、半壊11棟、一部破損34棟

(2) その他

全国各地で大雨による土砂崩れが発生し、人的被害や住家被害が発生。また、道路寸断による孤立者に対し、消防が救助実施。

2 コロナ禍における消防（救急）活動について

コロナ禍における救急活動についてご紹介します。

大阪市内でも4月以降医療が逼迫し、自宅療養者が救急搬送を要請しても入院先が決まらず、長時間にわたり、大阪市内で運用している多数の救急車内等で待機を余儀なくされる状況が多数発生しました。

このことにより、不都合が生じます。例えば、交通事故、心筋梗塞や脳卒中で今すぐに3次医療機関（救命センター）に搬送しなければ救命できない方々に対応できない、救急車が現場に向かえない、という重大な問題です。この状態を解消するため、以下の方策をとりました。

新型コロナウイルス感染症 感染拡大 大阪で医療逼迫 4月に急増

（緊急事態措置：令和3年4月25日～6月20日まで）

新型コロナウイルス感染 急拡大



自宅療養者の容体が悪化し救急搬送を要請しても入院先が決まらず
長時間にわたり救急車内等での待機を余儀なくされる事案が発生

待機時間が「24時間以上」に及ぶ事案も多数発生

こうした事態を受けて大阪府は4月22日、大阪市内の医療機関の敷地内に「入院患者待機ステーション」を設置。酸素吸入装置などを取り付けたベッドが8床用意されていて、3時間以上搬送先が決まらない患者を一時的に搬送し、搬送先が決まるまで府職員及び救急救命士等が対応にあたるもの

現在、感染状況は少し収束していますが、年明けには第6波がくるのでは、などとも言われています。これに備えるため、大阪府では南港のインテックスに医療・療養体制が逼迫した場合に備えて、無症状者・軽症患者に加え中等症患者にも対応する、約1,000床規模の大規模医療・療養センターを設置すべく、関係機関と調整を行っています。

また、大阪市消防局としましては、以下の「入院患者待機ステーションへの協力」や「長時間活動時におけるPA（消防隊と救急隊）連携の活用」、「119番通報受信時のコールトリアージ」などを実施し、今後とも各機関と連携を図りながら適確に対応してまいります。

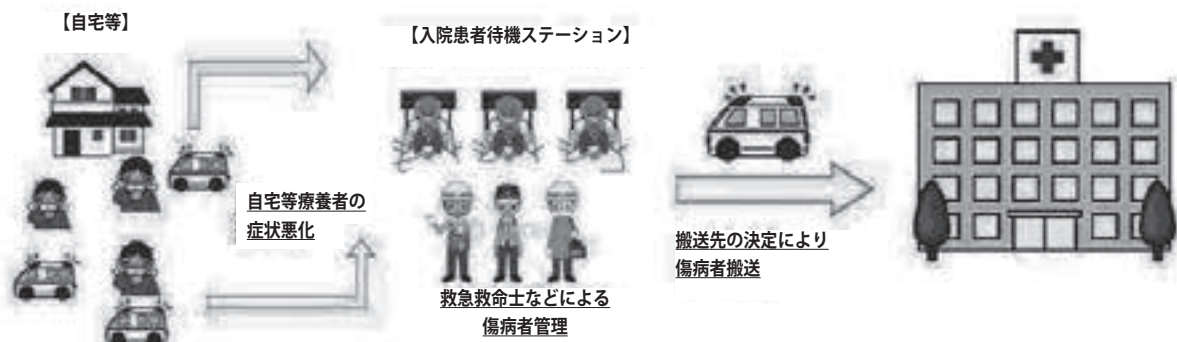
新型コロナウイルス感染症に備えた消防局の取組

◆入院患者待機ステーションの協力について

自宅療養者の増加や軽症・中等症病床運用率が高まった場合に、大阪市内に設置される入院患者待機ステーションへ24時間体制で救急隊・消防隊員を派遣し、傷病者管理を行うなど、大阪府のステーション運営に協力します。

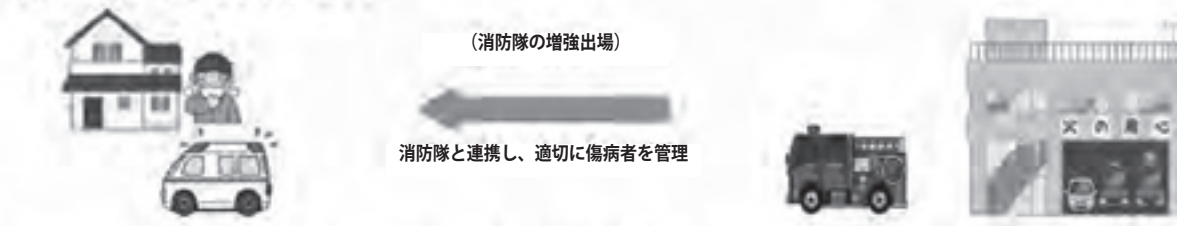
⇒入院患者待機ステーションとは

搬送先が見つからない傷病者に酸素投与等の応急処置を行い、複数名を一元管理する施設。



◆長時間活動時におけるPA(消防隊・救急隊)連携の活用について

急激な感染拡大により医療体制が逼迫し、傷病者の搬送先が決定するまでの時間を要する場合には、当該救急活動に消防隊も増強出場し、長時間にわたる酸素投与等の処置をローテーションして行うなど、適切な傷病者管理を行います。



◆119番通報受信時のコールトリアージについて

急激な感染拡大や熱中症の多発などにより、救急隊の運用状況が逼迫する場合には、119番通報の受信内容により、緊急度が高い順に救急隊の出場を考慮するコールトリアージを実施します。

➤コールトリアージとは

119番通報を受けた消防局指令情報センターが、災害や救急事案の緊急度を識別判定し、出場の優先順位を決定するもの。地震や台風などの大規模災害時には、短時間に数多くの出場要請があり、「助かる命を助けるため」には、限られた消防車や救急車を緊急度の高い災害場所や重傷者のもとへ優先して出場させる必要があることから、平常時の119番の運用から非常時の運用に切り替えるもの。(新型コロナウイルス感染症やインフルエンザの急拡大、熱中症などにより救急事案が多発し救急出場体制の逼迫が想定される際には、大規模災害に準ずるものとして、コールトリアージの運用を実施します。)

3 コロナ禍における消防訓練について

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、「自衛消防訓練を実施したいが、テレワーク等により人員が集まらない。」などの事業所からの声を受け、昨年度から以下の手法を臨時的な措置として認めているところです。

しかし、あくまでもコロナ禍における臨時的な措置ですので、通常の勤務体制に戻れば、従前のように消火・通報・避難の現地訓練を実施して頂くことが重要です。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態措置

新たな消防訓練の手法

- ・映像視聴（防火・防災研修動画、訓練解説動画）
- ・映像研修実施後に、建物内の消防用設備等の位置や使用方法をさらに確認しながら、徒歩で出入口から外に出てみる

メリット（少人数でも実施できる）

- ・分散して実施
- ・個別で事前研修（いつでも、どこでも、なんどでも）
- ※防火管理者は実施者（研修参加者）に質問するなどして、理解度をチェックする必要がある

4 工事中の防火管理について

事例を紹介いたします。

事例① 工事中建物屋上での火災（大阪市中央区）

2020年2月19日午前8時50分ごろ、防水工事中のビル（8階建）の屋上で、LPガスのバーナーで防水シートを溶着していたところ、傍にあった断熱材に引火し火災となったもの。煙を吸った工事関係者の30代男性が病院へ搬送された。現場は、南海なんば駅近くで、商業ビルの密集地域。黒い煙が立ち上り、現場は一時騒然となった。

事例② 韓国倉庫火災

2020年4月29日、韓国京畿道利川市で新築工事中の地下2階、地上4階建ての冷蔵用倉庫から出火し、建物内で作業中であった約80人のうち、38人が死亡、10人が負傷した。

地階において、断熱材のウレタンフォームを吹き付けた際に出た可燃性ガスに溶接作業の火花が引火し火災が発生、断熱材の燃焼等により急速に延焼拡大したものの。

事例③ 段ボール製造会社での火災

2021年3月27日午後3時ごろ、大阪府摂津市三島3丁目の段ボール製造会社から、「溶接中の火がパレットに燃え移り、現在も燃えている。」と119番通報があった。摂津市消防本部によると火は工場内に燃え広がり、延べ約8,820㎡の工場と、3階建ての事務所延べ約670㎡が全焼した。隣接する高槻市や吹田市の消防隊も出場し消火活動にあたった。負傷者等はなし。

OBM委員会・部会活動報告

警備防災部会

- 以上事例を紹介しましたが、共通しているのは、ガスや電気による溶接・溶断作業、グラインダーによる火花を発生する作業をしている際にその火花が周辺の可燃物に燃え移り火災に至る、というケースです。改めて、以下に示す工事中の防火管理の徹底を図って下さい。
- まず、「火気管理」。特に可燃物の付近においては作業をしない。そして、引火性又は爆発性の物品のあるところでは作業をしない。これは絶対におろそかにしてはいけません。他にも喫煙管理や消火器等を準備することなども重要なことです。

4 情報提供

最後に当局が作成したアプリや映像などを紹介させていただきます。

○ 『火の用心』アプリ

このアプリの目的は、火災による死者を1人でも多く減らすため、よくある火災原因などを映像で確認できるアプリです。9つのカテゴリーの中から、見たい項目を選んでタップすると、火災になる原因や気をつけるポイントが映像でチェックできます。映像はすべて30秒でまとめています。映像を見て、あなたやあなたの周りの大事な人が日常生活にひそむ火災の危険性に気づき、火災を未然に防げるようサポートしたい、そんな想いからこのアプリを作製しました。

The image shows a promotional graphic for the 'Fire Safety' app. On the left, there is a dark square with the text '火の用心' (Fire Safety) in white. Below it, three checkmarks are followed by the text: '映像で火災予防を学ぼう' (Learn fire prevention with videos), 'よくある火災を映像で確認できる' (You can check common fires with videos), and 'タップひとつですぐ映像がはじまる' (Tap once and the video starts immediately). In the center, there is a QR code and the text 'アプリで防火!' (Fire prevention with app!). On the right, there is a screenshot of the app's main screen with the title '火の用心アプリ' (Fire Safety App). Below the screenshot, there is a description: '火の用心 アプリ 火災の危険を動画で確認できるアプリ よくある火災原因と気をつけるポイントを短くリアルな映像で分かりやすくご覧いただけます。' (Fire Safety App: An app that allows you to check fire hazards with videos. You can easily view common fire causes and points to be careful of in short, realistic videos.) Below this, there is a section titled '火の用心アプリの目的' (Purpose of the Fire Safety App) which states: '火災による死者を1人でも多く減らすため、よくある火災原因などを映像で確認できる火の用心アプリです。見たい項目を選んでタップすると、火災になる原因や気をつけるポイントが映像でチェックできます。映像を見て、あなたやあなたの周りの大事な人が日常生活にひそむ火災の危険性に気づき、火災を未然に防げるようサポートしたい、そんな想いからこのアプリを作製しました。全国的に発生している建物火災のうち、住宅火災は半数以上を占めています。今一度、火の用心アプリであなたのご自宅の火災予防を考え直してみてください！' (The purpose of the Fire Safety App is to reduce the number of deaths caused by fires. This is the Fire Safety App, which allows you to check common fire causes with videos. When you tap on the item you want to see, you can check the causes of fires and points to be careful of with videos. After watching the video, we want to help you become aware of the hidden fire hazards in your daily life and prevent fires from occurring. From this desire, we created this app. Among the building fires that occur nationwide, residential fires account for more than half. Please take a moment to reconsider your home fire prevention with the Fire Safety App today!

○ 『消防局動画リンク集』

大阪市消防局では多くの動画を作成し、HPのトップページに『消防局動画リンク集』として掲載していますので、是非ご覧ください。

また、実際に火の入った天ぷら油の消火方法や樹木を燃やして発生させた煙の動きを確認できる市民消防教室・消防体験教室の紹介映像や子供でも学びやすく作成した『教えて防災』、防火管理者が実際に消防訓練を行う場合に役立つ『訓練解説動画』などがあります。

OBM委員会・部会活動報告

警備防災部会

訓練解説動画



※QRコードをスマートフォンで読み取りご覧ください。

- 令和3年4月から、大阪市消防局では防火管理等講習会の申し込みが全てWEB申込となりました。窓口での手続きが不要、24時間申込可能です。皆様の事業所におきまして、ご周知頂ければ幸いです。

**令和3年度防火管理等講習会から
全てWEB申込となりました！！**

メリット1
窓口での手続きが不要
インターネット上で申込手続きが完了しますので消防署窓口に来るいただく必要はありません！

メリット2
24時間申込可能
インターネット環境があればいつでもどこでも申込が可能です！

インターネット環境が無い方など申込申請ができない場合や、ご不明な点につきましては、最寄りの大阪市内各消防署又は下記電話番号までお問い合わせください。

大阪市消防局
＜お問い合わせ先＞
事務局事務局（自主防災隊連絡室）
TEL：06-4393-6360



OBM委員会・部会活動報告

警備防災部会

講習会申込手続

【行政オンラインシステムから申込み】
初めて利用される方は、「新規登録」
申請に利用者登録されている方は、ログイン

ホーム画面の「申請できる手続き一覧」
個人向け手続きより 事業者向け手続きより

キーワード検索に「消防」と入力し検索

講習種別	キーワード検索 (事業者向け)
甲種防火管理新規講習	消防A
甲種防火管理再講習	消防B
乙種防火管理講習	消防C
防災管理新規講習	消防D
防火・防災管理新規講習	消防E
防火・防災管理再講習	消防F

検索結果から、ご希望の種別・会場を選択

内容詳細を確認 [次へ進む>>](#)

希望する講習会の日程を選択

必要事項を入力 [次へ進む>>](#)

申請内容の確認 [申請する>>](#)
※必ず、申込番号を控えてください

【申請受付メール（自動返信）受信】

【手続完了メール受信】

講習会申込完了

講習費用振込方法

① 講習種別ごとの講習費用

講習種別	講習費用(テキスト代)
甲種防火管理新規講習	8,500円(税込)
甲種防火管理再講習	5,000円(税込)
乙種防火管理講習	6,500円(税込)
防災管理新規講習	6,500円(税込)
防火・防災管理新規講習	10,000円(税込)
防火・防災管理再講習	6,000円(税込)

② 振込の際の注意事項

講習日の1週間前までご方へ、すれはの金融機関の指定口座に振り込んでください。

- 三井住友銀行生野支店 普通口座(114740) (一社)大阪府防火管理協会
- 伊予銀行 口座記号番号:0080-4-14090(一社)大阪府防火管理協会

※振込手数料は受講者負担になります。
※振込書につきましては、各消防機関が発行する振込証明書等の交付に、ご確認できる書面をもって御申請に代わらせていただきます。
※振込をご希望の場合は、講習会当日(日開講の場合は1日目)の受付時に申し出て下さい。
※振込人名義が受講者本人名義でない場合は、下記お問い合わせ先に連絡してください。
※振込したことが証明できる書面を講習会当日必ず持参してください。
(コピー又はスマートフォンの画面表示でも可)

* 誌面の都合上、講演内容の一部を割愛しております。

設備保全部会ニュース 管理技術調査研究活動報告

部会長 米澤 勉

管理技術調査研究小委員会は、業界に関係のある話題または業界の抱える課題、設備管理の動向、最新情報について調査研究を行い、部会員に参考となるレポートを定期的に発行しています。

2020年度は「ビル管理業務におけるセンサの紹介と活用について」と題し、技術レポート46を発刊いたしました。背景としましては、センサ技術があらためて身の周りのあらゆるところに使用されていることに着目しました。ビルの管理でも古くからセキュリティや防犯カメラ、設備機器の点検に使用されていますが、最近では「清掃ロボット」「画像型人感センサ」にも活用されています。これらのおかげで人員不足が解消できた、働き方改革の一助になった、サービスレベルが向上できた等の事例を耳にしたことからセンサ技術について掘り起こしをいたしました。なるべく興味をもっていただけるよう、難しい理論は省き、シンプルにセンサの基礎知識や紹介、活用例を中心に構成しており、特にビルメン業界に関わりの深い安全、地球環境、ロボット、乗り物に使用されているものを記事にしております。

最近では清掃ロボットに警備（巡回の一部代行）や案内（モニターやスピーカーでコンテンツを配信、再生）の機能を持たせた「複合型サービスロボット」も開発されています。多くのセンサを

内蔵し、カメラ、マイク、レーザー、超音波、接触検知、スピーカー等の機能を駆使して人間の感覚に近づけています。安全や安心が担保できれば、人と一緒に作業ができ、業務の効率化が図れるのではないのでしょうか。まだご覧になっていない方は一読していただければ幸いです。

現在、技術レポートは、「設備保全業務研究小委員会」も担当し、それぞれ隔年で発刊しています。設備保全業務研究では、設備保全リスク低減に関する調査研究をテーマにアンケート調査を行っています。最近では「防火対象物の事故事例から学ぶ」「電気事故事例から学ぶ」「空調・給排水設備事故事例から学ぶ」をシリーズ化し、事故事例からトラブルの未然防止、発生時の迅速対応、再発防止に役立つ記事を掲載しています。

当委員会も「機械警備に関する最近の技術情報について」「ビル管理（中央監視）システムについて」「ビル管理会社のスマート化について」等、ITやビルシステムなどハード系をシリーズ化しましたが、根底にはビル管理業界が抱える課題である人員不足、品質レベルの低下、業務単価の下落などの影響があります。解消する手段のひとつとして、機械化、IT化、スマート化への対応に取り組まれている企業も多いかと思われませんが、今後はさらに生産性や収益性の向上のため、デジタル変革(DX:デジタルトランスフォーメーショ

OBM委員会・部会活動報告

設備保全部会

ン)の導入も進むものと予測されます。技術レポート化とは別に今後も世間や業界の動向を注視し、情報の調査研究の深化に努めたいと思います。

2021年度のテーマについては、やはり新型コロナウイルスに関連して「空調、換気、衛生設備の運用や改善による感染リスク低減と快適環境維持について」とし、取り組みをしています。

コロナ禍においては、感染症の拡大によるリスク低減、働き方改革を目的とした快適環境維持および向上が求められるようになりました。また、感染防止対策として、「三密の回避」、「換気の徹底」、「CO₂濃度測定」など快適な室内空気環境の維持管理も強く求められています。今回は各社での実施状況(考え方・取り組み事例他)をアンケートで調査させていただく予定です。

まだ、案の段階ですが、下記の項目等を考えていますので、調査実施の際はご協力をお願いします。

- ・コロナ禍での空調・換気・衛生設備の意識
- ・コロナ禍前との運転状況比較(稼働時間)
- ・運用についての改善事例
(換気回数、換気量増等)
- ・換気の悪い密空間の対策、改善事例
- ・設備の増強(換気設備、空調機器の増設等)

その他は空調機器メーカー、施工会社へのヒヤリングを行い、コロナ関連の最新情報収集、商材資料の入手も予定します。また、現段階では難しいかも知れませんが、研修見学会の協力も得て工場等への見学会を検討しています。

コロナ禍により、まだまだ行動の制限や制約があるなかでの活動ですが、次なるレポートの発刊と報告ができたらと考えております。今後とも設備保全部会の活動にご協力お願い申し上げます。

ミニ展示会・講習会のご報告

代表 矢野目 博史

10月22日（金）（一社）大阪ビルメンテナンス協会 江戸堀フコク生命ビル 8階・10階にて1年ぶりに、開催することができました「ミニ展示会・講習会」のご報告をいたします。

大阪ビルメンテナンス協会賛助会世話人会では、総務友好委員会担当理事のご指導のもと、正会員企業の皆様により良い情報提供ができるよう年3回のミニ展示会・講習会の開催を主に活動しておりますが、昨今の新型コロナウイルスの影響により、再三中止、延期となっております。

展示会や講習会を毎回楽しみにしていただいている皆様には大変ご迷惑をお掛けしました。また、出展企業の皆様にも直前まで準備・スケジュール調整等していただき改めてお礼申し上げます。

さて、1年ぶりの開催となったミニ展示会・講習会の出展企業及び内容は次の通りとなります。

【ミニ展示会】

- ・ **インテックスソリューション（株）**
『オーボット Life &オーボット Slim ぜひ体感ください!』
- ・ **ケルヒャージャパン（株）**
『ケルヒャーコードレス製品
バッテリーユニバースのご案内とさらなる新製品情報』
- ・ **シーバイエス（株）**
『新製品を含む感染対策製品』
- ・ **（一社）日本環境メンテナンス協会**
『環境にやさしい資機材を使用したこれからのビルメンテナンス商品』
- ・ **八木春産業（株）**
『電解水生成装置ご相談会』
- ・ **（株）リンレイ**
『コロナ禍における衛生管理アイテムのご紹介』

OBM委員会・部会活動報告

賛助会世話人会



ミニ展示会

【講習会】

第一部 シーバイエス(株)

『感染対策に注視した清掃セミナー』

第二部 (株) リンレイ

『コロナ禍における衛生管理アイテムのご紹介』

第三部 (一社) 日本環境メンテナンス協会

『貴方の会社は大丈夫? 企業情報セキュリティー診断セミナー』

ご来場者・出展者のマスク着用はもとより、受付での検温・手指消毒、会場の換気など新型コロナウイルスの感染対策をしながらの開催でしたが、20社30名の方にご参加ご来場いただきました。また、前回に引き続き講習会はWebでの配信も実施いたしました。

いつもの事ながら、不慣れでお見苦しい点もあったかと思いますが、ご参加いただいた皆様には心より御礼申し上げます。

次回開催は、2022年3月3日(木)を予定しております。

今後も正会員の皆様にお役に立つ情報をご提供できるよう努めてまいります。

新型コロナウイルスの感染者も減少傾向にあります。1日でも早く通常生活に戻りたくさんの方々にご来場いただけるよう願っております。

次回

ミニ展示会・講習会(予定)

日時：2022年3月3日(木) 13:00～

会場：大阪ビルメンテナンス協会(江戸堀フコク生命ビル)

KKC事業のご案内

(一社) 関西環境開発センター (KKC) は、ビルメンテナンス業務に関する研修会の実施、研修用教材の発行を通じて、従事者の皆様のレベルアップと企業の発展に貢献しています。

KKCでは、法律や制度の改正、行政からの通知文章や年度報告書、参考資料など業務に役立つ最新情報を「KKC通信」に掲載して隔月発行しています。また、ホームページにはKKC会員専用ページを設け、過去の販売書籍、ビデオを公開しています。今回は、KKCの取り組みについてご紹介します。

I. 「KKC通信」の発行

隔月（奇数月1日）で「KKC通信」を発行しています。

昭和45年の設立当初から発行し、令和4年1月発行分で487号となります。

昭和46年1月に発行された、No.3号の記事は、「一、万国博跡地利用の大筋きまる 二、認定講習の受講資格ほぼ固まる 三、収益事業特別委員会がスタート」で、昭和45年の万博の跡地利用の記事など懐かしさを感じます。

令和3年11月発行の記事は、KKCの講習会案内、公正取引委員会の中小事業者等取引公正化推進アクションプラン、実習実施者に対する指導監督状況、長時間労働が疑われる事業場に対する指導監督結果、東京労働局のビルメンテナンス業における墜落・転落災害の防止についてのリーフレット、などです。

現在、KKC会員企業様には3部ずつお送りしていますので、営業所、現場など関係部署の方々に回覧をさせていただきますようお願いいたします。



II. 「KKC通信」送付時のチラシ同封サービス

上記「KKC通信」は、KKC会員企業様（①KKC正会員＝(一社)大阪ビルメンテナンス協会会員＋②KKC協賛会員 合計約280社）と関係団体約70団体へ、隔月に郵送しています。この「KKC通信」を郵送する際にチラシを同封するサービス（有料）を開始しました。

ビルメンテナンス企業にターゲットを絞り、手間と費用を抑えて効率よくチラシを配布する手段として活用してください。

【チラシ同封サービス要領】

- ・ A4サイズの紙製チラシが基本で、同サイズ1枚を1点として料金を申し受けます。
- ・ 発送先は、KKC正・協賛会員企業約280社／関係団体等約70団体です。貴社のチラシを各1部ずつ同封します。（KKC会員名簿はHPに掲載）
- ・ 同封を希望される前の偶数月の15日までに、申込書とチラシ380部をお送りください。翌月奇数月の1日発行「KKC通信」に同封して発送します。（同封順番は「KKC通信」→チラシ→KKC開講案内）
- ・ 申込書をご希望の際は、「チラシ同封サービス申込書希望」の旨、bmkkc@swan.ocn.ne.jp までご送信ください。添付ファイルにて申込書をお送りします。
- ・ 料金は次のとおりで後払いです。チラシ発送後に、「KKC通信」とチラシ残部数、請求書をご担当者様へお送りします。

・チラシ同封サービス料金

料 金	K K C 正・協賛会員	一 般
前記内容によるチラシ 1 点	¥ 5, 5 0 0 (税込)	¥ 1 1, 0 0 0 (税込)

※ A 3 サイズ用紙を二つ折り (A 4 サイズ 2 枚分) にした場合、 2 点で料金を申し受けます。

Ⅲ. K K C ホームページ

K K C 会員専用ページでは、archive の意味も含め過去に K K C で販売していた書籍、ビデオを公開しています。社内研修にご利用ください。ただし、過去の刊行物となるため、画像の粗さや、表現・内容が現状と合わない場合もありますので、研修の使用前に確認していただき取捨選択してご利用ください。現在公開中の刊行物は下記の 3 点で、順次追加する予定です。

■ 「危険予知訓練シート I」 (書籍)

危険予知訓練シートが 5 0 枚で、シートの裏に主な危険ポイントが掲載されています。

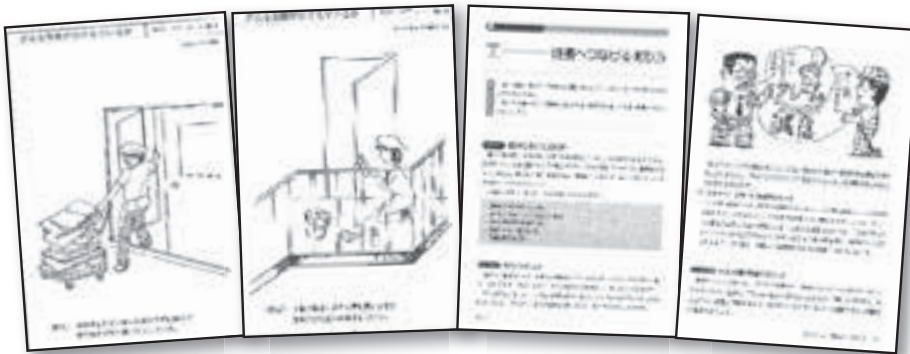
■ 「部下指導の基本」 (書籍)

現場のリーダーの一日の業務の流れに沿って、具体的にどう行動し、どう部下に語りかければよいのかを記しています。

- ・基本マナーを教える、仕事につく前に、仕事の仕方を指導する、ビル利用者への接し方、緊急時・異常時には、ほめ方・叱り方・説得の仕方、報・連・相の要領、作業終了後の部下指導

■ 「ホテルルームメンテナンスマニュアル」 (ビデオ)

ルームメンテナンスの一連の作業を網羅しています。新人が先輩から教えてもらいながら作業するという設定のドラマ形式です。わかりやすい説明と動作が写されるので新人教育に最適です。



Twitter では、K K C の活動案内、業界団体や行政からの最新情報を随時お知らせしています。K K C ホームページのトップページの右下に Twitter が、さらに下には会員専用ページのバナーがあります。



～K K C で実施している研修、販売している刊行物の詳細はホームページでご確認ください～

関西環境開発センター

検索

URL <https://www.bmkkc.or.jp>

OBM 賛助会コーナー

賛助会コーナー

万能タイプ
ぱっとピカ

脅威の洗浄力!!
しかも
頑固にもやさしい

塗って水で流すだけ!!!

**アルミにも使える
“万能タイプ”ができました!!**

●こげとりぱっとピカの使い方

- 1 洗剤を塗ります
- 2 洗剤を塗ります
- 3 3~6時間後
- 4 洗剤を塗ります

【使用注意】

注意事項

使用上の注意

素材への影響

販売店

株式会社 グリーンツリー関西

〒583-0871 大阪府羽曳野市野々上3丁目484-4
TEL 072-953-4990 FAX 072-953-4991
http://www.gtkansai.com

株式会社 グリーンツリー関西

HPアドレス <http://www.gtkansai.com>
連絡先 〒583-0871 大阪府羽曳野市野々上3丁目484-4
TEL 072-953-4990 FAX 072-953-4991

ママ&キッズ向けフリーペーパー enjoyobou

見開き
B4サイズ



配布&設置場所募集中!

お気軽にご連絡ください!



★enjoyobouとは...
「親子で楽しく予防しよう!」をコンセプトとした、
毎月発行のフリーペーパーです。

予防を楽しくする情報を掲載中!

1月号は手洗い特集! /



お問い合わせ

ICARI イカリ消毒株式会社 さくらいふ推進室

〒542-0076

大阪府大阪市中央区難波5-1-60 なんばスカイオ15階

Sakulife 虫よけミスト Outdoor Bug Guard

12時間
効果持続

ノン
パウダー

ミントの
香り

4種類の植物由来成分を配合



レモンユーカリ
・PMD(メンタンジオール)



和種ハッカ
・メントグリセリンアセタール)
・メントール
・ハッカ油

★ディート・合成香料、合成着色料、動物性原料不使用

使用方法 *衣類専用です

●外出時
衣服、帽子、スニーカーの上から、
表面が軽く湿る程度にスプレーして
ください。

●室内
虫の侵入を防ぐため、網戸や窓の
サッシ、玄関マットへスプレーして
ください。

<Sakulife 虫よけミスト>

成分: メントグリセリンアセタール、メンタンジオール、ハッカ油
メントール、エタノール、ポリオキシエチレン硬化ひまし油、水

容量: 120ml

参考価格: 1,760円(税込)



害虫駆除のプロ
イカリ消毒から誕生した
安心安全の虫よけスプレー



ご購入は
こちらから!



イカリ消毒株式会社 大阪オフィス

HPアドレス <http://www.ikari.co.jp>

連絡先 〒542-0076 大阪府大阪市中央区難波5-1-60 なんばスカイオ15階

TEL 06-6636-2741 FAX 06-6636-2720



きれいにしたい。あしたのために。

感染予防

メッセージマット



◆レンタル



◆販売

- ①体温測定の手チェック
体温を測定し、設定温度以上を検知すると表示と音声でお知らせします。
- ②手指の乾燥状態の検知
※ 手指の乾燥状態を検知してお知らせします。検知した場合は乾燥対策をお勧めいたします。
- ③マスクの着用有無をチェック
マスクを着用している状態を検知すると表示と音声でお知らせします。
- ④アルコール消毒液の手拭き回数を確認
表示と音声で手指消毒の回数をお知らせします。
- ⑤入場履歴をチェック
顔認証機能により、個人特定が可能です。日付、測定回数、検知回数(登録がある場合)、キャプチャー画像の記録ができます。記録されたデータはエクセルファイルとして出力できます。



株式会社サニクリーン近畿

HPアドレス <http://www.sanikleen-kinki.co.jp>
 連絡先 〒564-0043 吹田市南吹田5丁目14番29号
 TEL : 050-3538-3290 FAX : 06-6385-5908

NEXT バスクリーナーシリーズ

進化した「洗浄力」と「使いやすさ」で
浴室清掃をスピードアップ!

使いやすいから早い!
汚れを抑制するから早い!

- 適度な泡立ち、クイック泡切れ
- クイック作業でも確かな洗浄力
- 除菌効果でめめりや臭いを抑制

NEXT バスクイック中性

原液～10倍希釈



ハイパワーだから早い!



NEXT バスパワー弱アルカリ性

原液～10倍希釈

- 「アルカリ」と「特殊溶剤」のダブルパワー
- 増粘だからしっかり食いつく、でもさっとすすげる

リセット清掃でも早い!



NEXT バスリセット酸性

まぜるなさらぬ 原液～10倍希釈

- 「酸」と「浸透性界面活性剤」で頑固な汚れもスピードリセット
- もらいサビも強かに除去

プロのお掃除のお悩みを解決します。ぜひお気軽にご相談ください。

Suisho @ YUHO

株式会社ユーホーニイタカ
お問い合わせは

スイショウ油化工業株式会社
お問い合わせは

スイショウ油化工業とユーホーニイタカは合併し、2022年4月1日より
ミツル化学株式会社として新たなスタートを切ることとなりました。

03-5633-2520
または info@yuhonitaka.co.jp まで

06-6634-5290

スイショウ油化工業株式会社

HPアドレス

<https://www.suisho.co.jp/>

連絡先

〒536-0016 大阪市浪速区元町1-11-21

TEL: 06-6634-5290 FAX: 06-6634-5294

Multipurpose Neutral Cleaner for Hotels

コップも洗える!ホテル専用洗剤



客室はこれひとつでOK!ベタツキなく、スッキリした仕上がり!

客室

客室内のあらゆる対象物に使用可能!

コップも洗える!



コップ、カップ、湯飲み



デスク、洗面台周り(内蔵)・バス・洗面台



バス・トイレ、シャワーカーテン・洗面台



ベッド周辺周り(内蔵)・テレビ・壁紙



出入ロドアノブ



業務用 容量:10L

ホテル内の多目的クリーナー

ホテル内のあらゆる対象物に使用可能!
高グレード原料を使用することで、通常の硬質面だけでなく、コップなどの飲食器にも使用できます。

高い除菌効果

配合界面活性剤

- ・ポリオキシエチレンアルキルエーテル…(0.5%)
- ・アルキルアミンオキシド……………(0.3%)

優れた作業性

抜群の溶切力で、すずぎ時間も短縮でき、ベタツキのないスッキリとした仕上がりです。



- | | | | |
|-------|------------------|-------|------------------|
| 東京支店 | TEL 03(387)0081 | 仙台営業所 | TEL 022(239)8161 |
| 名古屋支店 | TEL 052(824)1711 | 北陸営業所 | TEL 076(224)4281 |
| 大阪支店 | TEL 06(997)09131 | 広島営業所 | TEL 082(509)6030 |
| 福岡支店 | TEL 092(45)19411 | 高松営業所 | TEL 087(881)5067 |
| 札幌営業所 | TEL 011(742)3701 | | |

ペンギンワックス株式会社 大阪支店

HPアドレス <http://www.penguinwax.co.jp/>
 連絡先 〒537-0021 大阪市東成区東中本3丁目10番14号
 TEL : 06-6973-9131 FAX : 06-6976-1456

特殊電解水

ピュアステラ

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

汚れと同時に
ウイルス・細菌を
即効アタック

※試験実証済み(15秒で99.9%除菌)

アルカリ電解水で国内初!!

奈良県立医科大学との共同研究で実証。
新型コロナウイルス(SARS-CoV-2)を15秒で不活化。

pH12.7 pH12.7 pH13.2/pH12.7 pH12.7/pH13.2

©2021年3月31日現在特許中



3つのNOを実現した「多用途の水」。
洗浄も除菌もサッと拭くだけ。

ウイルス・細菌の除菌効果をHPで公開中! [ピュアステラ](#)

新型コロナウイルス(SARS-CoV-2)

インフルエンザウイルス(A型)・ノロウイルス・大腸菌・サルモネラ菌・緑膿菌・肺炎
ビブリオ菌・皮膚刺激性・農薬洗浄力・製品経時変化・・・

その他、様々な「電解水生成装置
(強アルカリ性電解水、酸性電解水)」を
取扱っております。
お気軽にお問い合わせください。



(お問合せは...)

各種メーカーの各種メーカーの機種を扱って
おります。詳細はQRコードより、当社HP
をご覧ください



八木春産業株式会社

HPアドレス www.aqua-club.co.jp
連絡先 〒541-0054 大阪市中央区南本町3-3-22
TEL: 06-6251-2635 FAX: 06-6251-1099

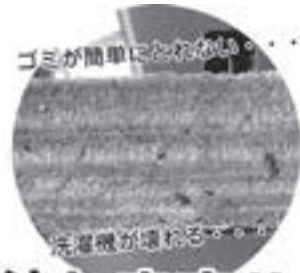
CONDOR 山崎産業株式会社
Team of the Quality

フラットモップに付いたゴミの処理に

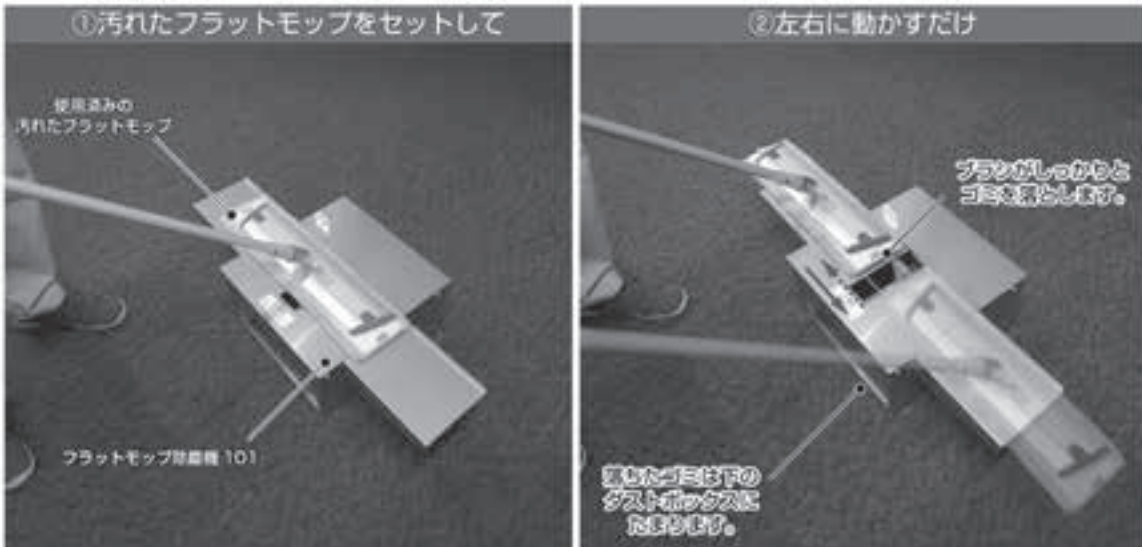
時間をかけていませんか??

そんなお悩み

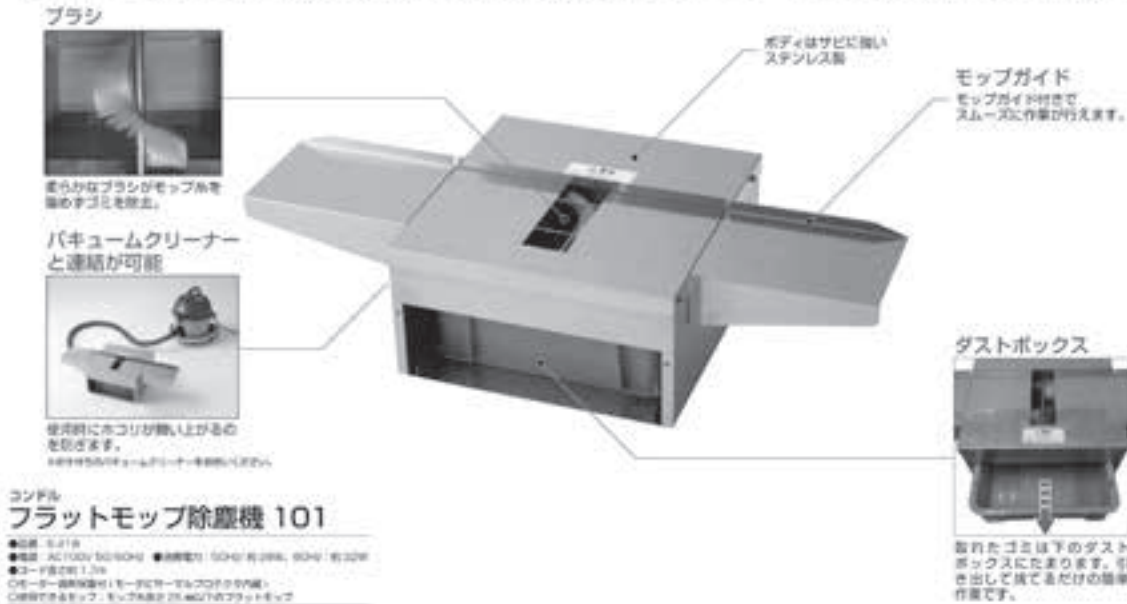
フラットモップ除塵機 101 が解決します !!



除塵機の上にフラットモップを滑らせるだけの簡単作業でゴミを除去できます。
機械の内部にブラシがあり、台の上にモップを滑らせるだけでブラシがゴミを下のダストボックスに落とします。



簡単にゴミを除去でき作業効率のUPにつながります!



山崎産業株式会社 第二営業本部大阪営業所

HPアドレス <http://www.yamazaki-sangyo.co.jp>
連絡先 〒556-0006 大阪市浪速区日本橋東3丁目10番2号
TEL: 06-6633-1255 FAX: 06-6632-0274

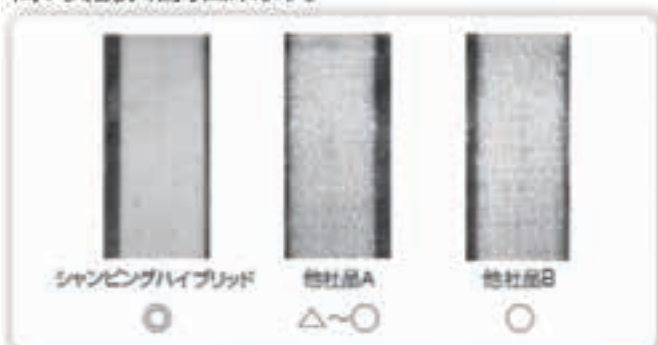
新製品 シャンピング専用洗剤 登場！！ シャンピングハイブリッド

「洗浄力」「作業効率」「使い易い容器」を容器とことん追求

Point.

こだわりポイント1 **洗浄ムラになりにくく、圧倒的な洗浄力**

ハイブリッドクリーナーの特徴である皮膜溶解力に加え、
シャンピング洗浄に欠かせない機能性があるため、
高い美観が維持出来ます。



樹脂ワックス3層塗布後、人口汚こうをエイジングしたテストピースを
各洗剤50倍希釈液を塗布した直後に、青パッドで洗浄力を比較。



製品荷姿：4.7ℓ×4本入り

Point.

こだわりポイント2 **作業性重視で効率アップ**

Point.

こだわりポイント3

低溶性

① 小分け不要で持ち運び便利

1回盛りは、約200mlです。
ポンプシャワータンク(10L)に
1回盛りを投入すると、
50倍希釈になります。

② 便利な目盛り付き

③ 注ぎ口付き

曇とう直後 曇とう5分後

シャンピングハイブリッド 他社品A 他社品B シャンピングハイブリッド 他社品A 他社品B

ユシロ化学工業株式会社 大阪支店

HPアドレス <http://www.yushiro.co.jp>
 連絡先 〒573-0005 枚方市池之宮3丁目5番1号
 TEL：072-848-7211 FAX：072-848-7220



RINREI リンレイ ソーシャル・ハイジエニックシステム SOCIAL HYGIENIC SYSTEM

ケミカル×マシン 日々の手拭作業の効率化を大幅実現

● 噴霧するだけで除菌・消臭が1ステップ

清掃作業もできる除菌消臭剤

● 安心・安全なノンアルコール

ノンアルコール、中性なので
アルコールやアルカリに弱い素材にも
安心して使えます

● 天然物由来消臭剤配合 (柿抽出物)

● 無香料

※すべての菌を除去するものではありません。

アルキルアミノオキシド0.05%配合

R-SHSハイジエニック除菌消臭剤



内容量：18L

SHS e-Spray イースプレー

静電誘導式ガンスプレー



あらゆる施設に



詳しい使い方やコツは
こちらにアクセス！



● 使用時には安全な作業のため、各製品の取扱上の注意を熟読してから正しくご使用ください。

● アルコール類の噴霧は、お止め下さい。

● 噴霧機につきましては、各メーカーの表示と安全に関する表示に従ってください。

● ここに記載された内容以外の詳細につきましては、弊社担当営業までお問い合わせください。

株式会社リンレイ 大阪支店

HPアドレス <http://www.rinrei.co.jp/>

連絡先 〒532-0005 大阪市淀川区三国本町2丁目1番10号

TEL：06-6394-4571 FAX：06-6394-4579

編集後記

「OBM こみゆにけ〜しょんず 新春号」をお届けします。

昨年は、大リーグエンゼルスの大谷翔平選手が、リアル二刀流でア・リーグの MVP を満票で受賞しました。ニュースではたくさんの感動した場面が何度も流れてその偉業を伝えていました。

なお、大阪協会のビッグニュースとしては、ビルメンヒューマンフェアで行われました第17回全国ビルクリーニング技能競技会において、近畿地区代表のお二人が1位と2位を獲得するという、過去に例がない金字塔を打ち立てました。

新型コロナウイルスはワクチン接種率も高くなり、夏に猛威を振るったデルタ株もおさまりつつあり、感染防止対策の緩和が求められてきたところに爆発的な感染力を持つとされますオミクロン株の脅威が報道されております。

第6波に備えるためには、病床数の確保が求められておりますが、エッセンシャルワーカー(社会の安定の維持に不可欠な労働者)である私たちも病院の清掃と消毒について、現状を正しく理解し前向きに取り組んでいく必要があると感じました。

さて、アラブ首長国連邦で3月末迄開催されているドバイ万博では、昨年12/11に日本の文化を伝え魅力を発信するジャパンデーが開催されましたが、オミクロン株の世界的流行の影響で大幅に縮小されてしまいました。2025年大阪・関西万博に繋げていく大事な時期でもありますので、日本国際博覧会協会様から、万博の概要と今後のスケジュール等のご案内をいただいております。

また、今年の3月にはビルクリーニング業界を含む13分野において、外国人就労が、在留制限を無くす「無期限」になる可能性が出てきました。人手不足の慢性化は続いておりますので、解決策が必要であることには間違いありません。

その上で、ディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)の実現のためには、ロボットやIoTの導入を積極的に行い、作業効率を改善して生産性を高めて、健康で安心して働き続けることのできる環境づくりが必要であると考えます。

この冬は、北京冬季オリンピックを楽しみながら、健康にもご留意ください。

協会は感染対策など安全を第一として活動してまいりますので、今後ともよろしく願い申し上げます。

広報委員会

副会長	北川 卓	委員	服部 哲也	福田 和哉
委員長	笹岡 之洋		清水 祐希	李 泰倫
副委員長	大慶順一郎	南 英夫		

エッセイを募集します!!

～ ふるってご応募ください～

この度、一般社団法人大阪ビルメンテナンス協会では『新型コロナウイルスとビルメンテナンス』をテーマとしたエッセイを会員企業の皆様から募集することになりました。

今回の企画は、新型コロナウイルス感染症の流行により、テレワークや時差出勤など働く環境や社会の常識までも一変してしまうなか、社会生活

を守るエッセンシャルワーカーとしてビルメンテナンス業務を続けていく上で、感じたことや経験したことをエッセイにしてお寄せください。

ウイズコロナが続く時代に、日頃のお仕事を通じて気を付けていることや感じたこと、日常での生活習慣の変化など、あなたの『コロナで変化したこと』をお待ちしております。

【募集要項】

- ①**応募規定**：本文は 2,000~3,000 字程度にまとめ、表紙には題名、氏名、会社名（事業所名）などを記入してください。
尚、氏名には必ずふり仮名を附しておいてください。
- ②**応募条件**：日本語で書いた未発表の作品。1人1作品とします。
- ③**応募資格**：一般社団法人大阪ビルメンテナンス協会正会員及び賛助会員企業に在籍し、従事されている方に限ります。
- ④**応募内容**：「エッセイ」であること。
- ⑤**テーマ**：『新型コロナウイルスとビルメンテナンス』
新型コロナウイルスで感じたことや経験したことなど題名は限定しません。
- ⑥**賞**：

大賞	1点	賞金	10万円
優秀賞	2点	賞金	5万円
佳作	3点	賞金	3万円
- ⑦**主催**：一般社団法人大阪ビルメンテナンス協会
- ⑧**応募方法**：郵送もしくはメールでお願い致します。
- ⑨**締切日**：2022年1月末日（郵送の場合は当日消印有効です）
- ⑩**審査委員**：会長、副会長、広報委員その他
- ⑪**入選発表**：2022年3月。応募者各位に結果を通知します。
- ⑫**表彰**：総会（2022年5月開催予定）の席上で表彰を行います。
- ⑬**注意事項**：作品の審査、選考についての問い合わせはご遠慮ください。
入賞作品の著作権は主催者に帰属します。
応募作品は返却致しません。必要な方はコピーをとっておいてください。
- ⑭**応募先**：一般社団法人大阪ビルメンテナンス協会
〒550-0002 大阪市西区江戸堀 2-6-33 江戸堀フコク生命ビル 10階
TEL 06-4256-5371 FAX 06-4256-5375
Eメール osakabma@obm.or.jp



Life Creation
Life Cycle Assessment
Ecological System

“予防衛生”で リスクと経営をサポートします

環境衛生・食品衛生・公衆衛生

【主な事業内容の紹介】

- 総合的有害生物管理：有害生物の防除、殺菌、除菌、脱臭作業 等
- コンサルティング・監査：HACCP 導入支援、従事者向け講習会の実施
- 検査・分析：混入異物検査、微生物検査 等



美しい街づくり、それが私たちの願いです。

環境エンジニアリング 全国100事業所



イカリ消毒株式会社

<https://www.ikari.co.jp>

大阪オフィス 〒542-0076 大阪府大阪市中央区難波5-1-60 TEL. 06-6636-2741 FAX. 06-6636-2720

大阪中央営業所 〒577-0013 大阪府東大阪市長田中2-2-4 TEL. 06-4307-6874 FAX. 06-4307-6872

わくわくを見つける冒険へ。

スイショウ油化工業株式会社と株式会社ユーホーニイタカは合併し、

2022年4月1日より『ミッケル化学株式会社』として

新たなスタートを切ることとなりました。

カガクで見つけるカガヤク未来



Miccheal

ミッケル化学株式会社